

# 警察監獄學會雜誌

## 第八號

所有

版種

### 目録

- 警察及監獄ニ兵力ヲ應用スル事ヲ論ス 八木秀太郎
- 學會組織ノ改正ニ達シテ普ク警察監獄ノ當局諸君ニ致テ一稿ノ執筆ヲ呈ス 在東京獨學人
- 雜報
- 庚列刺病の流行ニ就テ
- 地下工事の困難
- 地上げ
- 建築物の敷地
- 横濱の水道
- 清潔法の注意
- 沈着ニ就テ
- 憲法抵觸の條規を廢止せんとす
- 警視廳羅ヘーレン氏
- 巡查の姿勢
- 警察官及消防官制服
- 改正制服の製法に就テ
- 警察官及消防官服裝規則
- 巡查の制服に改正せられず
- 故鈴木干葉縣巡查遺族の答禮
- 正談
- 北海道の集治監
- 勅令第四百四十六號
- フォンセーバハ氏
- 監獄事務の分掌に就テ
- 監獄所有者の監房に就テ
- 賞表所有者の看護に就テ
- 傳染病囚の看護に就テ
- 警察署留置場の便器
- 警察署留置場の便器
- 監獄ノ不景氣ノ羅針盤ナリ
- 出獄人保護會社
- 看守の分掌を履行すへし
- 町電燈局の音響

- 活版器械を採用せし
- 長崎縣庚列刺病調査
- 新憲兵課程卒業の成績
- 憲兵下士卒の賞
- 熊本廣島憲兵隊管區首部長電所位置
- 集會及政社法
- 牛乳に關する注意
- 前号の誤脱
- 統計
- 警部巡查及警察費
- 在監人月末現在表
- 英法ノ華
- 數罪併發
- 寄書
- 潮田居士
- 巡閱規則註釋(承前)
- 雜錄
- 新吉原由緒
- 假出獄ノ上申方ニ就テ
- 東京 門外 逸士
- 監視
- 飛譯
- 英國警察法沿革(承前)
- 日鼻豐作譯
- 西班牙國監獄(承前)
- 朝比奈又三郎譯
- 附録
- 消防護義(承前)
- 警視廳消防本署御藏書

録四 煙突ノ倒ル、危險ヲ過ルカ爲メニ煙突ヲ支障スヘキ部分カ盡ク破壊ノ去ラレタルカ如キ場合ニハ

消防書ヲ珍重スルコトアルハ抑モ何事ソヤ (以下副出)

# 警察監獄學會雜誌

## 第七號目錄

- 論說
  - 清浦警保局長講演筆記
  - 國家、貧民救濟法ニ就テ 八木秀太郎未定稿
  - 典獄諸君ノ歸任ヲ送ル 小河 滋二郎
  - 監獄ノ本旨 文學士 久米 金彌
- 雜報
  - 海水浴場取締
  - 警察巡閱
  - 禮式
  - 巡查の制服
  - 刑事被告人の勘査に就テ
  - 警察賞與規則に就テ
  - 故鈴木清助氏の履歷
  - 官等俸給例の改正
  - 警官の服制
  - 吊慰

- 監獄官練習所終業式
- 獄務顧問の演說
- 監獄の防火演習
- 罪區區分
- 立番
- 科料
- 帶劍
- 最敬禮
- 監獄官練習所
- 押髪師の呼吸器
- 戸の開き方
- 井戸浚へ
- フオンセーバーハ氏
- 統計
  - 全國在監人統計
- 法令註解
  - 警察巡閱規則註解
- 問答
  - 街路撒水 利害如何 光 陰 生

- 雜錄
  - 囚人ノ賞罰ニ就テ
  - 典獄諸君 九坡逸史
  - 家屋ノ高サ
- 寄書
  - 給與工錢ヲ論ス 愛媛縣監獄 長谷川永太郎
  - 地方警察官諸君ニ告グ 銀街 迂夫
- 翻譯
  - メルボオン監獄車員服務規律
  - 西班牙國監獄 朝日奈又三郎譯
- 附錄
  - 消防講義 警視廳消防本署御藏書

## 本會廣告

●今般警察監獄學會規則別記ノ通改正本年六月一日ヨリ實行候ニ就テハ從前本會會員名簿ニ登錄セラレタル者(即チ本科別科兼修員本科又ハ別科專修員並ニ雜誌購讀者)ニシテ

甲種會員タラント欲スル者

ハ規則第七條第一項ニ依リ本會ニ申込アルヘシ又從前本會會員名簿ニ登錄セラレタル者ハ規則第七條第二項ノ手續ヲナサ

ハルモ引續キ

乙種會員タルコトヲ得ルモノトス

依ツテ乙種會員タルコトヲ望マサル者ハ來ル六月三十日マテニ其旨ヲ本會ニ通知アルヘシ但右期日マテニ其通知ナキモノ

ハ總テ乙種會員トナシ名簿ニ登錄スヘシ

從前本會會員名簿ニ登錄セラレタル者ニシテ乙種會員トナル者ノ會費ハ本年六月分ヨリ改正規則ニ依ツテ徵收スル者トス

明治二十三年五月

●本會組織改正ニ付會務整理ノ爲メ本年六月分本科講義錄並ニ雜誌ノ發行ハ臨時休刊セリ

右ニ就キ甲乙種會員ノ會費ハ本年七月分ヨリ徴收スヘシ

又六月分トシテ既ニ拂込ミタル會費ハ自然七月分へ操越シ領收スヘシ

明治二十三年七月

### 警察監獄學會

別科講義錄發行人

磯村松元

●警察監獄學會ニ於テ發行相成候講義錄雜誌ハ該會會員外へ配布不相成然ルニ從來講義錄雜誌ノ一種ヲ購讀セラレタル諸君ヨリ是迄ノ如ク購求セラレタキ旨頻リニ請求有之ヲ以テ拙者今回學會ノ承諾ヲ得テ學會々員外ノ需用ニ應シ講義錄雜誌ノ一種左ノ定價ヲ以テ頒布致スベク希望ノ諸君ハ拙者へ向ケ申入相成タシ此旨廣告ス

一本科講義錄 一部金八錢 (全國無遞送料)

一雜誌 一部金六錢 (全上)

磯村松元

警察監獄學會雜誌第八號

ノ諸強國ハ概テ歳入ノ三四分一ヲ之ニ供スルナリ然

論說

警察及監獄ニ兵力ヲ應用スル事

ヲ論ズ

八木秀太郎

羅馬ノ古諺ニ「爾平和ヲ欲スレハ須ク兵備ヲ治ムヘシ」ト云フコトアリ至言ナル哉現今歐洲諸強國轉タ兵力ノ強大ヲ競ヒ機械ノ精銳ヲ爭ヒ虎視眈々外國ニ隙ノ乘スヘキアレハ直ニ搏テ之ヲ倒サント欲スルノ觀アリ然レモ是レ假觀ニ過キサルカ如シ畢竟平和ヲ望ムカ爲ニ年々幾千萬金ヲ多シトセス陸ニ大兵ヲ擁シ海ニ堅艦ヲ泛ヘ以テ武ヲ外國ニ示スノミ蓋シ外國ノ意中ヲ測知スヘカラサルヲ以テ自ラ強者ノ位置ニ立テ和戰ノ權ヲ掌握シテ以テ外國ヲシテ自由ニ進退シ能ハサラシメント欲スルナリ

蓋シ世ニ兵力ホト不廉ナルモノハアラサルヘシ歐洲

論說

磯村松元

ノ諸強國ハ概チ歳入ノ三四分一チ之ニ供スルナリ然リト雖モ外ハ國家ノ獨立ヲ維持シ内ハ社會ノ秩序ヲ保護スルニ之ヲ措テ他ニ良手段アルコトナシ實ニ國家ニハ一日モ闕クヘカラサル必要具ナリトス列國ノ大金ヲ消費シテ顧ミサルコト已ムヲ得サル者アレハナリ夫レ軍隊及艦隊ハ平時ト雖モ幾多ノ顯著ナル効用アルコト辨チ須タサル所ナリ一ニ例ヲ舉クレハ國民教育ノ普及ニ裨補アル事、製造業ノ發達ヲ催進スル事、壯年男兒ノ身體ヲ強健ニシ由リテ人種ノ改良ヲ助クル事、人心ヲシテ勇壯活潑ナラシメ以テ一國ノ元氣ヲ維持シ又紀律ヲ尙ヒ秩序ニ依ルノ心ヲ養成スル事、有事ノ日ニ備フル事、國內ノ安寧靜謐及秩序ヲ維持スル事、外國ノ侮ヲ防ク事、海外ニ於ケル交通々商ヲ保護スル事等一々枚舉ニ遑アラサルヘシ然レトモ議者或ハ一國ノ生産力ヲ障礙シ以テ經濟ヲ損スルコト甚シトテ反對ノ意見ヲ懷抱スルアリ予ハ之ヲ取ラ

サルナリ試ニ看ヨ一國ノ元氣ハ兵ニ由リテ維持セラ  
 ル、モノナルコト古來兵ナキ國ニシテ永ク強大ナ  
 保テタルモノアリヤ元氣トハ文字ノ如ク一國ノ根元  
 タル氣力ヲ謂フナリ氣力ハ精神上ノ原素トモ謂フヘ  
 キカ之ナクシテハ一國ノ生活ヲ永續シ得ヘカラサル  
 ナリ米國ノ如キハ主トシテ義勇兵ニ頼リ之ヲ以テ一  
 國ノ元氣ノ中心トスト聞ケリ米國及獨國ノ如キハ舉  
 國皆兵ノ主義ヲ實行セルナリ故ニ元氣ヲ烹煮スルノ  
 竈ハ寧ロ全國ノ上ニアリ夫ノ淺草ノ「パノラマ」ヲ見  
 スヤ元氣ノ所在問ハスシテ明ナラン

兵ハ常ニ教練ヲ要ス三年ノ現役モ未タ長シト言フヘ  
 カラス然レハ生兵教練ヲ終リタル後ハ日々ノ練兵時  
 々ノ諸勤務ヲ外ニノ強テ多少ノ餘裕ナキニシモアラ  
 サルヘシ獨國ニ於テハ國內ノ各都會ニ部隊ヲ配置シ  
 テ警察及監獄ノ援助トナセリト聞ク其方法ノ大畧ヲ  
 摘記スレハ中等以上ノ市ニハ大抵衛戍ヲ置キ衛兵ヲ

隊ハ莫大ナル費用ヲ要スルヲ以テ其成立ヲ妨ケサル  
 限リハ平時ニ於テ國家ノ用ヲ爲スニ力メンコト蓋シ  
 其美德ト稱スヘシ設合ヒ直接ノ義務ハアラストスル  
 モ若シ爲シ得ヘキコトニシテ幾分カ國家ノ法ヲ贊ク  
 ルノ途アラハ舊テ之ニ任スヘシ然レハ國人ハ愈々軍  
 隊ノ効用ヲ知得シテ愈々之ヲ仰クニ至ランコト必セ  
 リ世ニハ平時ニ於ケル軍隊ヲ視テ以テ無用ノ裝飾物  
 ナリト誤認スルカ如キ無分別者流アラソモ保スヘカ  
 ラス衛戍兵ヲ活用シテ一面ニハ行政機關ニ補助ヲ與  
 ヘ一面ニハ軍隊ノ効力ヲ表明ス亦可ナラスヤ一舉兩  
 全ノ良法ト謂フコト決シテ誣言ニアラサルヘシ  
 獨國ノ如キハ兵ヲ養フコト極メテ多ク殆ト將ニ國家  
 ノ健全ヲ害セントスルニ至リタルモノ、如シ是ヲ以  
 テ平時ニ軍隊ヲ利用スルノ方ヲ講シ間接ニ國家ノ負  
 擔ヲ減セント計ルノ意味アルヤモ未タ知ルヘカラス  
 然リト雖モ結局兵力ヲ活用シテ警察及監獄ノ職掌ヲ

シテ一部ノ司法警察ノ事ヲ行ハシメ又多人數ノ群集  
 アル等ノ場合ニハ取締ヲ爲サシムルナリ獨國ノ諸大  
 市ニハ特別ナル警察隊アリ郡村ニハ憲兵ノ配置アリ  
 又夜警ナル者ヲ設置セル土地モアリ然レトモ要スル  
 ニ我國ノ巡查ノ如キ全國ヲ通シテ畫一ナル執行機關  
 ヲ存スルコトアラサルナリ是ヲ以テ衛戍兵ヲシテ警  
 察ノ職務ヲ攝行セシメンコト一段ノ必要アリ又得策  
 ナリト謂フヘシ殊ニ集合運動ヲ要スル場合ノ如キハ  
 軍隊ノ力ヲ用フルコト最適切ナリトス  
 獨國ノ監獄ニ於テハ大概夜警ノ勤務ヲ衛兵ニ一任セ  
 リ故ニ監獄ノ戒護ニ從事スル吏員ハ夜ニ入レハ僅ニ  
 監獄内部ノ戒護者ヲ遣シ他ハ皆家ニ歸リ去リ而シテ  
 衛戍ヨリハ一部隊ヲ分遣シテ監獄ノ外部ニ步哨ト立  
 哨トト置クコトナリ之カ爲メニ衛戍地ト監獄トハ相  
 距ルコト遠カラサルヲ例トセリ  
 此設置ハ實ニ一舉兩全ノ良法ト謂フヘキナリ抑モ軍

援助スルノ一事ニ至リテハ之ヲ妙案ナリト謂ハサル  
 ヘケンヤ

●學會組織ノ改正ニ逢ヒテ普ク警

察監獄ノ當局諸君ニ敢テ一篇ノ

蕪辭ヲ呈ス 在東京 獨 學 人

世ニ警察國ト法治國トノ別アリ大小ノ政務一ニ便宜  
 ニ從フ之ヲ警察國ト曰ヒ國家ノ舉措悉ク法律ニ據ル  
 之ヲ法治國ト云フ我國多年既ニ畧々法治國ノ實ヲ舉  
 ケ來リタリト雖モ今ヤ將ニ名實ヲ併セテ法治國ノ班  
 コ入ラントス其變遷ノ大ナル其關係ノ廣キ誠ニ一言  
 ニシテ能ク尽クスヘキニアラサルナリ故ニ國家ノ機  
 關ニ屬スル者ハ其頭腦ヲリ手足タルヲ論セス須ラシ  
 舉リテ奮發勵精以テ此大業ニ應分ノ力ヲ效サ、ルヘ  
 カラサルナリ  
 夫レ警察ノ職分ハ主トシテ公衆及各個人ノ安寧ヲ保

ナ且幸福ヲ進ムルニアリ之ヲ詳言スレハ法律ノ範圍ニ於テ上司ノ命令ニ遵ヒ機ニ臨ミ變ニ應シ安寧靜謐及秩序ヲ維持スヘキ正當ノ處置ヲ施シ以テ國家ノ全体及其分子タル人民ヲシテ固有ノ幸福ヲ享受セシメ自發及外來ノ危險ニ接觸スルコトナカラシムルヲ要スルナリ其責務タル決シテ小ナリト謂フヘカラス而シテ此重大ナル責務ヲ全フセンニハ其力普及セサルヘカラス又必要ノ威權ナカルヘカラス是ニ於テカカ公衆ハ原來警察ニ恩コリアレ決シテ怨ノアルヘキ管ナキニ拘ラス景慕スルヨリハ反リテ忌憚スルカ如キノ奇觀異聞ナキニアラス豈驚クヘキニアラスヤ然レトモ穢リテ熟思スレハ喬木ハ風ニ撼マレ艷花ハ雨ニ惡クマル威權ノ存スル所則チ怨讐ノ歸スル所ト云フナレハ強チ怪シムニ足ラサルヘキナリ唯ク當ニ自ラ慎ミ自ラ守リ以テ他ノ敵愾ヲ和ケ攻撃ノ端ヲ避クヘキナリ

ラ便宜ニ基キテ進退スルコトモアリ是レ法律ハ千萬無量ノ出來事ヲ豫知シテ一々之ニ對スル規定ヲ設クルコト能ハサレハ實ニ已ムコトヲ得スシテ爾ルモノナリ之ニ由リテ警察官吏ハ能ク法理ニ通シ成法ヲ諳ンスルニアラサレハ恐クハ背法違令ノ行爲ヲ仕出來シテ輕クトモ世人ノ蔑如チ招キ職務ノ失體ヲ來シ重キニ至リテハ過リテ刑辟ニ觸ルハコトサヘナキゴアラサルヘキチ殊ニ憲法實施ノ曉ニハ世人モ倍々自由ヲ重シ殊ニ甚シキハ故ラニ官吏ノ過失ヲ扶出摘發シテ以テ自ラ快トシ自ラ榮トスルノ徒ヲ生スルニ至ランモ知ルヘカラサレハ力ノ及ハン限リハ法律ヲ研究シ學理ヲ討求シ處務ニ練達シ以テ不測ノ禍ニ罹ルカ如キコトナカラン様用心スルチ必要トスヘシ近時法律ノ出ツルコト前後踵ヲ接シ就中警察官ノ知悉セサルヘカラサルモノ亦擲シトセス然ルニ世ハ益々多事トナリ警察官ノ耳目ヲ牽キ手足ヲ掣スルコト

國民ハ警察ニ憑リテ自體財產等ノ安全ヲ保チ得ルナリ其平ニ眠リ平ニ食ヒ平ニ樂チ樂ミ得ルハ將タ誰ノ庇護ニ由ルカ若シ一日ナリトモ警察ノ保護ヲ闕如スルコトアランニハ世間忽チ闇黒トナリ強ハ弱チ凌キ惡ハ善チ壓シ遂ニ所謂禽獸世界ニ變スヘシ秩序アル國家及社會ニ於テ警察ノ貴重ナルコト此ノ如ク夫レ大ナリ故ニ職ニ警察ニ在ル者ハ只管其任ノ重キヲ念ヒ警令ヒ如何ナル毀譽褒貶ニ逢フトモ毫モ之ヲ心頭ニ懸クルコトナク一意專心ニ各々其務ヲ勤ムヘキナリ然レハ俯仰天地ニ愧ツルコトナク寐寤ニモ胸中ノ爽快ナルチ覺ヘ以テ自ラ適スヘキナリ死ストモ憾ナカルヘキナリ

夫レ然リ而シテ警察ハ時ニ一方ノ安寧ヲ保護セン爲メニ他方ノ利益ヲ毀損スルコトナキニアラス(佛者ノ所謂一殺多生)又警察ノ働作ハ愈々出テ、愈々新ナルモノナレハ必スシモ法則ニ依準スルコトナク純隨テ増加セリ學ヲ講センカ日々ノ勤務ニ忙シキチ如何セン時々ノ任務ヲ全フセンカ充棟管ナラサル浩濼ノ律書ヲ繕カサルヘカラサルチ如何セン諸君ノ進退實ニ谷レリト謂フヘシ

監獄官諸君ニ在リテモ亦此ノ如シ世人ノ理想愈々進ミ自由ヲ愛重スルノ念愈々堅キニ從ヒ監獄ノ整理モ轉々重キチ加ヘ且困難トナルヤ明ナリ監獄ハ社會ノ濾水器ナリ沈澄池ナリ混濁汚穢ノ毒惡者ヲ化生シテ善良有用ノ人物ヲ製出スヘキ所ナリ國家及社會ニ對シテ負フトコロノ義務決シテ難キニアラサルナリ人ノ最モ重シトスルハ性命ナリ之ニ次テ重シトスルハ身體ノ自由ナリ思想ノ自由ナリ而シテ監獄ハ此等ノ貴重物ヲ制限スル所ナリ檢束スル所ナリ故ニ監獄ニ從事スル者ハ最モ慎重スルトコロナカルヘカラス抑モ監獄ノ最大要務ハ在監人ヲ嚴肅ニ拘禁スルニアリ刑ノ執行ノ目的ヲ空フセサルニアリ之ニ加フルニ

巧ニ經理ヲ行ヒ以テ經濟上ノ利益ヲ損セサルヲ要ス  
 其責務誠ニ重且大ナリ法律ニ通シ且理財ノ道ヲ明ニ  
 スルニアラサルヨリハ決シテ容易ニ之ヲ全フスヘカ  
 ラサルナリ

今ヤ世人ノ監獄ニ着眼スルコトノ深キ遠ク曩日ノ比  
 ニアラス遇囚ノ法建築ノ事又經理ノ整否一モ識者ノ  
 注意ヲ脱スルコトナシ國家及社會ノ監獄ニ期スル所  
 大ナレハ隨テ其注意ノ燒點トナルコト洵ニ其處ヲ得

タルモノナリ毫モ奇トスルニ足ラサルナリ監獄官吏  
 タル者敢テ或ハ懈ルヘケンヤ況ヤ一步ヲ誤レハ輒チ  
 躬ヲ法律ノ罪人トナルヘキ危險アルニ於テオヤ  
 上來論述スル所ニシテ果シテ大過ナカラシニハ警察  
 及監獄官吏諸君ノ如今一層講學ニ潛心セラレンコト

實ニ燒眉ノ急務ナルヘシ勿論諸君ニハ多ク餘暇アラ  
 ソコトヲ求ムヘカラスト雖モ諸君ニシテ國家及社會  
 ノ望ニ負クコトナカラント欲シ併セテ自己ノ利益ヲ

雜報

●虎列刺病の流行に就て 政府は固よりの事各地方  
 の自治体諸種の衛生會醫會等凡ろ利害の關係あり又  
 の職務上の義務ある向々よ於て既に夫々適正なる  
 豫防又ハ撲滅手段を活潑に施行せらるゝ趣にて日々  
 の新聞紙上にも續々記載あるを以て今更別に予輩の  
 喋々をを要するとなけれども少しく此上當局者に  
 向て希望したる事柄あれハ左に一括して之を開陳し  
 私かに一顧の榮を乞ひんとす

一 惡疫の豫防又ハ檢疫に従事せらるゝ諸吏員は消  
 毒ニ關する學理の大意を會得せられたる事

理由 患者の排泄物に各種の消毒藥を和すれば如何  
 なる化學上の作用を起し由りて如何なる化學上の變  
 化を生じ結局如何なる譯にて病素を滅し得るものか  
 ら哉如何なれハ毒物の最早其毒を退ふするに能はず  
 ぞて安心し得る哉の次第を明瞭に知了するにあらざ  
 れば不圖大なる間違を仕出來すの恐れあり唯た一向  
 又石炭酸を散布すれば可なり石灰乳を投すれば可な  
 りとのみ思惟して其譯柄を辨へざらんには或は無効  
 の處置に安んじて不測の患者を生起し又ハ無益の行

保護セント欲セラレンニハ設令ヒ就眠若クハ安息ノ  
 時間ヲ割キテナリトモ日々多少ノ時間ヲ講習ノ目的  
 ニ完用セラルヘキナリ嗚呼時間ニハ乏シ讀ムヘキ書  
 ハ夥シ諸君或ハ惑フコトアラシモ一圖リ難シ是レ予ノ  
 敢テ不敬ヲ願ミス諸君ニ言ノ勸告ヲ呈セント欲スル  
 所以ナリ曩キニ警察監獄學會出現シ毎月講義録ト雖  
 誌トチ發行セリ予輩爲メニ利益ヲ得ルコト嚮シトセ  
 ス惟フニ諸君ハ實際ニ經驗アリ且學識アリ然リト雖  
 モ世ノ文明ハ駭々乎トシテ長足ノ進歩ヲ爲シ亦底止  
 スル所アルコトナシ況ンヤ新法律續々發布ニ至ルノ  
 時機ニ際スルニ於テオヤ是ヲ以テ諸君此學會ヲ利用  
 シテ相互ニ知識ヲ交換シ學問ノ上進ヲ計ラレハ當  
 ニ自己ヲ益スルノミナラス延ヒテ國家ヲ利スルニ至  
 ランコト昭々乎トシテ夫レ明ナリ予ハ諸君ノ本會ノ  
 目的ヲ空フセス戮力協心以テ灼乎タル效驗ヲ期セラ  
 レソコトヲ切望ノ至ニ勝ヘサルナリ

爲を以て貴重の財産を消滅するの憂あらん乎要する  
 に麝香の生兵法ハ禁物あり必らず十分阻礙したる上  
 全く消化するを必要とせん

二 消毒藥の製法を心得られたる事

理由 例之は單に石灰水と云ふ時の石灰と水とを  
 混交すれば可なりと思惟する人もあらんかなれとも  
 石灰によりてハ全く無効なるものもあり否らざるも  
 效力微弱あるものあるなり消毒の有效品の煨製石灰  
 とて燒き立てのものに限るなり此種の石灰ハ水に逢  
 へハ火を發するとあり爲めに火災を生じたるの例も  
 なきにあらす深く注意すへきとなり元來煨製石灰は  
 暫く空氣に觸るれば空氣中に存在する炭酸瓦斯と化  
 合して炭酸石灰に變するなり故に大槩七八日を經れ  
 り過半炭酸石灰となりて消毒の效を損失するあり尤  
 も密閉して貯藏し毫も空氣に觸れしめされば此憂な  
 しと雖も實際困難なる業あるへし右の次第なれハ石  
 灰何分ハ水何分を加ふへしと規定しあれハとて石灰  
 の品質に由りてハ其分量を増さしめれば消毒の効なき  
 とあるべし成るべく煨製石灰の簡便なる試験法を  
 も心得らるゝ様いたしたし以上の石灰水に就ての一  
 例あり其他の藥物に在りても同様の事少なからざる

三 消毒藥と消毒すべき物件との關係を審にす  
る事

理由 凡そ消毒を施さんとするよは先づ消毒すべき物件の性質を考へて適當の方法を選定すると必要なり石灰水の廉價にして且効力も随分強きものなれば汎く使用するを可なりとせんも物品およびは石灰水に逢ひて廢物となるとあり故に物品の性質次第にて或は石炭酸水を可とするもあらん昇永水を可とするもあらん又蒸蒸を可とするもあらん是事ハ兼て深く心得ありたし昇永之最有効なる消毒藥なり然れども亦最怖るべき毒藥なれハ輕々しく之を使用すべからず勿論通常人の手には決して渡すべきものならず戒しむべきとあり蒸蒸法の種々あり現今稱用するハ水蒸氣(熱蒸)あり但し皮革及上等の絹布にハ不適當とす絹布の衣服ハ二週間以上乾燥したる場所に於て曝乾するなどの便法もあり結局熱氣蒸蒸法の通常衣服臥具の類を消毒するに最妙なり

序に消毒藥の分量に就て一言せん如何に有効なる消毒藥なり神物にあらざれば僅々少量を呪術然と使用して効驗のあるべき謂れなきなり必らず消毒すべき物件の數量に比例して相當の分量を用ひざるべからず

満つれども未だ東京へ侵入するに至らず是れ偏に衛生官吏及警察官吏の一方ならざる焦心盡力の賒なりと謂ふへし其勞績の顯著なる吾人恭く一言の謝辭を呈して以て之を表彰せざるべからざるなり 然れども退ひて熟考するに吾人の深淵に臨み薄氷を踏むの思ひきを得ざるなり乞ふ見よ東京にハ未だ衛生工事の着手をたも見ざるなり方今海陸交通の便大に開け五六日を出てすして九州の邊隅より東都に達するを得るの有様にして商旅往來の頻繁なる一年三百六十餘の間日として幾隻の汽船帆船彼此の聯絡に從事せざるなき次第あり如何に檢疫法を嚴密にし如何に清潔法を普及するも到底此猖獗の毒威を中途に於て抑止せんこと殆んど難き業なるべし故に一時の苟安策にて此怖るべき勁敵を防禦し得るととするも是れ唯た幾日幾月を緩ふするのみにて結局枕を高くして安眠を貪る譯にハ參らぬなり何時何地より防禦線の潰へ來りて遂に追手搦手を敵に明け渡さるべからざるや豫知すべからざるなり呼吸威嚇金の盛夏にありて全身に戰慄を覺ゆるを禁すべからざるや

き物件の數量に比例して相當の分量を用ひざるべからず 昔日に在りてハ随分笑柄となりたる奇談なきにあらざりしと云へり例之ハ病室内に患者を置きながら硫黃蒸を行ひ又は家具器什のある室内に於て格魯兒を發生せしめ爲めに金属具ハ錆を生じ衣服ハ脱色せるとありと然れども今は最早昔話とされるこそ幸なれ固より物件に由りて夫々適當なる消毒法あり之を熟知せざればこそ種々の不都合をも生ずるなれ右の外政府より指教せらるべき件々仍ほあるべし病客を載せたる人力車の處分法路傍の便所に關する注意法等の如きも其中に属すべきか然れども無論其筋に於て既に調査あること信すべし僅かに梗概を擧げて聊か注意を促すのみ予輩ハ其筋より早々詳細の心得方を指示せられ以て緊急大切な豫防消毒諸法の錯誤なからんとを祈る

●虎列刺の來襲 本年は彌々虎列刺病の流行を見るに至れり三年の間打絶へて虎列刺病の沙汰を聞かさざりし耳にハいかにも事新しく仰々しく響き渡り喫驚狼狽せざらんと欲するも得へからざるなり去かから長時にて初めて傳播の兆を發して以來既に一ヶ月に問ふに曰くあり極めてあり唯完全ある上水と下水を設くべきのみ速に且つ同時に此工事に着手し遅くとも三年位の間に全成功を期すへし其費用は實に莫大を要するなり固より決して容易の事業にあらざるなり然れども時々虎列刺の大流行ありて其都度豫防検査消毒等の爲めに幾十幾百萬圓を徒費するに比すれば其得失如何をや辨を須たをして昭々たり公事に意を注ぐ者宜しく腦漿を絞るべきなり一文吝みの百損とハ蓋し……………

○下水工事の困難 第一にハ下町邊の土地卑濕あるとと第二にハ市中到處に陋矮なる建物多きと是れ重なる困難の事情あり下水を管系に由りて排除せんと欲すべし或ハ之を海中に通し或ハ之を田圃に通するを要するなり故に管系に勾配を付せんとするハ必ず高きより卑きに導かざるべからざるに前記の通原來の低地にありては蒸氣機關の力を借りて一旦下水を高所よ致し以て瀉下の勢を助けざるべからず東京市の地域は廣きと甚し場合に由りてハ一蒸氣機械場(Pumpstation)を通過せしむるのみにてハ不充分なるやも計りかたし故に割合に多額の費用を要すべき乎又東京市中の家屋ハ過半矮小なる木造建物にて便所

臺所風呂場等の構造も頗る完全を缺き汚水の床下に滲漏するを防止すると能はざるへし故に家屋の構造今日の儘なるに於ては如何に堅牢なる下水管を敷設したれりとて到底土地の濕潤を全く除去するの望なきか如し結局家屋の建築に著しき制限を加へ人類の住居に一層高き要件を設定せんと衛生上緊切なる要急問題ありと思はる世の専門家大に計る所あらんを要す

○地上げ 卑濕の地面の相當の地上げを成就するにあらざれば決して健康なる土地に化するとあるへからざるなり故に時に觸れ機に應じて地盤に盛土するを怠るへからず卑見に據れり先づ市中全體の高程測量を最も精密に施行し(地上及水面とも)其後一般及各部分の最低地盤面を按元し街路の修築及家屋の新築築造に必ず其高さにいたるまで地上げすると爲すへきなり東京は地水面と河海の水面と大抵高さを齊ふする土地なきにあらざり此の如くにして土地の乾燥井水の純潔を望むる猶木に縁りて魚を求むるか如きなり今年虎列刺病流行の兆あるを機會とし少しく平生の希圖を吐露すると爾り

○建物の敷地 因に尙一言するは建物の敷地が街路

て久しく實行に至らざらしめたる人々に再考否回顧を乞ふへきなり東京の水道は最早設計を終れり此上は單に實施の一事を剩すのみ唯一日も速に着手あらんとを祈るのみ然れども望蜀の一事あり單に起工を上水に止めを併せて下水をも成就せしめられんと是あり上下水の工事の車の兩輪の如し片輪車の將た何の用をか爲さん尤も片輪ありとて皆無より必ず優れるからんざりなから此等の工事は美差に辨すへきものゝあらざり故に今より着手あらんとを希はざるを得ざるなり同しく幾百萬の大金を費すならば一步を進めて完全を期したきとあり且一方の成就するも未だ充分の功を奏するとなからんにハ噬臍の悔あらんと必せり予輩ハ歐洲の先蹤に由りて上下水の兩者を具備するにあらざれば眞に安心の域に達しかたきとを知るなり故に屢々此希望を吐露して世間の注意を促すを怠らざるなり給水法完備すれば悪水の量も著しく増多せるとなるへし然らば汚濁の下水中に瀰漫し有毒の蒸發氣天を衝くに至るへき乎幸に卑言を納れて排水法をも同時に計畫あらんとを熱望す

○清潔法の注意 惡疫の流行に遭へば清潔法にて路傍の溝渠を浚潔し蘆芥を溜めよと排運する等中々容

の地盤より低き場所あるを目撃すると往々にして然り實に默視しかたき次第なり雨雪の時は濁潦漲りて床下を浸し平常にても洗濯などの悪水迹路を得すして同しく床下に流れ入り以て毒氣を生ずるとあるを免かざるへし況や路傍の小露溝にハ填塞の場所あり勾配全からざる場所あるに於ておや此小露溝の疏通善良ならざるときの汚水停滞して悉く蒸發するに至り甚しき危害を生ずるものなり速に匡救の法を講せんとなし必要なるへしと信ず嗚呼姑息の療法は大不經濟なり一旦ハ巨額の費用を要するとも永遠の利害に着眼それハ根治的の療法を選用すへきと勿論あるへし衛生上大工事の的切なる利益を將來するの例證ハ歐洲の大都會に饒あり

○横濱の水道 成功して以來今年を以て虎列刺流行の初回とす水道の豫期の如き功を奏するや否數月を出てずして確實なる判断を下し得らるへし惜むらくは長崎の水道工事に落成せずして今回の不幸を招きたるを横濱にも既に病毒の輸入ありたるか如し若し果して同地に毒氣を振ふと能はざれば水道の效驗灼然たりと謂ふへし然らば長崎に於て風に水道の新設を企てたる人々に謝辭を呈し一方には此希圖を

易ならざる畏難を致し又平常の時の便所の構造の新築に際して警察の検査を経るとなり然れども其後の保存清潔に就てハ亦顧る所なきか如し遺憾の次第あり團圓(殊に糞池)台所、井戸傍、風呂場等の流しを始めとして凡ろ水を使ひ水を捨つる場所は平常とて時々巡檢ありて地中に汚水の滲透するとなき様注意あらまほし又堀井に在りてハ側の腐朽するとなきや又淘井を懈らざるやを臨檢して督促ありたきとあり殊に邸地内の溝渠には随分填塞するものあるか如し是も路傍の分と共に浚潔修理を怠るへからざるとなりかし此の如く平時より注意すれば惡疫の來襲に逢びても左迄周章するに及はざるへきか

○沈着と躁狂 消毒検査等に従事する諸員は勉めて沈着なるを要すへし勿論敏捷なるを要するにハあれども躁狂をハ嚴禁すへし人心に不良の感を與へ其上事を過るの虞なきよあらず胸中にハ綽々たる餘地あらんと社願はしむるべし

○憲法抵觸の條規を廢止せんとす 各地方に於て規定したる警察取締規則中にハ随分抑制の甚しき條項ありて頗る人權若ハ營業權を侵害せしもの甚とせず假令ハハ營業上に付てハ家族雇人の所爲と雖營業主

其責に任すべし或の此營業を爲さんと欲するものハ願出免許を受くへしと規定し其後の條項に至り何々に違ふものハ免許の効を失ふへし又は此規則に背くものハ行政の處分を以て營業を禁止若くは停止するとあるべしと掲ぐるか如き枚擧に違あらざる是等の規定は憲法實施の曉には營業自由の主旨に背き無論權利の獨立を害し憲法抵觸の第一に居るものありとの筋に於ては既に此に見る所あり早くよりこの調査に着手し略其要領を查了せられたるやに聞く遠からず是等の條規を廢止せらるゝに至るへしと信す

○警視廳雇へーン氏 普國警察大尉へーン氏ハ本年四月より警視廳の雇となり警視官吏の爲に講義訓練を爲し時々質疑に對し答議を爲す等日々警視廳に出頭し此頃の炎暑にも休暇せず只管勉強せらるゝハ實に感服の至なり内務省雇の頃には大概夏期は地方警察視察として巡回し若くハ函根日光等に暑を避くる等盛夏を東京に經過せしとハあかりしに本年ハ之れに反對するは不得己の事情あるとやらんかかれとも我儘なる雇外國人の擧に效りす謹勉從事せらるゝはるの職を空ふせざるものと謂へし

○巡查の姿勢 巡查ハ人民に直接し言語動作共警察り取捨増減の後確定せられたるよし思ふ餘程事情のありしものと見へ従前の服制を全く排し都て陸軍の服制に依り僅にその線章を變せられたるまで大に陸軍士官と見違ふへき服裝となり乎東京大坂仙台名護屋大坂廣島熊本金澤等の如き地方廳所在地に於ける軍隊は警察官と士官とを見違へ徒に禮式を施すともあらんかなれども少しく馴るれハ一見してその徽章の異なるを發見し禮式を誤るが如きとはなきに至らん縱し誤て禮式を施すも警察官は之を受け答禮すへし決して殊異あるを以て答禮を怠るとなきよふせられたし

改正の服制ハ全く陸軍の服に形似しその帽ハ氣の利たる形狀にして寧ろ陸軍に勝れるとも劣るかし從來警官ハ其服制の簡策なる爲め正服を製せざる向も少からず此回の改正服ハ警部警部補に在ても陸軍の大尉と粗同一の裝飾にして屹然たる着裝となりしを以て大に警察の威嚴を増進し是迄の如く輕侮を受くることもなかるへく外國人に對してハ格別に好感情を得るならん

○改正服制の製法に就て 金モールの平織は眞田織を用ひす綾織を用ゆるを可と眞田織にてハ体裁宜

の代表者たる位置に在るものなるが故に務めて言語動作に注意しその言語ハ温和にして稜角を存せず雅馴として嚴格ならず又動作ハ紀律を守り一舉手一投足も慎肅ならざるへからず來往如織の街路に於ての中央に立し人力車荷車の挽夫に心配と妨碍とを與へ或ハ人家店前に彷徨して虎列刺病の番人と恠しまれ時としてハ街樹電柱等に倚掛る等の動作あきにあらず監督官の眼を偷み身の苟安を保つよりして人民に醜態を看破せらるゝなり姿勢潰崩し威嚴を失ひ人民の輕侮を受くるハ夏季に於て最免れざる所なり又帽の日覆を着けて冠むるの制規あるハ良けれども日中行歩せざる場合即ち日蔭に佇立する場合に於てハ往々垂布を捲り上げ頂上に束ねて奇狀を呈するものあり隨分見苦しき姿勢を顯出せ巡査諸氏に請求す少しく注意ありて姿勢を正し日本警察の体面を汚し外人の笑を招く一條件となる勿らんとす

○警察官及消防官服制 是本月十一日勅令第二百二十三號を以て改正せられたりこの改正ハ本誌にも數回記載せし如く種々の變遷を経て漸く發令せらるゝに至りしものにして中々容易に運ひしものにあらず其筋に於ても幾多の詮議を竭され屢々圖を作り例を改しからず常衣の袖章に用ゆる毛線もモール同様の織方なるを要す衣の全縁邊に用ゆる毛線を袖章も使用するハ宜しからず、常衣袖章の大縁を誤て一分五厘幅の蛇腹組を合縫すると勿れ是ハ飽迄も一筋の大線たるへきものとす、常衣袖章の縫着方ハ正衣に同じきは制例に明記あれとも常衣ハ別に鑷を附せざるを以て鑷の寸法を規定せずと雖縁を縫着するに自然正衣に準據し正衣の鑷の寸法丈を明けて線を施すへきは論を待たず、常衣の胸章は黒丸打毛線徑四分とあり此徑四分とあるに付種々の臆斷を爲すものあるよし尤の事ありその筋へ開合せたるに是れハ丸打線一箇の寸法にあらすして胸章に製したるものハ寸法あるよしかくすれハ丸打一箇の徑ハ則ち二分として陸軍の胸章角打徑二分とあると同寸あり又石目結ハの處に長圓形の下りを附する筈かれとも官報の圖を見るときは其形判明ならずして或ハ下りを附せざるか如くハ見へ或ハ之を附するも極めて短くするか如く區々にして調製上混惑を生ずるか如し右はるの筋に於て縫着の上にて石目下より一寸五分下るを以て度とするに定められたるよし

○警察官及消防官服裝規則 亦るものを不日内務省

より訓令せらるゝよしこの規則の二十七條もあるものにして宮中の儀式に列するより自家親属の賀儀葬祭等に至る場合其他平常装着すへき場合を詳細に記載し是迄の如く杜選なる裝服を爲すとを得ざらしむる趣なり

○巡查の服制は改正せられず 警察官服制の改正と共に巡查の服制も改正せらるゝやの風説ありしか勅令の出るに及んで之を見れば唯警察官及消防官即ち警部補及消防司令補以上の服制のみにして巡查の服制に及ばざりし續て改正の發令あるとにやと思ひその筋を搜るに巡查の服制の改正せざるとは決定せしか如し其要旨ハ素より窺ひ知るべきよふにあけれども推測するに巡查の被服ハ地方税支辨の警察費より出る所にして今之を改正するにハ従前のものより幾分か費用を増加せざるべからず全國巡查の數ハ二万六千二百余人にして一人一圓を増加するものとすも二万六千二百余圓を増すの割合なり不急の服制を改正して地方税に二万圓の増加を見るは忍びざる所なり其れのみならず今俄に巡查の服制を改正せざるべからずといふか如き必要もなし旁從前の儘に差置かるゝことゝかりしからん

石川縣鳳至郡穴水分署長

中川 武吉郎 殿

外十名各位

○正誤 本會雜誌第六号雜報に於て查官の名譽と題せる項即故鈴木清助氏の強賊を捕縛したる項中（鈴木巡查ハ最早曲者を捕縛し居たり是迄は同氏の氣も張り詰め居たれハまた氣力も慥にて曲者を護り居たれども應援の警部巡查に引渡すところまゝ翻然氣絶卒倒したり斯くを見るより警部巡查ハ夫々手當を爲し云々）とあるは事實と相違し決て氣絶杯せしとなく泰然として神色自若たり傷病を扶て人力車に乗り千葉に至るも更お氣力に異狀を呈せざりしといふ右は第七号に於て重て實況を記せしときハ（君泰然として椽側に屢打懸け云々）と書直せしか鈴木氏の勇氣に對し缺くる所あるの嫌あり依て茲に正誤す

○北海道の集治監 先年北海道廳官制出て、空知樺戸釧路の集治監を監獄署と改稱し今般同官制改正を経て右三監獄復た集治監の名稱を得るに至れり尤も集治監と稱ふるのみにて矢張り北海道廳官制の下に立ち集治官制に據る譯にはあらずと承りぬ

○故鈴木千葉縣巡查遺族の答禮 石川縣鳳至郡穴水分署長外十名より故千葉縣巡查鈴木清助氏の遭難を憐み其弔慰として金圓を遺族に贈られたるとハ前号に記載せしか今其父鈴木羽右工門及佐倉警察署長吉田警部兩氏ハ答禮の書翰を得たれハ左に之を掲ぐ

拜復過般故本縣巡查鈴木清助儀國庫金護送ノ際兇賊ト格闘捕獲ナシタルモ重傷ノ爲メ遂ニ死去ナシタルハ職掌上當然ノ義ナリトス然ルニ重創ニモ屈セス強賊ヲ捕拿ナシタルヲ御賞賛アリテ金八拾三錢ヲ遺族扶助料トシテ御賻送相成難有拜受靈前へ供シ候實ニ當人ノ死ハ痛惜スヘシト雖モ四方諸君子ノ賞贊嘆美スル所トナリ續々書ヲ以テ其死ヲ弔慰シ又金ヲ贈シテ遺族へ御送付セラル、ハ其身ニ餘マル榮譽ニ有之死者ニシテ若シ知ルアラハ九泉ニ於テ瞑目可致候先ハ芳志ニ對スル禮詞マテ申陳候早々頓首

六月十四日

父

鈴木羽右工門

佐倉警察署長

吉田 精一

歸京ありたり今度の巡回ハ日數充分なりしに付頗る利益ありしならんと思はる仍ほ面白き話もあらは追々掲載する所あるへし

○勅令第百四十六號 監獄の向々に於て一般に希望せられたる無試験登用の事彌々頃者勅令を以て公布相成たり予輩ハ此議に關して少しく鄙見なきにあらざれども暫く開陳するところにして時機の到るを待たん

○監獄事務の分掌に就て 監獄の事務ハ千差萬別即ち戒護に工業に衛生に經濟に其繁雜多端なる實に言ふまでもかくあらゆる社會の用務を集合し全くわ乾坤を爲し居るにより之か整理改良を圖るは決して容易の業まあらざるへし而して之か整理改良を圖らんにハ宜しく先ツ紀律を嚴にし分掌を明かにし以て事務の紛雜を防ぎ吏員の冗多を淘汰せざるべからず凡る事々物々其本立たすして能く其末の治まるものなし分掌は即ち其本なり分掌の如何ハ最も事務の整否に關係を有するなり故に分掌を定めて課を分つハ決して等閑視すべきことゝあらざるあり抑課を分つを少きに失すれハ事務の紛雜を招致し多きに過くれハ隨て多數の冗員を要し何れにしても事務整理の實を

擧げ難く必ずや其適度を得ざるへからざるあり此點に就てハ各地に於て既に着目改良せらるゝと固く信じて疑はざる所なりと雖未だ充分一定せず各地區々たるを免れざるか如し此分課を一定し責任を明かにして事務の整理を圖るハ今日の急務あるへしと信するなり基礎を一定改良せずして事務の紛難を防ぎ冗員の淘汰を爲し併せて各地の取扱を均一ならしめんとするハ言ふへくして行ばれず到底良結果を得ること能はざるへし分課の名稱に至ても私考なきにあらざれと夫ハ憚あるにより茲に贅せず只分課一定の必要を述へて當局者の注意を促かさんと欲すること爾り

○賞表所有者の監房 賞表は優遇の基礎となり而して賞表を有する者の監房は他の尋常囚人の監房と別異をすることに定めらる是れも優遇の一ヶ條あり然るに各地の監房其數に乏しく是構造宜しきを得ざる等のため成規通りの犯質別を爲す能はず隨て賞表所有者も其罪質の如何と賞表の個數とを拘りらす總て之を一房又押込め置くか如き有様なれば今之を改正せんとするハ困難ある中に尋常囚の居房よりも却て多數雜居する所あり賞表の効能何れにあるか寧ろ賞

相成居る程あり已に役業中に看病の目ある上ハ傳染病たりとも之か看護にも囚人を使役して可あるに似たれども看病といふ役業は尋常普通の病氣を看護する義にして傳染病殊に虎列刺病の如き其病毒劇烈之に接それハ忽ち感染して生命を失ふに至る恐あるもの迄を指したるにハあらざるへし且當然之に使役して可ありとせハ則ち定役となる定役とせば囚人之を辭すること能はざるなり而して之に従事し不幸にも感染して死亡するとも退賞の法もなくいぬしにハ屬し全く之を死地に陥らしむるに當り甚だ穩ならず本人の情願を容るゝハ格別左も亦く之を強制使役するハ如何にも允當からざれば虎列刺病の如き劇烈ある傳染病の看護には小使又ハ押丁を使用することに相成りたし其小使若くは押丁ハ専ら看護用に雇入れ其實ハ看護夫あるも斯く名稱を附し置くと別成規に觸るゝ所ハ亦く稍々穩當の處置あるへしと信す

●警察署留置場の便器 留置場も監獄の一種なり監獄則に從て之を整理すへきハ勿論なれども其主管者を異にするため他の監獄と別物視せられ自然度外に置かるゝ事實をせしとせず抑も留置場の刑事被告人を留置する場所なれハ別して注意せねハならぬよう

表を有せざるの優れるに若かさる歡なき能はざらしむ是れハ賞表の價を落し優遇の本旨にも合はざる據あり責めては賞表所有者の監房ハ一坪一人位の割に拘禁相成りたし殊に暑季に際せハ多人數の雜居ハ苦悶甚玄一入注意して賞表の價値を存せられんことを望む

○傳染病囚の看護に就て 我々の最も懼るゝへき最も厭ふゝ疫病なる虎列刺病を長崎に現出す爾來日に其勢を加へ我日本全土を席卷せんとするの模様ありしに當局者の盡力能く其効を奏したる歟二三地方の外幸に未だ猖獗を逞ふすると能はず且長崎監獄に於ても流行の當初以來既に一ヶ月に垂んとするの間僅く頃日一人を出したるの外未だ此傳染病に罹りし者あるを聞かそ幸福と云ふの外亦し然れども中々油斷は出來ず少し蔓延し始むれば終には他の監獄にも侵入するに至るへし一朝監獄に侵入せれば之ハ傳染最も速かよして防禦に難澁なり兎に角時節柄なれば油斷なく清潔法を行ひ豫防法を施し可成之か襲來を受けざる様注意あらまほし又監獄ハ漫に外人を入るゝ所にあらず大概の事に囚人を使役して事を濟まその場所柄なれば理髮放事掃除看病の如きも皆其役業に

に考へらる其邊ハ申すまでも充分注意の届き居ることハ明かあれと警察の方より見れば罪人はよく、監獄の方より言へハ罪人の不憫なりと云ふようある風あり夫れゆへにハあらざるへきも警察署にては罪人の取扱方監獄ほど穩和にハ參らぬ所ありと云ふものあり警察署の留置場にて最も罪人の苦痛を感ずるハ上廁の制限あることなるよし警察署の留置場ハ約ね狹隘にして廁間まて附屬し居る所少なし去り郵便器の常置なく上廁せんとする毎之を監守の巡查に申出て許可を経て監房を出て巡查に連れられて監房外の廁間ま至り用便を達し又送られて監房に歸へるようある事なれば巡查に於ても甚だ面倒なるへし斯の次第あれハ夜分に至れば九時或ハ十時を期し便所に至るものはなきやを尋ね若し上廁せんとするものあるときは前の如き取扱をなし此時限を過るときは如何にハつみ居るも上廁を許されず已むなく翌朝まで待たねハやらぬ苦痛あり中に如何にも堪へられぬにより己れ衣類を丸めて人しれす之ハ溺し僅かに一時の苦痛を免かるゝ者あり夫れかため房内は臭氣を増し且不潔となり自然在房者の健康を害するに至る夜間更けて罪人を監房外に出すハ逃走を媒介す

る等の危険甚からざれば如何に出願するも之れか上  
 廁を許されざるか如き取扱を爲す不穩なるへし且  
 留置場より逃走するハ多く監房を出て、上廁する時  
 にありと聞けハ旁、廁間の附属せざる留置場にハ各  
 房に便器を入れ置き一は逃走の憂を防ぎ一ハ罪人の  
 苦痛を減せしむるの取計あらんことを望む也尤罪人  
 をして時を定めて上廁せしむるの慣習を養成せしめ  
 んど最も望まざり次第あれどもさりとては一時に斷  
 行するとにもならずへし由りて晝間ハ用あるとに  
 便器を付與し夜間ハ不斷備へ置くことせられたし事  
 小なるを以て捨つへからず希くハ採納を玉へ

●監獄ハ不景氣の羅針盤なり 米價騰貴し貧民飢餓  
 に泣き野に餓字あるを致せしどて貧民救助の聲四方  
 に喧しく或ハ義捐金を募り或ハ米穀を施與する等專  
 ら救護の方法を盡せり然れども窮蹙の度果して何れ  
 の点に達せしか又果して捨て置き難き場合に立至り  
 しか能く之を測知するの標準おし之を知らんと欲し  
 て不才在監人の事に思ひ當れり何と云はれは小人ハ生  
 計に苦み立行きの出来ざるより悪心を生し人の物を  
 盗みて己の衣食に充てんとし遂に法網に觸れて監獄  
 に來るもの多けれハ在監人の多きは即ち不景氣の餘

あき能ハざる一事あり毎年在監人の増減ハ一定の時  
 期あり即ち一月より三月迄は月々増加に就き四月よ  
 りハ月々減少に趣くの常例あるに本年ハ物價暴騰し  
 て餓孚途に載つども言ふあるに拘ららず在監人の員  
 數ハ矢張り例年の如く此一定の時期を違へず三月迄  
 ハ月々増加し四月よりハ減少せしこと是れなり而し  
 て一月以降五月に至る迄漸次増加せしハ新瀉三重愛  
 知宮城秋田廣島香川高知大分熊本の數縣に過ぎず又  
 大同小異なるハ京都神奈川群馬滋賀若手山口愛媛等  
 にして其餘ハ皆四月以降ハ減少せしや若し生活上  
 必迫を告げ立行きの出来ざる様の場合なれハ在監人  
 ハ益々増加して四月以後に至るも減少するの謂はれ  
 なきハ例年の如き減少せしハ如何のものにや此ハ貧  
 困の度未だ格別の事にあらざりしに因るならん乎此  
 一例を以て証するにハ足らざるへきも聊か記して以  
 て大方の參考に供せん

●看守の分掌を履行すへし 看守の職務は客年内務  
 省の訓令を以て改正頒布せられたれハ該職訓令外の  
 務は無論看守に課せられざるへきも中には看守をま  
 て書記計算の事務に従事せしめらるゝ所あるよし夫  
 ハ事務員寡少にして差支ふるより一時姑息の取計な

響と見て可なればなり因て本年一月よりの全國囚員  
 を知るは必要あれハ之を傳聞するに囚人及刑事被告  
 人にて本年一月末日の現在総員（小笠原嶋を除く以  
 下準之）ハ六万三千九百二人二月末日ハ六万七千五  
 十七人三月末日ハ六万八千四百三人四月末日ハ六万  
 七千七百二十七人五月末日ハ六万七千六百十八人  
 して平均六万六千九百四十二人弱なり又廿一年一月  
 末日の現員ハ六万二千五百七十七人二月末日ハ  
 五万九千五百三十四人三月末日ハ六万四千八百  
 五十六人四月末日ハ六万五千五百五十九人五月末  
 日ハ六万二千二百二十七人六月末日ハ五万七千七  
 百二十九人にして廿一年五月迄の月末平均人員ハ五  
 万九千三百三十八人なり之を本年の月末平均人員に  
 對照するに本年ハ廿一年より平均四千七百五十六人  
 を増して廿二年よりは平均七千五百九十七人を増す  
 是れ則ち不景氣且窮乏の致す所なるへし於是乎貧困  
 の餘響の監獄に徒增せしを証するに足る然るに監獄

るへしと雖看守にハ定まりたる職務あり其設置程度  
 の設けあり漫りに増減すへきものにあらざる又斯かる  
 事務に従事せしむへきものにあらざる如此餘計の事務  
 に従事せしむるようにてハ幾人あるも尙ほ戒護上に  
 不足を告ぐると當然なり而して看守の人員不足あり  
 と喋々するハ謂れある甚たしきにあらざるや今後は  
 看守ハ看守の本務れる戒護事務のみに従事せしむる  
 ことにせられたし

●出獄人保護會社 太分縣有志者並各宗僧侶諸氏カ  
 熱心計畫せられたる出獄人保護會社の爾後同管内僧  
 俗有志者の賛助を得て社務其緒に就き本月五日を以  
 て全縣大分郡大分町宇東新町に該會社を設立し開社  
 式を舉げ同時に保護人四名に入社を許さる又事業整  
 理の上ハ全縣各監獄所在地にも支社を設立するの希  
 圖なりとて今同會社設立趣旨書並假規則を寄せられ  
 れば趣旨書のみを左に掲載す

出獄人保護會社設立趣旨  
 本社設立の趣旨たるや受刑者の滿期放釋せらるゝ、  
 も父兄親戚の頼るへきなく無産無能にして流離漂  
 泊忽ち糊口に困み遂に在監中の訓誨を忘却し一時  
 其饑寒を支へんか爲め狗盜鼠竊復た縲絏中に呻吟

その輩を保護して其生業を得せしめ其心情を矯正し其念慮を絶たしめ其犯罪を防遏するにあり抑も社會の安寧を害し吾人の幸福を妨ぐるもの蓋し犯罪者の増加するより其甚きはなかるへし然らば則ち吾人共に之か減少を計り社會の安寧を保護し吾人の幸福を増進せざる可らず素より彼れ無産無能の輩一旦出獄の後再び惡を惹起し狗盜鼠窃摸等の所爲あるか如きは惡むべきの甚きものなりと雖も顧て其實際を観察するに彼等の出獄の日より雇主を求て勞力に衣食するの外他に生活の途なきも世人の彼れか刑余の身なるを以て概ね其心情の如何を問はざるを雇使するの危險を恐れ彈指して懲惡するか故に獨り社會の外に彷徨乞食寒交々迫て生を保つ途なきより終に此境涯に陥るものにして亦た憫むべきの情なきにあらざるなり聞く所に據れば歐米諸國に於ての世の慈善者共同して出獄者か漸次其信用を恢復し得るに至るまで正當の職業を授け以て罪を犯すの原因を豫防する爲め設けし處の保護會社なるものありて犯罪者を減少するの好結果を収めたりと是れ實に善良の方法にして本邦現時の狀況に於て最も必用の事業なり

とす殊に近年歐米諸國の趣旨に倣ひ既に該會社を設立せし府縣あり未だ好果の如何を知らざると雖も蓋し其良蹟を収むべきや期すべきなり我輩亦た其趣旨に倣ひ有志諸君と共に本社を設立し彼れ無産の出獄者を保護し彼れをして正當の職に就かしめ内則ち吾人の幸福を増進し外則ち社會の安寧を保持せんと欲を世の博愛慈仁ある諸君願く此舉を賛成し陸續加盟せられんとを希望の至に堪へざるなり

明治廿二年八月 大分縣出獄人保護會社

創立 各宗發 起員

●麴町電燈局の音響 右記し終らんとする所へ麴亭麓一の名にて投書來れりその書に云麴町は宮城に接近し宮城へ電燈を引くの便利を以て半藏門外即ち麴町壹丁目の要地を卜し第一電燈局を設立し以て夜々電燈を諸方へ供給せり然るに此電燈局の如何ある故にや此節に至り機械の響動甚しく二三丁四方に響き渡り炎熱に苦しみ眠りかたき夜中鬱々たる音響の耳に入て終夜安眠を得ざると屢々なり電燈は夜中の需要なれり機械の運轉も夜中に限る譯なれども非常の音響を發して安眠を妨害するが如き少しく注意を造場條例の發布あらと自然是等の弊害を除却するを得らるべき乎如何

り度事なり警視廳の違警罪にて午後十二時後歌舞音曲して安眠を妨ぐるを禁し刑法違警罪には制止を肯せずして放歌高聲することを禁せり電燈會社の何等の特權ありて警視廳の制止を喚びざるや音曲歌舞の入舞而已其音大ありと雜とも近隣合壁の害のみ二三丁周圍の數百家に及ばず音響に比すれば微々たるのみ然るも猶且安眠妨害として之を制止し之を處罰す電燈機械は人爲にあらず故に之を不問に置くか何ぞ近隣人の迷惑なるや警視廳の近來蒸氣機械を市街に設くるを許さずと聞く獨電燈機械を許すに如何なる理由ぞや其理由の免まれ角まれ異大の音響を發せざる様注意を與へられては如何傍に人あり謂て云く子の囁語可かなれども未だ思ひ至らざる所あり夫れ電の雷は伴ふものなり既に電氣といふ豈に響を生ぜざるの理あらんや警視廳既に電燈製造を許す如何そ其音響を制止するを得んやと麓一之を聞て啞然言ふ所を知らず退て地主差配人等に諮り電燈局に駈合んと欲を地主差配人等之意とせず却て子の干渉を笑ふ嗚呼故人言へるあり大聲俚耳に入らずと宜哉電燈會社の擅横を咎むるものなき記して貴會雜誌の餘白を讀すと雜誌記者附言す若し過般來噂のありたる製

●活版器械を採用すへし 警察上秘密に属する内訓通知又は同一の書類を同時に數十通急速に發せんとする場合に於て之を手書するか如き迂遠の法に依るを得ず勢ひ印刷の便利を借るの外あるへからず然るに僅かの印刷物を其都度市中の活版屋に付するに不便なるか上に彼是時間をも費し其上秘密に涉る書類と如何ともする能はず茲を以て現に警保局を初め警視廳各府縣警察本部等に於ては石版、鋳版、或は復寫版を採用せらるゝと聞く抑も是等の器械の輕便にして其勞を省き有益のものあるに相違なく就中石版は殆ど活版に異ある所なきも其費用の割合及稍々長文の印刷物に在りては活版に數歩を譲らざるへからず况や鋳版、復寫版の如きは決して同日の論にあらざるに依りて得たる印刷物の數年の間に墨跡消滅し到底長く保存に堪へざるを以て之を受くる時に直に更に手寫の勞を取らざるを得ず活版器械を採用する時は是等の不便を排除し且費用の上に出ても數年の上を通觀すれば却て經濟なることを見出すへし茲に本會雜誌(四ページ)懸の器械に就き購買

費用を調査するに左の如し

- 一金四拾五圓 ハンド(手引)器械 一臺
- 一金三拾五圓 五號活字(本會雜誌)三萬五千個
- 一金六圓 諸込物 三貫目
- 一金壹圓五拾錢 輪廓 拾本
- 一金貳拾錢 亞鉛野 拾本
- 一金九拾錢 木製インテル 二百枚
- 一金四拾錢 ビンセット 二挺
- 一金十五錢 文撰箱 五個
- 一金七拾錢 兩ルータ手 二挺
- 一金貳拾錢 全ルータ 二本
- 一金三拾五錢 ルーラ鑄鍋 一個
- 一金五拾錢 グラ盆 五枚
- 一金貳拾五錢 ルーラ鑄形 一組
- 一金五拾錢 黒中等インキ 一磅
- 一金五拾錢 ブラシ 二個
- 一金二圓六拾錢 ケース 二十枚

計金九拾五圓七拾五錢

以上記する所を以て活版器械の必要具たけ備はるなり而して活字三萬五千個の文字の種類三千五百一種に付拾個宛の割合なれり此文字を以て大体(八ペー

シ)の組立得へし依て一臺(四ペーシ)を印刷する内にハ次の一臺を組揚げ一臺刷揚りたる上解版し更に組揚げ行く時の何程長文の印刷にても容易に爲し得へし此の活版器械の其名(手摺)の如く別段勞力を要せされり小使給仕等を以て「インキ」を附着せしむれの書記主任の者自ら印刷し得らるへし併し植字方法印刷の仕方器械運轉法等活版收体のとに又通曉せし者一人月給七八圓より拾五圓位を雇入れ主任兩三名へ二ヶ月間も傳習せしめは一通りの印刷法に熟達し得へし切に希望す費用の許すあらは活版器械を採用せられんことを

●長崎縣虎烈刺病調査 全縣内に烈虎刺病を發するや内務省衛生局の中濱技師日下技手の兩氏該病調査の命を帯ひ本月一日同縣に出張せられ滞在一週間に於て該病に關する諸般の調査を了し本月十六日を以て歸京せられたり今同氏の復命書を得たれり其筋の許可を得て左に掲載す

●長崎縣下ノ虎烈刺病流行ニ付出張復命書 六月三十日長崎縣へ出張ヲ命セラレ翌七月一日技手日下毅ト共ニ出發同月五日長崎へ到着シ病毒及病毒傳染ノ調査ヲ施行シ且ツ豫防消毒ノ協議等ニ加ハレリ然ル

第一 患者ノ數及病勢

抑モ今回同地ノ流行ハ六月廿七日ニ始發シ七月十一日即チ小官カ該地チ出發セル前日ニ至ル十五日間ノ總患者數ハ二百四十六人ニシテ死亡數ハ一百四十一人即チ死者ハ五十七、三%強ニ恰當セリ而シテ右ノ内同市内ハ一百二十二人郡ハ一百二十四人ナルヲ以テ其大半ハ長崎市ニ發シタルモノニ係ル

凡テ虎烈刺流行ノ初メ數週間ハ死亡數ノ最も多キチ占ムルアルハ屢々目撃スル所ナルカ今回ノ流行ニ於テモ多少其例ヲ示セリ即チ初發後二三日間ハ其死亡數最も多ク六月三十日迄ニ合計九人ノ患者ヲ發シテ七八人ノ死亡チ來セルヲ以テ人心著シク恟昂シ檢疫ニ從事スルモノモ亦其性ノ激烈ナルヲ顧慮スル程ナリシニ其後死亡數モ比較的ニ減少シテ七月十一日ニ至ル總死亡ノ比例ハ五十七、三%強トナルニ至レリ

第二 病毒調査

七月五日午后三時長崎ニ到着スルヤ直チニ第五高等中學醫學部ノ病理解剖室ヲ借り受ケ携帯セル所ノ諸器械ヲ配置シ直チニ大谷栗本兩氏カ試驗用ニ採取シ置キタル糞便二種ヲ檢シタルニ皆明カニ亞爾加里性ノ反應チ呈シテ顯微鏡下ニ亞細亞虎烈刺病菌ニ類ス

ニ同月十一日衛生局長ヨリ電報アリテ曰ク病菌調査了リタルハ至急歸京スヘシト依テ早速歸裝チ整ヘ同月十二日長崎出發十六日チ以テ着京セリ此行ヤ長崎ニ滞在スル僅々一週日ニシテ發病後日尙ホ淺ク病勢益々猖獗チ呈スルノ傾向アルヲ以テ縣官警察官等ハ日夜病毒ノ撲滅ニ孜々トシテ未ク十分ナル調査チ遂クルノ餘暇ナク彼ノ郡ニ發セル患者ノ報告ノ如キ猶ホ未ク達セサルモノアル等ノ如キヲ以テ小官カ調査成績ノ如キモ亦タ完全ナラサルノ憾ナキ能ハス然レモ僅カ一週日ニシテ此調査チ爲スチ得タルハ主トシテ吉田警部長、吉田病院長、栗本田代大谷ノ三醫學士、後藤衛生課長等ノ媒助ニ因スルヲ以テ深ク此諸氏ニ謝セサルチ得サルナリ而シテ復命書ニハ專ラ學術上ノ事項ヲ記シ事務上ノ諸件ニ至リテハ曩キニ同縣へ出張チ命セラレタル属柳下士與ノ復命書ニ讓ルヘシ

今回ノ調査中確實ニ復命スルチ得ルモノハ即チ患者ノ下泄物中ヨリ亞細亞虎烈刺ニ特有ナルコッホ氏ノコンマバチル、スナ確定シタル一事ニシテ今回ノ流行ハ純粹ナル亞細亞虎烈刺ナルヲ確定シ得タルノレナリ

ル「バクテリア」アルヲ認メタリ然レモ流行ノ初ニ於テハ未タ單ニ之アルノミチ以テ亞細亞虎列刺病菌ナリト斷定スルヲ得サルナリ蓋シ亞細亞虎列刺病菌ニ類スルモ全ク之レニ異ナル處ノ「バクテリア」ナキニアラヌ例之ハ乾酪中ニ發見セル「デチツケ」氏菌、霍亂ノ下泄物中ニアリタリト云フ「フインケレル、プリオリ」氏菌、口腔内ニ存在スル「ミルレル」氏菌等ノ如キ顯微鏡下ニ檢スルニ其亞細亞虎列刺菌ニ其形狀ノ近似セルヲ見ルヘク殊ニ近來大ニ注意ヲ惹起シタル「メチニコフ」菌ノ如キ特トニ顯微鏡下ノミナラス他ノ生物學上ノ性質ニ至リテモ彼是レ大ニ類似スル等ノ事實アレハナリ故ニ必スヤ顯微鏡下ニ於テ其形狀ヲ詳見スルト同時ニ他ノ細菌學上ノ試驗ヲ舉行シ悉ク其亞細亞虎列刺菌ノ性質ヲ有スルヤ否ヲ決定メサルヘカヲサレナリ故ニ小官ハ其下泄物ヲ以テ膠質養基扁平培養及肉羹汁培養ヲ施シ甲ハ攜帶シタル氷箱内凡ソ二三三四度ニ安置シ乙ハ攝氏二十六度乃至三十二度ノ室内ニ放置セリ

七月六日右ノ培養物ヲ檢スルニ右二種ノ培養基中ニ虎列刺病菌ノ發生ヲ認メサルノミナラス毫モ他ノ細菌ノ發生繁殖セル痕跡ヲモ見サリシ疑ニ顯微鏡下ニ

(丙)之レ他ノ一患者ノ下泄物コシテ一日前ニ採集シ置キタルモノニ係ル序テナカラ攜帶シタルナリ

右三糞便ヲ顯微鏡下ニ檢スルニ(甲)(乙)二者ニハ多量ノコノマ狀彎曲菌ノ字狀連接螺旋狀連接モ存在ス及ヒ他ノ糞便菌ヲ混在シ(丙)ハコノマ狀彎曲菌ヲ添ハル甚ク僅微ナリキ依テ(甲)(乙)二種ヨリ膠質培養基扁平培養及寒天培養基扁平培養、肉羹汁培養等ヲ施行シ前者ヲ氷箱内後者ヲ室内ニ安置シ午後七時ヲ以テ之ヲ了ヘタリ七月七日寒天培養基扁平培養上明ラカニ數種ノ微菌聚落ヲ形成セリ之レヲ檢スルニ一種ノ聚落ニ於テコノマ狀彎曲菌ノミヲ得タリシヲ以テ直チニ膠質培養基ニ刺植培養シタリ又昨日培養セル肉羹汁培養物モ濁濁セル(微菌蕃殖ノ兆証)ヲ以テ化學的反應(インドール)ヲ檢センカ爲メ鹽酸或ハ硫酸ヲ注加セシニ微カニ紅色ヲ呈シグリシ之レコノマ微菌ノ他菌ト共ニ發育蕃殖セルノ兆ナリ彼ノ膠質培養基扁平培養ニハ多少ノ聚落ヲ形成スルモ甚タ小ニシテ未ダ十分ナラス蓋シ氷箱内ニ放置セルヲ以テ温度ノ低キカ爲メナリ

七月八日六日ニ培養セル膠質培養基扁平培養ヲ檢ス

於テ顯然無數ノ微菌ヲ認メタリシニモ係ハラス之レヲ發生セサルハ其菌ノ培養前已ニ死滅シタルノ證ナリヲ以テ之レカ原由ヲ考究セシニ病毒傳播ノ虞アルカ爲メ下泄物ヲ容レタル硝子器外ニ消毒藥ヲ灌キタリトノ事實明白トナレリ故ニ其際或ハ消毒藥ノ洩入シタルモノナラン

依テ直チニ内務技手日下毅ヲシテ竹ノ久保避病院ニ至ラシメ新鮮ナル糞便ヲ採取セシム午後四時日下毅ハ該避病院醫員田中方正原節三郎事務員大神圓治氏ニ面晤シ親シク訣入院患者ニ接シテ三個ノ糞便ヲ攜帶セシメテ至ル該患者ハ

(甲) 長崎市興善町十九番戶 縣廳雇吏 能見直一  
七月六日午後一時四十五分入院 廿六年  
(全日午後五時四十分死亡)

原因ハ檢疫本部ニ於テ非常ニ恐怖シナカラ奔走シテ下痢ヲ來セシニ因ルト

(乙) 長崎市今博多町三十二番戶  
七月六日午前十一時入院 龜澤彌八  
(輕快) 廿一年

原因ハ妻キクノ附添看護タリシヨリ感染セリト

ルニ虎列刺菌ニ固有ナル聚落<sup>液化聚落</sup>ヲ形成シ(甲)能見ノ便ノ如キハ殆ト全ク虎列刺菌ノミニテ他ノ糞便菌ヲ混セサルカ如キ看ヲ呈セリ(第四板ニ於テ)又(乙)龜澤ノ便ニモ同様虎列刺菌ノ聚落ヲ發見セルモ他ノ糞便微菌聚落ヲ混在セリ則チ直チニ此虎列刺菌聚落ヨリ膠質培養基及寒天培養基ニ刺植培養ヲ施シ且ツ肉羹汁培養ヲモ施シタリ

七月九日該微菌ノ運動検査(活潑ノ動運ヲ有ス)化學的反應(インドール反應)グラム氏染色法(之レニヨリ脱色ス)膠質培養基刺植培養ノ蕃殖狀況(漏斗形成)馬鈴薯培養基培養狀況(帶灰白褐色)等亞細亞虎列刺菌ニ特有ナルコウホ氏コノマ菌ニ同一ナル性質ヲ檢定セリ

故ニ今回長崎ニ發セル流行疾患下泄物ニハ亞細亞虎列刺菌ノ原因タルコトホ氏ノコノマバチルハスヲ混在シ且ツ之レヨリ純粹培養ヲ施シ得タルヲ以テ此流行疾患ハ純粹ノ亞細亞虎列刺菌ヲ分毫モ疑ナキモノトス

(附言) 長崎ハ頗ル温暖ノ地エメ加フルニ七月ノ炎天ニ病毒ノ検査ヲ行フナレハ膠質培養基溶解シテ検査上ニ不便ヲ來スヲ想ヒ氷箱ヲ攜帶セリ

果セル哉彼地ニ至レハ氣温高ク室内ト雖モ攝氏三十度ヲ越ユル比々之レナルヲ以テ若シ氷箱ヲ携帶セザリシナラハ如此病毒ヲ確定スルニ頗ル困難ナリシナラン

第三 病毒ノ由來

病毒由來ノ調査ヲナスニ於テ初メ施スヘキハ初發患者ノ病歴ヲ調査スルニアリ依テ左ニ初發患者及其后之レニ次テ發病セル數人ノ病歴ヲ記載スヘシ

西彼杵郡淵村字稻佐

日雇泉田松次郎妻

初發患者六月廿七日午前八時發病 三十七年

今日午後十時死亡

此患者ハ長崎縣下ニ於ケル虎列刺患者届出ノ創首ニシテ此患者ヲ診斷セシ醫ハ笠戸枚一ナルモノナリ其届出書ヲ見ルニ嘔瀉數回手足ニ皸癢ヲ生シ聲音嘎嘶

腓腸筋ノ痙攣等虎列刺病ノ諸兆候ヲ具ヘタリ該患者ハ即チ届出ノ創首タリト雖モ其以前ニ於テ膈加答兒ノ如キ病ヲ發シタルモノアリトノ說アルヲ以テ考慮スルニ其以前ニ多少虎列刺患者アリシカモ知ルヘカラス尙ホ該点ニ就テ調査セント欲セシモ未タ其成績ヲ得ルニ至ラスシテ歸京セシハ遺憾ナリキ

同十善寺郷

馬渡松十郎

第四患者 六月廿七日午後十一時半發病 二十三年

翌廿八日正午死亡 來歴不詳

第五患者 小ケ倉村(長崎市ヲ距ル凡一里半)

瀬崎作太郎

六月廿七日發病時不明 五十八年

午後三時死亡

彼レハ發病ノ前日河豚五尾ヲ漁得シ歸家シテ家人ト共ニ之レヲ食セントセシモ皆ナ之レニ應セザリシ偶々他ヨリ人來リテ其一尾ヲ貰ヒ去レリト翌廿七日作太郎ハ餘ノ四尾ヲ携フテ出漁シ之レヲ食セシカ船中ニ於テ二三回ノ嘔吐(下痢)アリテ腹部膨滿セル等ヲ以テ一時虎列刺ノ届出ハ爲セシモノ、河豚中毒ノ態アリキ然ルニ七月一日午後三時廿五分即チ作太郎ノ死亡后四日ニシテ其妻ハ虎列刺病ヲ發シ同四時死亡セリ依テ作太郎モ虎列刺ナリシヲ想知セリ小ケ倉村ニハ右二人ノ患者アリシ他七月九日ニ於テ更ニ其近岸ニ繫ク船舶中ニ一患者ヲ生セシノミナリ

第六患者 尾崎セイ 十善寺郷

右届出ノ創首ナル患者ニ就キ種々調査ヲ施セシモ判然タル成績ヲ收メ得ザリシ其夫松次郎ハ妻ノ發病セル前日或外國船ヘ雇ハレタルノ事實アルヲ知レリ其何國ノ船舶ニシテ其名稱ハ何號ナリシヤ之レヲ知ルニ其分明ヲ得ザレハ目下第五高等中學醫學部生徒醫師及巡查等ヲ以テ此等ノ關係ヲ採穿中ナルヲ以テ或ハ明瞭ナル關係ヲ知り得ルコトアランカ

長崎十善寺郷

第二患者 日雇稼 江田七郎次

六月廿七日午後十時發病 三十八年

全治 來歴不詳

同十善寺郷

第三患者 日雇稼 原田乙吉

六月廿七日午後十一時發病 四十年

此患者ハ當長崎市新地萬昌號ノ買入タル外國米千二百袋ヲ香港ヨリ搭載シ入港セル獨逸船フナルワエルク號カ陸揚ニ雇ハレタル三十六人ノ人夫ノ一人ニシテ當日ハ非常ニ炎暑ナリシヲ以テ一人ノ人夫ハ全ク冷水採酌ニ從事セシ位ナリシト而シテ吉田警部長ノ談話ニヨルニ三十六人ノ該人足中發病セシハ原田乙吉一名ナリシト云フ

六月廿八日午後六時發病

廿九日死亡 來歴不詳

以上列記セル處ハ初メニ發シタル數患者ノ病歴ナリ而シテ本年ノ虎列刺病ハ長崎市ノ近隣ニ初發シテ後直チニ長崎市ヨリ之レヲ中心トシテ漸次ニ各地ニ蔓延シタルヤ明カナリ而シテ其縣下各地ニ傳蔓スルノ系統ハ后ニ述フヘシ

今長崎ノ流行ヲ來タセシ病毒ハ兼テ同地ニ潜伏セシ虎列刺病毒ノ一朝發生増殖スルノ好機會ニ遭遇シタルニ因スルカ將タ又海外ヨリ病毒ヲ輸入シタルニ基ツキシカノ二疑問アリ

甲ノ說ヲ主張スル者ノ言ヲ聞クニ本年ハ米價騰貴セルニヨリテ諸物價モ貴キカ爲メ貧民等ハ不良ノ食物不熟ノ菓實等ヲ食セルニ由リテ發病セリト又曰ク長崎市ニテハ水道工事ノ爲メ鉄管ヲ埋設スルニ土工ヲ起シタルハ久シク土中ニ埋伏セシ病毒ノ忽チ發育スルノ機會ヲ得テ遂ニ今日ニ至レリト小官ハ虚心平氣之レ等ノ說ヲ考慮スルニ皆ナ其當ヲ得サルモノナリ蓋シ米價騰貴ニ伴フテ貧民ノ困難セル豈特トリ長崎市民ノミニ限ランヤ若シ貧民ノ不良食ヲ以テ虎列刺

發生ノ原因トナスニ至リテハ我邦ノ全國至ル處虎列刺ヲ發セサルノ地ナカルヘシ殊ニ長崎市ハ比較的ニ貧民少ナク本年貧民救助ヲ施シタルニ僅々五十戸ニ止マリシト云フニ非ラスヤ元來虎列刺病ノ原因タルヤ一種ノバクテリアニ因スルモノナレハ不良ノ食品ヲ食シタレハトテ此固有ナルバクテリアナキ以上ハ虎列刺病喚起スル眞ノ原因タルヲ得サレハナリ又水道導水管理設ノ土工ニ關シテハ隨分世間ニ噉々タル如キモ小官ノ考案ニヨレハ假令虎列刺病菌カ地中ニ潛伏スルト見做スモ之レカ鑿發ニヨリテ病毒ヲ空氣中ニ露出スルキハ當時長崎ノ如キ炎威灼々タル爲メ忽チ乾燥シテ其生活力ヲ失ヒ却テ消毒ノ効アルモノト看做サ、ルヲ得サルヘシ但シ土工ニ使役セラル、多數人夫ノ一處ニ合宿シテ粗糲ノ飲食ヲナスカ如キハ素ヨリ不良ニシテ之カ誘因トナリテ本病ヲ發スルモノナキニ非サレハ是レ一般不衛生ノ致ス所ニシテ之ヲ土工ニ歸スルハ頗ル不當ノ說ナリトス

然ルニ實際上ノ調査ニヨルニ六月廿七日ヨリ七月十日マテ長崎市ノ患者百十二人ニシテ其内七十六人ハ未タ水道工事ヲ起サ、ルノ地ニ於テ發シ三十六人ハ水道工事ヲ起シタル街ニ起セリ則チ土工ヲ起シタル

ルノ地ニ患者少ナク却テ土工ヲ起ササルノ地ニ於テ患者多キハ其關係ナキヲ證スルニ足ルモノニシテ彼ノ初發患者ノ如キ長崎市ヲ離レタル淵村字稻佐ニアリ爾後長崎市ニ發シタルモノ初メハ十善寺郷トテ未タ水道工事ヲ起サ、ルノ地ニ來タリ之レカ侵襲ヲ受ケシモノハ外國ノ船舶ニ交通シタルモノニシテ土工ニ從事シタルモノニアラサルナリ

之レニ反シテ乙說即チ海外ヨリノ病毒輸入ニ就テハ稍其形跡ナキニアラス彼ノ支那沿海ノ各地ニハ毎年支那人中ニ虎列刺病ノ流行セルトハ小官ノ耳ニスル所ニシテ曾テ上海ノ英醫「テール、メクレラ、」氏ニ面會シタル片氏ハ上海ノ支那人中ニ毎年夏期ニ至レハ虎列刺病ヲ發スル云々ト語タリシヲアリ又今回長崎病院雇獨逸醫「アマアット」ニ面接シタル際氏ハ告テ曰ク頃日上海ヨリ友人來リテ同地ニ虎列刺病アリト告ケタリト明言シタリシ又本年七月初旬發兌ノ上海新報ヲ見ルニ同地ニ疫疾流行ストノ一項アリシ依テ中野長崎縣知事ハ直ニ上海ノ我領事ニ問ヒ合セタルニ居留地ニ於テ熱病霍亂ノ類流行セリ但シ城内ハ不分明(城内トハ支那人ノ住居ニシテ一帯ヲ云フ)トノ返信アリタリシ尙ホ別ニ上海ノ獨醫ニ同地ノ實況ヲ問合中ナレハ確實ナル返

ホチルリ  
エルトツ  
全 香港全 全

報ヲ得ルト蓋シ遠キニアラサルヘシ  
支那ハ方今尙ホ未タ統計ノ法行ハレス又衛生上ノ事業モ低度ナルヲ以テ多少ノ虎列刺病アリト雖モ確實ニ之レヲ知得シ難シ然レモ支那沿海ノ地ニハ年々虎列刺病アルモノト看做スモ太過ナカルヘク而シテ其病毒ハ年々日本ヘ輸入シ來タリ殊ニ初メテ屈ケ出タル患者及十善寺郷ノ初發患者ハ皆十外國船ニ交通シタルノ證據アリ今本年六月廿二日ヨリ廿五日迄外國ヨリ長崎ニ入港シタル船舶ヲ擧ケレハ左表ノ如シ

船名	國名	發港	入港	上陸月日	品目	仕向	出港
敦賀丸	日本	釜山	六月廿二日	廿三日	白米	馬關	廿三日
橫濱丸	全	上海	全	全	紅茶	全	全
ウ	獨乙	全	全	全	白米	上海	廿四日
ウ	獨乙	全	全	全	其他	全	全
ロシヤ	魯國	漢口	廿三日	廿五日	鯨油	浦鹽	廿六日
デンビ	英國	香港	廿四日	廿六日	米類	神戸	廿五日
クシア	英國	香港	廿四日	廿六日	米類	神戸	廿五日
朝顔丸	日本	全	廿五日	全	全	香港	廿七日
イソゴ	獨乙	上海	全	全	家具	上海	廿六日

右ノ船舶中廿三日漢江ヨリ入港シタルロシア号廿四日香港ヨリ入港シタルデンビツクシア号廿五日香港ヨリ入港シタル朝顔丸同日上海ヨリ入港シタルインゴ号香港ヨリ入港シタルフオルウエルトツ号等ニ疑ヒナキニアラサルモ概テ皆十海外ニ去リシ后ナレハ復タ調査スルヲ得サリシ

特トリ朝顔丸ハ一度長崎ヲ去リタルモ七月初旬再ヒ入港シタルヲ以テ檢疫委員江口峰吉氏ハ該船々長ニ訊問シタリシニ該船ハ香港ニ於テ六月廿一日ヨリ廿二日午前迄ニ米六百噸砂糖百噸ヲ積入レ廿二日午后長崎ヘ向ケ香港ヲ拔錨セシカ爾來船中一患者ヲ出ダサス又香港地方ニ於テモ虎列刺病ノ流行スル風聞ヲモ聞カスト

又荷揚ニ從事セシモノ、一人發病シタリト云フ獨逸船「ツルウエルトツ」号ノ件ニ關シテ獨逸領事ミユルルベークン氏ニ面會シ該船舶ノ動靜ヲ質問セシニ氏曰ク恐クハ斯ル患者ハナカリシナラシ元來獨逸船ハ頗フル警戒注意スルヲ以テ若シ虎列刺患者ヲ發セル如キアルニ於テハ之レヲ秘スル等ノ事決シテ之レナク且ツ

該フタルウヰルツ号般長ハ余ノ知己ナレハ余ト面談ノ際船中ニ虎列刺患者アリシナラハ必スヤ話頭ニ上ルヘキニ之レナキヲ以テ見ルルキハ當港ヲ去ル迄ハ疑フヘキニアラスト

右二艘ノ船舶ニ對シテ調査シ得タル成績ハ以上列記セルカ如キモ他ノ船舶ニ病毒ヲ齎シ來ラサルト見做スモ他ノ船舶ヨリ持チ來シタルヤモ知ルヘカラス況ンヤ往々船舶ノ乗込人ニ病ヲ發セサルモ貨物等ニヨリテ病毒ヲ齎シ來タリテ病ヲ傳蔓スルノ事實アルニ於テチヤ

茲ニ更ニ海外ヨリ病毒ヲ來傳シタルヲ證スルニ足ルヘキ一事アリ南高來郡口ノ津ニハ七月六日初メテ四人ノ虎列刺患者ヲ生シ爾後七日三人、八日ニ二人ノ同病患者ヲ發セリ(口ノ津ハ石炭ヲ支那地方ニ輸出スルノ地ニシテ上海口ノ津間ヲ往復スル汽船アリ)檢疫本部ヨリ疫原探知ノ爲メ派遣シタル檢疫委員長同縣魚返煥乎檢疫醫原口謙爾氏カ報告書ヲ見且ツ又直接ニ聞ク處ニヨレハ口ノ津ヨリ上海ニ向フテ石炭ヲ運輸スル汽船頼朝丸ハ七月四日入津シテ石炭ヲ搭載シ翌五日午后十時頃上海ニ向フテ出帆セリ元來此汽船ハ決シテ長崎ニ寄港セザルニ上海口ノ津

斷言スル能ハタルモ亦全ク此事ナシト言フヲ得ス畢竟スルニ頼朝丸ノ入津スルヤ數日ヲ出テスシテ數人ノ虎列刺患者ヲ發シ其發病セルモノハ長崎及其他該患者ニ接セシコトナク多クハ單ニ頼朝丸ニ交通シタルモノナリ而シテ該船ハ直接ニ上海ヨリ來航シテ長崎ニハ寄港セザリシナリ

以上ノ事實アルノ他明治十年來我國ニ流行スル景況ヲ察スルニ長崎横濱ノ如キ常ニ外國トノ交通頻繁ナル地ニ初發ス例之ハ明治十年ノ流行ニ就テハ九月上旬長崎ニ於テ外國船ノ爲メニ解艇ヲ掉スヲ以テ業トスル者ニ發シ横濱ニ在テハ同九月上旬亞國三番館ニ於テ焙茶ノ業ヲ執リシモノニ發セシテ該年流行ノ初トス十一年ニハ大流行ヲ來サ、リシカ多少患者死者ヲ出シ十二年ノ流行ハ前年ノ餘波ヲ受ケタルモノナリ十五年ニハ横濱ニ發シタルヲ始トシ十八年ノ流行ハ七月長崎ニ發スルヲ始トシ十九年ノ流行ハ十八年ノ流行ノ餘波ニ原因ス

右ノ例アルニ由リ今回ノ流行ノ原因モ外國ヨリ病毒ノ長崎ニ來リタルニ依ルモノナラン  
長崎市外ニ虎列刺患者ヲ發生シタルヲ見ルニ多クハ長崎市ニ交通シタルニ依ル例之ハ

間チ渡航往復スルモノニシテ最初發シタル三人ハ殆ント同時ニ發病シ其一人田口フサ(八年)ナルモノハ六日午前三時發病午后三時死亡セリ又其姉エイ(十七年)ハ娼妓ニシテ頼朝丸乗込中ニ情夫アリシヲ以テ屢々其訪問スル所トナリシカエイモ亦八日午后八時ニ發病シ之レヲ調査セル當時ノ如キ頗フル危險ノ症候ヲ呈セリト又同六日午前七時頃發病セル石炭運搬人夫森松三郎(廿七年)ハ去ル五日頼朝丸ニ石炭ヲ運搬シタルモノナリ

同七日午後八時發病八日午后三時死亡セシ石炭運搬人夫本多并治(四十年)モ亦五日頼朝丸ニ至リテ業ヲ採リシモノナリ  
同八日午前三時發病九日午前六時死亡セシ山崎セイ(廿六年)ハ頼朝丸船長(一等機關士トモ云フ洋人)ノ妾ニシテ同船ノ碇泊中ハ之レニ往復シ又船長ハ同家ニ一宿セシコトアリ同八日午前五時發病調査ノ際治療中ナル山崎トモ(七十八年)ハ前患者ノ老母ナリ  
七日六日乃至九日間口ノ津ニ發シタル總患者十人中六人ハ頼朝丸ニ出入シタルモノニ係ル而シテ該乗込人ハ上海ヨリ菓物ヲ齎シ來タリ彼是レニ分配シタルコトアリト云フ素ヨリ菓物ヨリ病ノ傳播ヲ來シタリト

西彼杵郡深堀村 長崎ニ距ル 六月三十日初發  
金川藤吉ナルモ、船乗ヲ業トシ六月下旬長崎ニ碇泊セリ六月三十日午後九時深堀村龜ヶ崎碇泊中發病ス爾來七月十日ニ至ルマテ更ニ二人ノ患者ヲ出セリ

同 郡高島 海上七里 七月二日初發即死  
田中喜松六月廿九日長崎ヨリ渡來ス爾後五日六日及ヒ七日ニ各二人ノ患者アリ皆發病前一日長崎ヨリ渡來ノモノニ係ル

東彼杵郡日宇村 海上廿一里 七月二日發病  
渡邊宗助ハ六月廿八日廿九日ノ兩日長崎港ニ碇泊シ三十日出口日宇ニ着メ發病

西彼杵郡雪之浦村 海上九里 七月三日初發  
初發患者寺井彌八ハ發病數日前小舟ニ乘リテ長崎ニ來タリ七月二日歸村シ翌三日耕作中發病

同 郡大串村 海上七里 七月三日初發  
初發患者柳本廣左衛門ハ六月廿九日長崎市ヘ來リ即日時津(長崎ヲ距ル海上凡三里)ニ至リ二泊シ七月一日歸村發病十日ニ至ル迄他ニ患者ナシ

北松浦郡平戸村 海上三十五里 七月五日初發  
初發患者山中舛造ハ七月三日乘船長崎ヲ發シ同日午後六時平戸着港發病

西彼杵郡瀬川村同 海上六里 七月四日發病  
 初發患者山川常右衛門七月四日長崎出發海路瀬川村ニ至リ貨物陸揚中發病ス

南高來郡小濱村同 海上十五里 七月八日初發  
 長崎市ニ彷徨乞食ヲナシ七月六日吐下ヲ發セシモ病ヲ勉メテ小濱村ニ至リテ發病

北松浦郡津吉村同 海上凡三十里 七月八日初發  
 初發患者宮崎東一ハ六月三十日長崎ヲ發シテ歸村發病

然シテ尙各郡村ノ所々ニ發シタルモノ、流行地若クハ患者ト關係アルヤ否ヤヲ知ランカ爲メニ七月八日ヲ以テ新タニ發病セル郡村及ヒ巳ニ發病セル郡村ニ未タ病毒ノ由來ヲ調査セサルモノニ就テハ左ノ諸件ヲ調査セラレンコトヲ同縣衛生課長ニ依頼シタリ然レハ小官カ彼地出發ノ際ニ至ルマテ未タ報告ヲ得サリシ

一初發患者ノ發病前四日間ニ往來シタル土地家屋船舶  
 右ノ土地家屋船舶ト海外ヨリ入港シタル船舶トノ關係

一第二發病者ハ右ニ記載シタル諸件ノ外初發患者ト

司令部に於て憲兵下士卒の警察上に功勞ある者を賞譽せられたる人員を得たれハ其賞狀を左に掲載す尙此外賞狀のみを得られたるもの數多あるも略して記せず

大阪憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 久世 斧 吉

明治廿二年九月七日大阪府大阪市南區日本橋通ニ於テ大西シヨウヲ逮捕ス依テ賞金三圓下賜

大阪憲兵隊

陸軍憲兵二等軍曹 稻垣 銀 三郎

陸軍憲兵上等兵

平井 文 吉

同

木澤 清 範

同

笹川 秀 雄

東京憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 兒 玉 吾 市

明治廿二年九月十四日巡查遠藤龜次郎外一名ト協力シ強盜人ヲ死ニ致シタル犯人東京市淺草區地方橋場町千四百廿二番地平民荒井勘六ヲ逮捕ス依テ賞金二

ノ關係

一第三發病者ハ右ノ外虎列刺患者トノ關係  
 一第四發病者上ニ全シ

一郡及島嶼ニ初發シタル患者ハ虎列刺患者若クハ流行地ニ關係スルコアリヤ否

一郡及島嶼ニ於ケル第二乃至第四患者同上

●新憲兵課程卒業の成績 本年四月近縣及第一師團の現役兵より採用せられたる憲兵上等兵は其員數二十有八名にして爾來東京憲兵隊に於て日常執る所の事務を教習せしめられし處全く其課程を卒へたるを以本月十五日三間憲兵司令官臨場ありて卒業の式を舉行せられたり而して此新兵の孰も體格強壯學術優等にして其成績極て顯著ありしと又大坂憲兵隊に於て同時第四師團の現役兵より採用せられたる憲兵上等兵は其人員僅々八名に過ぎずと雖も其體格學術等の成績に至つては敢て東京憲兵隊の新兵と差違あるとなく皆優等なりしと聞く因に憲兵に任用せらるゝとさく二ヶ月間相當の學科と事務の教習を終へ初めて實務に就かしめらるゝこと新任巡查教習法と異なる所ありとす

●憲兵下士卒の賞譽 本年一月より六月迄の間憲兵

圓下賜

東京憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 酒井 政 次郎

明治廿二年十二月七日北豐島郡中村四百三十一番地平民西貝トキヤニ會シタル數人ハ強盜犯人ナラントノ風説ヲ聞キ百方探偵ノ末遂ニ其犯人板原岩吉治鹿藏ノ逮捕ヲ容易ナラシム依テ爲其賞金二圓下賜

東京憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 渡邊 峰 吉

憲兵上等兵酒井政次郎ト共ニ探偵ニ從事シタル末強盜犯人松原岩吉谷治鹿藏ヲ明治廿二年十二月十三日同十七日ノ兩次ニ逮捕ス依テ爲其賞金三圓下賜

東京憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 三木 岩 次郎

明治廿三年二月十三日神田區美土代町二丁目一番地士族洲田太郎方ヨリ出火セントスルヲ認メ直ニ駆付笠原藤吉外二名ト協力シテ之ヲ消止ム依テ爲其賞金二拾五錢下賜

熊本憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 藁科 伊 三郎

明治廿二年三月十日午後六時巡察中通行人ノ談話ヨ

リ荏原郡步行新宿七百四十二番地へ放火セシハ同宿  
松澤定吉雇人三重縣平民横山八右衛門ノ所爲ナルヲ  
覺知シ之ヲ逮捕ス依テ賞金五圓下賜

大阪憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 伊藤辰藏

明治廿二年十一月廿九日北區會根崎新地三丁目六番  
地平民橋本梅吉方ヨリ失火セルヲ認メ陸軍憲兵上等  
兵小原常助外三名ト協力消滅ス依テ賞金二十五錢下  
賜

陸軍憲兵上等兵 小原常助

前同文

大阪憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 谷崎榮吉

明治廿二年十二月十一日大阪府本成郡新喜多新田ニ  
強盜及竊盜ノ犯人大阪府平民西田音吉ヲ逮捕ス依テ  
賞金三圓下賜

宮城憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 鹿兒島榮太郎

明治廿三年三月十六日午前六時三十分宮城縣平民菅  
野幸治ノ廣瀬川ニ投身シタルノ報ニ接シ救助方若手  
中宮城縣巡査丹野忠五郎ノ來援ヲ得テ共ニ救護ス依  
テ賞金三圓下賜

陸軍憲兵上等兵 田每大量

明治廿三年二月十八日大阪市朝上通三丁目ニ於テ持  
兇器強盜犯岩田清三郎外一名ヲ陸軍憲兵上等兵内藤  
鶴吉ト協力逮捕ス依テ賞金三圓下賜

陸軍憲兵上等兵 内藤鶴吉

前同文

●熊本廣島憲兵隊管區首部及屯所位置 今回新設セ  
られたる熊本廣島憲兵隊の各管區首部屯所の位置ハ  
左の如シ

○熊本憲兵隊管區首部屯所位置

熊本縣下憲兵管區

- 第一管區 熊本市
  - 第二管區 飽田郡 下益城郡 宇土郡
  - 第三管區 託麻郡 上益城郡
  - 第四管區 山本郡 玉名郡 山鹿郡
- 熊本憲兵隊 位置 肥後國熊本市千葉城

名稱	位置
千葉城屯所	肥後國熊本市千葉城
西外坪井町屯所	同 西外坪井町
京町屯所	同 京町

第一肥後國熊本市千葉城

テ賞金一圓下賜  
大阪憲兵隊

陸軍憲兵上等兵

磯井爲五郎

明治廿二年七月廿七日大阪府西成郡豐崎村大字木庄  
ニ於テ強盜及竊盜等ノ犯人廣島縣平民倉谷吉左工門  
ヲ逮捕ス依テ賞金五圓下賜

大阪憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 鈴木又八

明治廿二年八月二十三日奈良縣葛上郡葛城村大字鳴  
神ニ於テ強盜殺人ノ犯人愛知縣士族林吉造ヲ陸軍憲  
兵上等兵内藤鶴吉ト協力逮捕ス依テ賞金四圓下賜

陸軍憲兵上等兵 内藤鶴吉

前同文

東京憲兵隊

陸軍憲兵上等兵 西村秀策

明治廿三年三月五日北豐島郡王子村ニ於テ放火犯崎  
玉縣平民森田兼三郎ヲ陸軍憲兵上等兵邊渡峯吉ト協  
力逮捕ス依テ賞金三圓下賜

陸軍憲兵上等兵 渡邊峰吉

前同文

大阪憲兵隊

川原町屯所 同 川原町

第二肥後國飽田郡川尻町 古川村屯所 同 古川村

宇土町屯所 同 宇土郡宇土町

第三肥後國託麻郡出水村 高瀬町屯所 同 肥後國託麻郡出水村

本庄村屯所 同 本庄村

第四肥後國玉名郡高瀬町 木葉村屯所 同 木葉村

植木町屯所 同 山本郡植木町

山鹿町屯所 同 山鹿郡山鹿町

○廣島縣憲兵隊管區首部屯所位置

廣島縣下憲兵管區

- 第一管區 廣島市 沼田郡 佐伯郡
- 第二管區 高宮郡 山縣郡 高田郡
- 第三管區 安藝郡 加茂郡
- 第四管區 豐田郡 御調郡 世羅郡

第五管區 沼隈郡 深津郡 安那郡 品治郡  
 第六管區 蘆田郡 甲奴郡 神石郡  
 三谿郡 三次郡 惠蘇郡 三上郡  
 奴可郡  
 廣島憲兵隊 位置 安藝國廣島市基町  
 管區管區首部位置 屯 所

第一安藝國 廣島市基町  
 基町屯所 安藝國廣島市基町  
 銀山町屯所 同 銀山町  
 猿猴橋町屯所 同 猿猴橋町  
 堺町屯所 同 堺町  
 天神町屯所 同 天神町  
 廿日市町屯所 佐伯郡廿日市町

第二安藝國 高宮郡可部町  
 可部町第一屯所 安藝國高宮郡可部町  
 可部町第二屯所 同  
 吉田村屯所 同 高田郡吉田村

第三安藝國 安藝郡和庄村  
 和庄村第一屯所 同 安藝郡和庄村  
 同 第二屯所 同  
 海田市町屯所 同 海田市町  
 竹原町屯所 同 加茂郡竹原町

凡そ警察官署の差支を以て至るへし又舊法に在ての政談演説會は於て若し一人の演説者か治安に妨害ありたるるときは之れを中止して全會を解散し他の辨士の演説をも爲さしめざりしか今度の假令解散を命ずるも全會を解散せず單に其一人の請談論議を停止するのみあり又從來治安に妨害ある演説を爲して中止を命ぜられたる者の中に府縣知事之其府縣内に於て内務大臣は全國に於て期限間公衆に對し政談演説を爲すを禁するの條ありしか新法に於ては全く之れを廢したり併し舊例にて政黨に加入し又の政談演説を聞くことを禁せられたる軍人警察官學校生徒のみなりしに今度の未成年者婦女子をも政談集會に會同し政社に加入することを禁したるの少しく嚴重になりたるか如しと雖も是れ所謂の寬條其の宜しきを制する者にして夫の未成年者婦女子の政談集會に會同し政社に加入すべき必要の如何にして其の理由をきのみならず却つて其弊害は教育上家政治上風俗上等に於て歴々として之を徴すべきの既往の經驗に於て誠に明瞭なれりなり其他又今度の新法にて新たに禁せられたる條項の概要を擧げ外國人を政黨に加入

第四備後國 尾道町土堂屯所 備後國御調郡尾道町  
 御調郡屋道町 同十四日屯所 同尾道町字十四日  
 字土堂 忠海町屯所 安藝國豊田郡忠海町

第五 福山屯所 備後國深津郡福山町  
 府中市村屯所 同蘆田郡府中市村  
 第六 三次町屯所 備後國三次郡三次町

備考 第五第六管區ハ現今兵ノ配置ナシ然レモ福山町府中市村三次町ハ樞要ノ地ナルヲ以テ此三ヶ所ニ限リ隣管區ヨリ分置セラレ、ノ見込ナリト

●集會及政社法 去る二十五日を以て公布されたる法律第五十三號集會及政社法が舊集會條例より改正せられたる要領を擧げれば是れまで政治に關する事項を講談論議する爲に公衆の集會を開くに開會三日前必其演説の要旨事項及び演説者の姓名等を詳細に記し管轄警察署に届出て其の認可を受くるの例ありしも新法の之れを改め唯だ開會四十八時間前に届出るのみにて其の認可を受くるを要せず且つ演説の事項要旨を届出るの煩を省きたるのみならず其届出の如きも是迄の如く管轄警察署に限らず分署にても

せしめ又政治の講談論議者たらしむる事 政談集會を屋外に於て開く事 帝國議會開會より閉會に至るまでの間に議院を距る三里以内にて屋外の集會又は多衆運動を爲す事、又政社にハ標章及び旗幟を用ひることを禁し且つ法律を以て組織しざる議會の議員に對し其發言及び表決に付き議會外に於て責任を負ひしむるの契約を設くるとを禁する等の條項にして要するに此等の諸條項ハ泰西諸國の條例に則たり我國の狀況に斟酌して折衷其宜しきを制しざる者にして徒らに放縱に流れず國家主權を存する所を明らかにし立憲政体の妙機を運用するに於てハ最も必要の簡條と謂ふべきなり(本法に關してハ新規の條項も多分なれり従つて疑義を生ずる場合も尠からざるべしと信するが故本會に於ては特に之れを註釋を編纂して次號發行の雜誌より續々掲載せんことを期す) ●集會及政社法の疑義 同法第二十七條に政社の標章及旗幟を用ひることを得すとあり標章及旗幟とい何なるものを謂ふか之れを普通の意味に於て解釋するときは標章とは標札又ハ目印し等を云ひ旗幟とい國旗ヲラフ其他政社名を記したる幟等をも謂ふからん然らば自今政社に於てハ其門前又ハ檐下等に標札

目印等を掛くるともならず従來其の設けあるものゝ急に撤去せしめざるべからざる譯ある哉又た旗幟を用ゆるともならずと謂ふときは祭日等よ於て國旗を交又し、フラフを建つるとも相成らざる義か去りとは窮屈千萬にして如何なる理由ありて此の如きことを禁する譯あるや其理由を見出たす能はざるなりとハ或る論者の疑問にして一應尤もなる不審と謂ふへし然れとも我輩の考へには法律の決て此の如き所爲を禁したるものべらざるべしと信す而して茲に標章及び旗幟とあるの標札又は國旗フラフ等を其の社前に掛け又は建つるを禁するの意にあらざして夫の政社の社員等に於て政黨の徽章目印等を自己の帽子又ハ衣服若くハ居室の入口等に貼附するか如き事ありて私行上よ在ても常に自他の區別を立て所謂隣保團結の本旨を失するに至るを防ぐの主旨に出で又旗幟を建つるを禁するは社員多衆の運動を爲す等の場合若くハ各自の門前等に於て之を建つるか如き類を謂ふからん歟而して法文に政社は云々とあるの政社の團體にして社員を包含するものあり故に社員にして之を背くものあるも政社其の責に任せざるべからず左れば第三十三條の罰例に於て第二十七條に背き

官吏をして牛乳若くハ乳汁を検査せしむる等其他幾多の方法あることあるべし然れとも差向き飲用者に於て必ず一たび煮沸するの習慣を養成服膺せられしき危害あることなかるべし何卒普く此勸告を容れられんことを切望す

●前號の誤脱 校合には精々注意するを怠らされども何分取急きて時々は夜を徹するか如き場合もあきにあらざれば誤字脱字は毎號少きにあらす實に恐縮の至なり然れとも大槩は最初より判讀の勞を吝み玉れざるべきを以て一々次號に於て正誤するとも格別の效驗あらざるべし多し其儘とするを例とせり前號「國家の貧民救濟法に就て」の論說中甚しき誤脱ありて全く領會すべからざる所ありたれん茲に之を訂正す其他ハ例の通御見脱しあらんとを乞ふ此後ども大槩の誤脱は態々訂正するとあらざるべし兼て御諒知ありたし

第十六頁下段左より三行「官府より」の下に「指定セラレタル時限内ニ更ニ住所ヲ定メス而シテ」の廿二字を脱せり序に第廿一頁上段左より二行「及下段」右より三行の「萬の何れも七萬の誤あり因に一言す誤字も時に由りて睡氣醒しの助

標章旗幟を用ひたる者及其の政社の役員は、二圓以上二十圓以下の罰金に處すとあり以て本條規定の意の在るところを知るに足るべきあり

●牛乳に關する注意 近來は牛馬の間にも結核症の傳播随分盛なりと聞けば牛乳を飲用する人々ハ宜しく深く注意すべきなり結核の傳染は、微なる寄生體の作用なり其事既に學者社會に於て研究を積み今復た毫も疑を容れざるあり此寄生體ハ乳汁の分泌に連れて患者の體中より排出せらるゝことあり若し之を混交せる乳汁を嚥下して胃に入らしむれば其胃中に在て繁殖し從て胃を害し腸を害し終にハ生命に關する大害を將來すること最も容易に曉るべき普通の理なりと謂ふへし是を以て牛乳を飲用せんにハ必ず先づ一たび之を煮沸すへし之を冷却して後飲用するべし否ハ人々の好む所に任して可なり要するに未だ煮沸を経ざる生乳ハ斷して嫌忌するを要す又牛乳に結核の病毒を包藏すへき疑ある上ハ警察上須らく相當の防禦手段を講せざるべからざるべし一にハ牛乳産地證明書の法を設け二には牛乳賣買の際に検査を與ふること、なし三にハ結核症を患ふる牛乳は或ハ搾取を禁し或ハ撲殺する等の處置を施し四には隨時相當

けとなるべしとあり例之ハ同論說中第十一頁下段左より八行目に備を誤りて諸とせり此忙しき世の中にならば作りて月日を送くるを得は嘸や長閑きとからん阿々

統計

○全國警部巡查及警察費

●左に掲ぐる統計ハ最近の調査に係るものにして最確實なりと信すその警部警部補及巡查の數は昨二十年十二月末日の現員に依て調査し警察費は廿三年度府縣會の議決額なり此内にハ國庫下渡金も包含し居るを以て警察部内に於て支消する全額なりと知るへし警察廳舎建築修繕費も亦此内に含蓄す（北海道及沖繩の警察費を除きしは此兩地方は地方税の支辨に属せず皆官費にして年々定額を以て國庫より下渡さるゝものなるを以て故らに之を除きたるなり）

府縣警部警部補	巡查	警察	費
東京	四六一	三、四六五	七二六、三八一九一四
京都	九三	九七三	一六三、一四八四三九

大坂	神奈	川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手
一五二	六二	一一五	五七	八〇	六一	四〇	六四	六四	六四	三四	四三	四四	七五	四七	二八	四五	四四	六五	四六	四六	四一
一、三六六	八一七	一、〇二四	四七六	五六八	五九八	四四六	五六九	五五九	五五五	三二九	二五四	五四八	七一一	五五九	二二二	四八七	四五〇	六三〇	四六二	五〇九	三一五
二五三、一六一七	一一〇、四四九	一四九、七八八	六八、四五二	一一九、〇六〇	一〇七、五〇三	八三、五七五	九四、八〇九	九七、一五四	六五、三五二	五〇、二五八	八九、八七八	一一八、三九二	九七、四一七	四五、九九八	九二、六三七	七四、四七〇	一一〇、三八五	九二、二五〇	一〇一、三四五	六二、五八〇	二九八
一、三六六	八一七	一、〇二四	四七六	五六八	五九八	四四六	五六九	五五九	五五五	三二九	二五四	五四八	七一一	五五九	二二二	四八七	四五〇	六三〇	四六二	五〇九	三一五
二五三、一六一七	一一〇、四四九	一四九、七八八	六八、四五二	一一九、〇六〇	一〇七、五〇三	八三、五七五	九四、八〇九	九七、一五四	六五、三五二	五〇、二五八	八九、八七八	一一八、三九二	九七、四一七	四五、九九八	九二、六三七	七四、四七〇	一一〇、三八五	九二、二五〇	一〇一、三四五	六二、五八〇	二九八
青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	那覇
三四	五〇	四八	三九	四九	四三	二九	四二	五〇	六二	四四	四四	三九	四二	五一	三九	四五	四〇	六二	六二	二六	二六
二八九	四二〇	三四二	三六一	四六四	三二四	二七〇	三九〇	五七五	六九六	四六四	三一二	三九一	三〇六	四九〇	三八〇	六〇三	四三〇	三一八	六七〇	二二五	二二五
五二、九〇八	八〇、七六八	五八、五七九	六三、三四九	七〇、二六五	五〇、七八三	四六、〇〇五	六七、〇五八	九九、〇一四	九六、七五三	八〇、九二八	五一、四四八	六一、六二五	五四、八七三	七八、四五八	五六、五四八	一〇〇、八九九	七七、六一九	六〇、二一三	一〇七、八一九	三七、二八二	二八五六
五二、九〇八	八〇、七六八	五八、五七九	六三、三四九	七〇、二六五	五〇、七八三	四六、〇〇五	六七、〇五八	九九、〇一四	九六、七五三	八〇、九二八	五一、四四八	六一、六二五	五四、八七三	七八、四五八	五六、五四八	一〇〇、八九九	七七、六一九	六〇、二一三	一〇七、八一九	三七、二八二	二八五六

統計

四十

●在監人月未現在表廿三年三月三十一日現在

總計	二、九八三	二、六二六	二、五一一	四、五二八	九、三三七	六、三三二
道北	一四六	四九一	.....	.....	.....	.....
沖繩	三〇	一四九	.....	.....	.....	.....
慶島	六四	五五七	.....	.....	.....	.....

警視	神奈川	大坂	京都	道	海	北	警
三、一二七	三、三二七						
二、三五七							
三、一五〇							
一、一一一							
三〇三							
二五三							
七五							
一、二九七							
一、二九七							
三、六三二							
一、二六九							
一、八九三							
九三六							
一、一三〇							
一、〇八六							
四	四	四	四	四	四	四	四
四	四	四	四	四	四	四	四
一、二八〇							
四	四	四	四	四	四	四	四
一、二八〇							

統計

四十一

鳥取	鳥根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿島	沖繩	集治	監宮	監三	兵庫	留監	總計
九〇一	〇九一	一、六四六	一、七〇三	八五八	〇二四	一、三〇六	二、八二一	一、〇七一	一、〇五七	一、三三三	一、〇四〇	四九七	七九九	五四九	五八九	一九四	八七一	六二五	一、五三四	八七	五九	〇四〇
一六五	一八五	一九三	二三八	九四	一三六	一八一	一八一	一三一	二二三	二七六	一四〇	一四〇	一四五	七三	八五	一一					二五	二五
一三	一五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
一、〇八七	一、二八七	一、八六〇	二、〇六九	九六三	一、一七八	一、五一四	一、四八二	一、二二一	一、二九三	一、六一五	一、一八三	六四四	九五五	六二七	七〇一	二〇六	八七一	六二五	一、五三四	八七	六九	九五九

本表中小笠原嶋ノ分ハ未若ニ付省ク

とを得ず既に法律の實際の必需に應じて發生するものせは法律は永久不變のものにあらす何とされし社會の必需の時々變遷するものなれりあり彼の數千條の法文を列ね逐條順次の整備するもの外形上美の美なりと雖若し不定なる實際の必需に適應せるものあるときは是れ法律の最大目的に反するものなるを以て決して之を完美の法律と謂ふことを得ず英國の其の富強を以て世界を雄視すると同時に制度文物の完備するを以て各國に冠たり是れ則ち其の特有の性質の現象なるを以て假設ひ他國に於て其の完備なるを羨望して止まざるも企及すへき所にあらす英國の法律に固有法及衡平法の別あり其の名稱に相違する所なりと雖原則に於ては毫も矛盾する所なし從來固有法及衡平法の其の執行さるへき裁判所を異にしたりと雖千八百七十五年の「シュニアブラム、コルト、ジュニカチユーア、アット」と稱する條例を以て裁判所の構成を改正し固有法并に衡平法は俱に同一の裁判所に於て之を執行することゝ爲せり此の二法は英國固有の法律にして彼の佛國獨國等に於て採用したる羅馬法と對峙して世界の二大法族を爲すものなり予の所謂英法の華との何ろや則ち衡平法是れを

寄書

○英法の華

潮田居士

英國人民の實際に長したる特有の性質を有することハ世人の能く知る所なり百般の制度文物悉く此の特有の性質を表示せざるものなく之に依て以て英國の能く其の富強を維持し世界に視雄することを得へし豈其れ偶然あらんや凡そ英國の法律を學ひたるものは其の悉く實際に出てざるものなきを知るならん法律ハ人生に必需に依り發生するものなり果して然らば必需あらざれば法律の發生することなきや固より論を俟たざるへし彼の野蠻時代の形勢を見よ酋長割據して互ひに其の部落の人民を卒て掠奪をのみ是れ事とするを以て部落の民團合一致して以て他の襲撃に備へされは忽ち其の人民及財産の掠奪を免れず故に各酋長ハ此の生存競争場裏に於て勝利を得んことを期し他の部落を襲撃掠奪することを偏に獎勵せり是れ當時の社會に在ては必需に依り生したる法律と謂ふへし夫れ斯の如く法律の實際の必需に應じて發生するものなるを以て尙しくも實際に適應せる法律は之を美法と謂ふこと予の之より羅馬法の英國に於て採用されざりし所以并に衡平法を以て英法の華と稱したる理由を左に略述せんとす英國古代の歴史を繙くものハ必ず知るならん當時學識を有するものハ獨り僧侶にして而して其の學識は羅馬法を講習して得たるものあることを其れ斯の如く僧侶のみ獨り學識を有したるを以て學識を要する政務の悉く僧侶之を掌り從て司法の職務も亦僧侶に於て之を兼ねたり故に僧侶は裁判を與ふるに羅馬法の原則を適用し其の訴訟手續に至るまで併せて之を英國に輸入せり爾來羅馬法益盛んに行われ羅馬法を教授する學校を諸所設立するに至れり然れども羅馬法の終に英國に存在することを得ざる種々の事情起れり則ち英國の封建制度の國柄なるを以て土地に關する法律のハも羅馬法の原則を適用することを得ざるに依り固有の法律を制定するの必要を生せり之に依り羅馬法は稍其の勢力を失ひたるも未だ之れを適用することを得へき場合に於ては尙依然として舊に依れり然るに他に羅馬法の存在することを得ざる一大原因の生したるあり則ちエドワード第三の頃より國王及人民は羅馬法王を厭忌するの傾を生じ從

て羅馬法をも亦之を厭忌するに至れり下てリチャード二世の御宇に至り羅馬法を厭忌するの念益熾んよして終に諸侯は羅馬法を以て王國を支配すへからざることを建議し裁判官の裁判所に於て羅馬法の原則を引例することを嚴禁せり是れ羅馬法の早く英國に其の痕跡を絶ちたる所以なり

衡平法の固有法と原則を異にせるものにあらず衡平法の一定の原則を有せず單に裁判官の良心に依るものなるを以て各裁判官は足の長短あるか如く衡平法に各裁判官の良心に依り其の原則を異にすへしと云ふものなりと雖決して斯の如きものにあらず一定の原則を守り先例に遵ふ固有法と異なる所なきものなり而して此の二法を生したるの敢て理由なきにあらざり今衡平法發生の沿革を説き英國の裁判官が能く法律を實際に適合せしめたるを示さん

固有法も元と社會の必需も應じて發生したる法律あるを以て實際に適合せざる法律にあらざりしや疑ひなしと雖社會の變遷歲月の經過に依り日々之を適用せることを得ざる事件生するも當り固有法ハ其の適用の範圍を制限し法律の活用を止めたるを以て大に實際の必需に應ずる能はざるに至れり加之固有法ハ

之ハ強盜ノ罪ヲ犯シタル者ハ幾回強盜ヲ行ヒ若クハ窃盜ヲ爲ストモ其刑ハ同一ニシテ輕懲役ニ出テサルナリ故ニ犯罪ノ爲メニ身ノ潔白ヲ失ヒタル者ハ何レノ日カ一タヒハ處刑ヲ受ケンコト明ナレハ其前ニ成ルヘク數々惡事ヲ行ハサレハ損ナリナト、ノ途方モナキ考ヘテ起スコトハナキヤ濡レヌ前コソ露ヲモ厭ヘトノ古諺アリ實際或ハ此ノ如キ憂アラサルヤ少シク感フ所ナキヲ得サルナリ犯罪者ハ世ノ最モ不幸ナル人ナリトテ之ヲ憐ムコト深キニ過クレハ或ハ爲メニ惡念ヲ増長セシメ結局之ヲ憐ムノ結果ハ其不幸ヲ助長スルニ終ルコトハナキヤ刑ハ刑ナキヲ期ストカ開ケリ然レハ刑ハ刑ヲ誘發スルノ具ナルカトノ疑ヲ生セシムルコトハナキヤ犯罪ノ數多キモ少キモ刑ニ二アラスト聞クハ無知無恥ノ徒ノ心ヲ動サント強チ絶無トモ言フヘカラサランカ獨逸刑法ヲ案スルニ其第七十四條ニ曰ク數多ノ特立ノ行爲ニ由リテ數多ノ重罪或ハ輕罪ヲ犯シ又ハ同一ノ重罪或ハ輕罪ヲ數々犯シ而シテ之ニ由リテ數多ノ有期自由刑ニ觸レタル者ニ對シテハ一個ノ合算刑ヲ宣告スヘシ合算刑ハ受クヘキ刑ノ最モ重キモノニ加重スルニ由リテ生スル不同ナル自由刑ノ俱發スルニ際シテハ此加重ヲ其種

其の訴訟手續に付き極めて嚴密の規則を設け訴訟の種類を定め其の種類に属せざる訴訟は之を受理することを禁せり故に人損害を蒙り裁判所に出訴せんとするときは單に其の損害の事實を申出て救済を求むることを得ず必ずや先づ其の請求の何れの訴訟の種類に属するやを見而して後出訴せざるへからず夫れ斯の如くなるを以て出訴人に於てハ其の提起すべき訴訟の種類を撰擇するに當り危険を侵さるへからず何とされハ若し其の撰擇を過ちたるるときハ忽ち敗訴すへきを以てなり又假令如何ある重大の損害を蒙むるも若し其の損害の性質定規の訴訟の種類の一に属すへきものにあらざるときハ終に之か救済を求むることを得ず裁判所も亦之を受理することを得ず嗚呼形式に泥ひの弊實に此に至る不當と謂ふへし

(未完)

數罪俱發

杞憂處士

重罪輕罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ發シタルトキハ一ノ重キニ從テ處斷スト云ヘリ此規定ニ據レハ一旦罪ヲ犯スコトアリタル者ハ其罪ヨリ重カラサル罪ヲ幾回犯ストモ結局刑ニ増減スル所アラズ例

類上最モ重キ刑ニ就テ行フモノトス  
合算刑ノ度ハ受クヘキ諸單刑ノ合計ニ達スルコトナク而シテ十五年ノ懲役十年ノ禁錮或ハ十五年ノ禁錮ヲ超過スヘカラスト

吾人ハ此規定ヲ讀ミ稍々心ニ豁然タル所アリ斯クテコソ眞ニ惡チ懲ラスコトヲモ得ヘケント思ハル此クテハ幾分カ犯罪ヲモ防キ得ラルヘシト信セラル、ナリ如何トナレハ罪ヲ重ヌレハ其割合ニ刑モ増加スルニ由リ或ハ多少願ル所アルヘケレハナリ吾人曾テ小説ヲ愛讀シタルコトアリ屢々「一人ヲ殺スモ死二人ヲ殺スモ死ハ一ナリ寧ロ……」ナト、書ケルヲ見タリ此意恐クハ人ノ常情ニ出ツルコトナラン果シテ然ラハ刑ニハ成ルヘク多クノ階級ヲ設ケ罪多ケレハ刑モ多シ犯ス所重ケレハ罰モ重シト云フ鹽梅ニ一々作惡者ヲシテ其行爲ノ如何チ感覺セシメノコト得策ナランカ吾人ハ深ク法學ニ通セサレハ此利害ヲ分別スル能ハス識者ノ垂教ヲ乞フ

法令註解

巡閱規則註解

(承前)

(三) 戶籍調製ノ方法

戸口ヲ調査スルニハ必ス調査簿ヲ欲クヘカラス而シテ別ニ戸口原簿ヲ備フルヲ要ス今爰ニ調査簿ト戸口原簿トノ區別及其調製ノ方法ヲ列叙セント欲ス

〔戸口調査簿〕 此調冊ハ巡查ニ於テ其調査シタル戸口ヲ書載スル所ノモノニシテ巡查ノ常ニ携帯セル帳簿トス故ニ之ヲ調製スルニハ携帯ニ便利ナル様小形ニスルヲ要ス多クノ地方ニ於テ調製スル所ノ帳簿ハ横帳ニシテ厚紙ノ短冊ヲ挿入スルノ方法ヲ取レリ又經費ノ許サ、ル地方ハ通常ノ罫紙ヲ以テ調製スルアリ或ハ警察署ニ於テ特ニ横帳ニ適當ナル罫紙ヲ製シ受持巡查ニ配付スルアリ未タ嘗テ一定ノ方法ニ據ルモノアルヲ見ス固ヨリ一定ノ方法ヲ以テ調製スルノ必要ハナケレトモ簡便ニシテ錯雜セザラソコトヲ要スルハ勿論ナリトス、某地方ニ於テ實用スル所ノ調査簿ハ挿入法ニ據ラス亦通常ノ罫紙ヲ用ヰズ別ニ調査簿ニ適當ナル一種ノ罫紙ヲ用フルヲ見ル其罫ハ半紙半枚摺ニシテ堅紙ナリ家主ノ氏名年齢職業等宿所ヲ第一第二ノ野ニ記載スヘキ爲メ適宜ニ野界シ其次ハ空欄トシ妻子父母兄弟等自在ニ記入スルヲ得セシム此調査簿ハ至極簡便ニシテ實用ニ適シ其上格別經費ニ差支テ生スル程ノ費用ヲ要セス故ニ調査簿ハ此

冊ハ兼テ亦前科索引簿ニ充ツルヲ得ヘシ

分署管轄區内ノ戸口原簿ハ某地方ニ於テハ之ヲ分署ニ委託シ警察署ニ於テ保管セザル所アリ經費節減ノ点ヨリ論スレハ可ハ則チ可ナレトモ時トシテハ警察ノ統一ヲ欠キ調査ヲ要スルニ際シ繁雜ナル手數ヲ費スノ感ナキ能ハス又之ヲ警察署ニ總括シ分署ニ備ヘ置カザル地方アリ統一上至極便利ナリト雖分署ノ事務ニ不便ヲ來シ調査ヲ要スルニ當テ之ヲ本屬署ニ照會スルノ手數ヲ免レヌ殊ニ一郡一分署ヲ置ク場所ニ在テハ其不便更ニ甚シキモノアリ要之一利一害ハ數ノ免レザル所ニシテ孰チ可トシ孰レチ否トセン然レトモ其間自ラ利害ノ判定ヲ下スチ得ヘキ所ナキニアラス一郡ヲ管轄スル分署ニ於テハ其原簿ヲ本屬署ニ附セス自ラ之ヲ保管シテ獨立ノ原簿トシ其戸口ノ増減ハ本屬署ニ即報スルコト、シ警察署ニ於テハ分署ノ管轄ニ屬スル區内ノ戸口ヲ記載スヘキ假簿ヲ製シ之レニ家主ノ氏名年齢職業等ノ要件ヲ記載シ其家族ハ別ニ詳記セス家族何人内男何人女何人トシ戸口調査ノ便ニ供スルノ方法ヲ設クヘシ、又一郡一警察署ノ下ニ在ル分署ニ於テハ前者ト相反シ其原簿ハ警察署ニ備ヘ置キ一ヶ月一二回分署ノ報告ヲ受ケテ之ヲ

方法ニ倣ヒ調製スヘシ又別ニ索引簿ヲ製シ氏名チイロハ順ニ記載シ之レニ番號ヲ附ス、右ノ調査簿ハ厚紙短冊ノ挿入法ニ據ラサルカ故ニ家人ニシテ他ニ移住シタル場合ハ之レニ朱抹ヲ施シ其名ノ上ニ事由ヲ記シ置クヘシ故ニ他日調査ヲ要スル場合ニ於テ其異動ノ事由一目瞭然タリ其家族多クシテ一葉ニテ足ラサルモノハ幾枚ニテモ補綴スルヲ得ルモノトス若シ全家移住ノ場合ニ於テハ其部分ヲ抜取り別ニ保存シ置キ他日ノ参照ニ供スヘシ

〔戸口原簿〕 此簿冊ハ警察署ニ備ヘ置クヘキモノニシテ其調製方ハ極メテ保存ニ堪フルノ方法ヲ擇フヘシ元トヨリ携帯スヘキモノニアラサレハ小形ナル必要ナク寧ロ大形ニ製スルヲ可トス美濃版ノ紙一枚摺トシ調査簿ト略同一ノ罫欄ヲ設ケ家族一人コトニ詳細ニ事故ヲ記載スルヲ得ヘキ餘地ヲ存スルヲ要ス此原簿ニモ亦索引簿ヲ付スヘシ、原簿ハ警察署管轄區内ノ總戸口ヲ記載スヘキモノニ付其簿冊ハ甚濶瀚ナルモノトナルヘシ然レトモ之レニ由テ以テ人口戶數ヲ調査シ住民ノ職業貧富性情年齡等ヲ知ルヲ得行政司法兩警察ノ執行上大ナル便宜ヲ得ルヲ以テ成シ得ヘキ丈ク之ヲ精密ニシ決テ之ヲ省畧スヘカラス此簿

増減スルコト、シ分署ハ前者警察署ニ備ヘアル假簿ト同様ナル帳簿ヲ製シ以テ時々ノ増減ヲ記入スヘシ斯クスルトキハ其所轄ニ屬スル一郡區ノ戸口チ一目ノ下ニ諒知スルコトヲ得テ戶籍簿ヲ備ヘ置クノ要旨ニ適セン然リト雖實事ノ便否ハ署長其人ノ考按及土地ノ狀況如何ニ依テ相異ナルモノナレハ強チ爰ニ論定スルヲ要セス唯記シテ當務者ノ參考ニ供ス

本邦未タ前科索引簿ノ製法ヲ規定セス警視廳ニ於テハ夙ニ之ヲ調製シテ實行セルヲ以テ各地方ニ於テモ往々之レニ倣ヒ調製スルモノナキニアラスト雖一般ノ規定ナキヲ以テ區々錯綜未タ以テ全然整備セリト云フヘカラス加之處刑通知法ノ定ナキカ故ニ悉ク索引簿ニ記入スルノ途ヲ得ス往年戶長ノ職務トシテ戶籍ニ處刑ヲ記入セシコトアリシモ今ハ全ク此事ナク前科ヲ知ルノ便ナシ故ニ前科索引簿ノ製法ハ一般ニ規定セラル、ノ急務ナルヲ信ス然レトモ警察署ニ於テハ其自己ノ管轄スル人民ニ就テハ出來得ヘキ丈クハ前科ヲ記入シ置クヲ要ス故ニ假ニ戸口原簿ヲ以テ此索引簿ニ代用スルノ方法ヲ採リ其處刑ノ入アルコトヲ知リタルトキハ之レカ記入ヲ怠ラス以テ他日索引簿調製ノ備ヲ爲シ置クヘシ又各府縣ニ於テハ協賛

一致ノ上互ニ本籍ノ警察署ニ處刑ノ人名刑名等ヲ通報スルノ途ヲ開クヲ要ス某縣ニ於テハ其縣内ノ各裁判所檢事ト申合セ其本籍人民ノ刑ニ處セラレタルトキハ檢事ヨリ直ニ之ヲ警察署ニ通報スルコトニ定メアリト是レ亦一ノ便法ナリトス

(四) 戶籍簿記載例

戶口調査ハ小形ノ帳簿ナルヲ以テ事故ヲ詳細ニ記入スルコトハ困難ナルヘシ故ニ特別ノ事故アルモノハ之ヲ日誌ニ書留メ調査簿ニハ簡單ニ之ヲ記入シ置クヘシ其日誌ニ書留メ置キタル事故ハ詳細之ヲ本属署ニ報告シ本属署ハ之ヲ原簿ニ記入スヘキモノトス、總テ調査簿記入方ハ一町村コトニ一番地ヨリ順次ニ記入スルヲ可トス然ラサレハ戶籍ノ紛乱ヲ生シ易キ恐アリ某地方ニハ番地順ニ由ラス受持區ノ便宜ニ依リ警察番号ヲ各戸ニ附シ以テ調査ノ順序ヲ定ムルモノアレトモ元ト番地順ヲ定メタルハ其町村ノ地所家屋ノ秩序ヲ整理スル爲メニ外ナラサレハ警察上殊更ニ順序ヲ變更スルノ必要モナカルヘシ故ニ斷然固有ノ順序ヲ以テ帳簿ニ順次記載スヘシ尤モ同番地内ニ數戸アルモノハ其番地内ニ於ケル警察番号ヲ定メ之ヲ各戸ニ附シ調査簿ニモ亦同様之ヲ記スヘシ警ヘハ

要ス凡ソ家主ニ屬スル事故異動ヨリ家族各自ニ屬スル事故異動ニ至ルマテ詳細洩ラサス細記スヘシ總テ身事ニ關スル事件ハ原簿ヲ繕ケハ一目瞭然タル様ニ爲スヲ以テ主要トスヘシ(此記載例ヲ示スハ爰ニ要用ナキヲ以テ之ヲ略ス)

氏名索引簿ハ町村番地順ニ據ラス總テ氏名ノ「イロハ」順ニ從テ順次ニ記入シ其上ニ調査簿若クハ原簿ノ番地ヲ記シテ綜索ノ便ニ供スヘシ此索引簿ニハ單ニ家主ノ氏名ノミヲ記載シテ家族ニ及ハス故ニ一野一家主ヲ記シテ可ナリ

「イロハ」順ハ之ヲ字書的ニ記スルヲ可トスレトモ「イロハ」ノ數ハ四十七字ニシテ泰西ノ「アルハベツト」ノ如ク二十六字ヲ以テスルカ如ク短簡ニアラサルカ故ニ却テ編成ニ困難ニシテ實際索引スルトキ格別其便ヲ見ス假令ヘハ今川義元(イマカワヨシモト)ト泉親衛(イツミチカヒラ)トヲ索ムル場合ニ於テ一

目ノ下其孰レカ先ナルヲ知ルヲ得ス必ラス「イロハ」ト順次ニ繰リ初メテ泉ノ方先ナルヲ知ラン氏ニ於テ既ニ然リ其名ニ至テハ更ニ甚シキ不便ヲ感セン因テ悉皆字書的ニ記入セス氏稱ノ頭ナル二語即チ今(イマ)泉(イツ)丈ケチ字書的ニ順次ニ記入シ其餘ハ

何町何番地警第一号警第二號トスルカ如シ調査簿ニハ每葉番號ヲ附スルヲ要ス此番號ハ氏名索引簿ニ要用ナルヲ以テ秩序正シク之ヲ附スヘシ其番號ハ紙面左部ノ上端ニ記スルヲ可トス是レ檢閲ノ際綜索ニ便ナルカ爲メナリ故ニ此野板ニ番號記入ノ位置ヲ畫シ置クヘシ

調査簿ニハ第一欄ニ國郡市町村番地ヲ記シ第二欄ニ家主ノ職業生年月日氏名ヲ記スヘシ第三ノ大欄ニ家族ノ氏名生年月日ヲ記シ其上部ニ各自ノ職業若シ他ニ住居スルモノハ其住地及他住ノ事由其他事故要領ヲ記入スヘシ家主ニシテ一時他ニ單獨出寓スル等ノ場合アレハ是亦其氏名ノ欄外ニ記載スルヲ要ス又前々項ニモ述ヘタル如ク僻村部地ニ在テハ呼稱ニ兩名ヲ有スル者少ナカラス(書上ケ名若クハ役場名ト稱スルモノト自家呼稱ニ用キル名唱是ナリ)此ノ如キハ役場ノ戶籍ニ記載シアルモノヲ以テ正當トシ其傍ニ通名ヲ記シ置クヘシ生年月ニ於ケルモノ亦然リ是レ司法警察上最要ナルモノナリ

戶口原簿ノ記載方ハ調査簿ト大體ニ於テ異ナル所ナシト雖調査簿ヨリハ一層詳密ナル記載ヲ爲シ且前科索引ノ用ニ供スヘキ方法ヲ以テ處刑ヲ記載シ置クヲ

順序ヲ要セサルヲ以テ簡便ナルモノト思考ス以上ハ警察上戶口調査ノ等閑ニ流レ或ハ餘リ調査ヲ主要トセサル向並ニ帳簿ノ整備ヲ缺ク地方ノ參考トナリ巡閱官ニ於テ査閲ノ標準ノ一端ニ供センカ爲メ梗概ヲ叙述スルノミ (未完)

雜 錄

○ 德川時代風 新吉原由緒

日本警察沿革誌中德川時代の警察制度に係る一書を得たれハ漸次本誌に掲載し讀者の清鑒に供せんと欲す而して今茲に掲ぐるハ風俗警察の一部にして享保十一年七月廿四日の記録に登り德川文庫に所藏せられしものぞ而して文意解し難く且通讀に困難の個所多しと雖も當時の公文雅俗の文體皆な此の如くなりしを以て今之を取捨するは却つて當時の文體を失ふの虞あり故に力めて原文の儘掲載するとせり讀者幸に此意を了し熟讀玩味せられんことを乞ふ敢て一言を附記す

新吉原町の儀御役所に留め無之譯不相知に付享保拾巳七月吉原江戸町名主又左衛門と相尋候處左之通書

付出に付記之  
慶長年中まては御城下に定り候けいせい町無之二軒三軒宛所々分散いたし罷在候其中軒を並へ相集り居候場所所有之候

一麴町八丁目之邊

一鎌倉河岸

一大橋之内柳町

右大橋之内と申候ハ唯今常盤橋御門之邊を大橋と申

柳町と申候ハ道三河岸之通ハ御座候其頃京都萬小路

柳之馬場と申處にけいせい屋有之候是ハ原三郎左衛

門と申者天正年中ハ取立柳町と申候然ハ京都之遊女

町之名を借用ひ候様に相聞候得共大橋の内柳町と申

ハ其町之入口に大木の柳二本有之候故直に其町之名

にいたし柳町と申候右柳町之けいせい屋共は皆々御

當地素生之者共にて御座候鎌倉河岸の傾城屋共ハ御

江戸御繁昌に付駿河府中之彌勒町より引越申候麴町

之傾城屋共ハ京都六條之傾城町より引越候ものにて

御座候此外御江戸御繁昌に付伏見夷町奈良木辻坏よ

り参り所々に二軒三軒宛けいせい屋仕罷在候

一慶長拾年之頃御城様御普請御用意付柳町之馬場御

用地被召上此所之傾城屋とも悉く元誓願寺前ハ引

けいせい屋拾四五軒  
右同斷

けいせい屋二十軒程

越申候此時分ハ道橋等次第に多く罷成屋敷替坏之御沙汰度々御座候て御江戸日に増御繁昌に付けいせい屋共相談仕付けいせい町之場所取立申度由御訴訟申上候得共御免許無御座候

一其頃庄司甚右衛門と申者初て御訴訟申上候趣ハ京都大坂駿府其外諸國之津湊惣て繁昌成場所に先規あり御免之傾城町惣て二十余ヶ所有之候然る所御江戸日に増御繁昌候得共未だ定り候傾城町無御座候所々に分散いたし罷在候如此に御座候てハ御町中之爲にも不宜事共有之候由申上并三ヶ條之儀を以御願申上候

三ヶ條之覺

一遊女を買遊ひ候者遊興好色にふけり身之分限を不辨家職を忘れ不斷傾城屋に入込長居候へ共傾城屋之儀ハ其者の方より金銀を前に申請候得ハ幾日も留置馳走仕候然間をのすから其主人親方ハ之奉公を欠刺引負横領致し候事ハけいせい屋共金銀を限りに幾日も留置候節と奉存候へハ所之場所御定被下候と只今迄有來候所之傾城屋共と一所に集り吟味仕目今ハ一日一夜之外長留め致させ申間敷事一人を勾引候者之儀前々より堅御制禁被遊候所に今

以粗有之候當時御府内にをわても人を勾引候程之不届者共有之候其子細ハ手前困窮成者之娼を養子と名付け貰置成長之後めかけ奉公又ハ遊女奉公に出し大分之給金を取渡世に仕候ケ様成不届ものかなたこなたよりみゆめよ娘を五三人宛も養子に仕十四五歳に罷成候得ハ右之ことく奉公に遣し申候實之父母方より申分申來候得ハ種々偽を申或ハ少々金銀を出し申とくめ候實之父母相果候歟又ハ遠國杯に罷在候得ハ已か自由に相計けいせい杯に賣出し大分之金子を取り申候ケ様成不届もの共ハ人を勾引候事も可仕様に奉存候如此成譯をも存知ちから勾引者養子娘を相對にてけいせい奉公に召抱候もの有之様に承及申候けいせい屋共一所に召集申候ハ勾引者之儀ハ不及申養子娘之筋吟味仕左様なるものを奉公に出し候ハ急度御訴可申上候事

一近年世上御静謐ハ治り候といへとも濃洲御平均之御事も程遠からず候得ハ自然に透問を伺ひ悪事を相金可申諸牢人之願も可有御座歟と奉存候左様成惡黨之類ハ人目を忍ひ住所をも不相定流浪いたし可罷在候遊女屋之儀ハ金銀たに遣し候へハ其者の出所詮議仕候儀ハ無御座候幾日も留置申候右之お

とさの族所々方々之遊女屋杯に罷在候事も難計候此外當座にをみて不届仕出し欠落仕候ものなど當分之居所にて遊女屋に勝れたる所ハ無御座候間所々之遊女屋にか、とり罷在候ハたど御詮議者たり共たやすく御手に入申間敷奉存候此度奉願候通けいせい町一ヶ所に被爲仰付被下候ハ此儀ハ殊更念を入何者にても見届さるものけいせい町に致徘徊候ハ其者之出所吟味仕彌怪敷奉存候ハ急度御訴可申上候事御公儀様御廣大の御慈悲を以て奉願候通被爲仰付被下候ハ難有可奉存候以上

右御訴申上候ハ慶長十七年之頃と承傳候

一右之通り御訴訟申上候得ハ其節之町御奉行様米津勘兵衛様と承申候御評定所ハ被召出本多佐渡守様御出座にて御聞届之上追て御吟味之上可被爲仰付旨被仰出候

一元和三年之頃三月と申傳ハ右甚右衛門御評定所ハ被召出本多佐渡守様諸御奉行様御列座にて御評訟申上候通けいせい町之場所被爲仰付候間難有可奉存旨被仰渡候其節甚右衛門ハ被爲仰付候ハけいせい町之場所一ヶ所被下置候上ハ江戸御町中之儀ハ不及申端々に至るまで遊女之類一切差置申間敷候

若左様なるもの有之候ハ甚右衛門並傾城町之者共役目として急度御奉行様御訴可申上旨被爲仰付候

同時に甚右衛門へ被仰渡候御書付  
五ヶ條之覺

一傾城町の外けいせい屋商賣いたすへからす并けいせい町圍へ之外何方より雇來候共先々いけいせい遣候事向後一切可爲停止事  
一けいせい買遊び候もの一日一夜より長留めいたす間敷事

一傾城之衣類總て縫金銀之摺箔等一切着させ申間敷候何地にても紺屋染を用ひ可申事  
一傾城町屋作普謂等美麗に致へからす町役等ハ江戸町之格式之通急度相勤可申事

一武士商人跡の者に不限出所儘にあらす不審成もの致徘徊候は住所致吟味彌不審に相見候ハ奉行所御訴出事

右之通急度可相守者也  
月日

一同時に甚右衛門儀吉原町惣名主相勤右之趣急度可相守旨被爲仰付候尤御年頭相勤申候其頃諸奉行様

神ヲ貴ク能ハサルノミナラス誤認濫用ノ毀チ免カナル所ナキナリ抑モ假出獄ハ感化遷善ヲ表示スルモノナルニヨリ此恩典ニ浴スルモノ多キハ治獄ノ良績ヲ顯ハスモノナレハ其多カラシコトヲ希望スルハ當局者ノ常情ナルヘシ然レモ其員數ニ至テハ各地非常ノ差異アリト聞ク此ハ固ヨリ改悛者ノ多寡ニ起因スルナルヘケレト多キニ過キテ停止者ノ多キヲ致シ少キニ失シテ獎勵誘導ノ道ヲ欠クカ如キハ兩ナカラ恩典利用ノ道ヲ得クリト云フヘカラス果シテ如此コトアリトセンカ是ハ治獄ノ實績ヲ擧ケ得サルノミナラス甲乙不權衡且場所ニ依テ幸不幸ノ差異ヲ生ズルニ至ル其甚ク不感服ノ次第ナリ之カ局ニ當ル者察セスンハアルヘカラサルナリ願ルニ假出獄ノ稀有ナルニハ種々ノ原因ヲ存スルコトナルヘキモ主トシテ賞表ヲ與フル上ニ於テ慎重ニ過キ爲メニ賞表ヲ受クル者少ナク又假出獄ヲ申請スルニハ必ス賞表五個ヲ有セサルヘカラストナシ之カ申請ヲ見合ハセラル、ニハアラキル乎萬一ニモ此事實アリトセハ囚人ノ不幸之ヨリ大ナルハナシ賞表ヲ與フルニハ勘査内規アリ刑期四分ノ三ヲ五分シ其一分ヲ一勘査期トシ此一期ニ對シテ賞表一個ヲ附與セラル、由ナレハ改悛ノ狀著シク

方甚右衛門カ異名をきみか御意被遊候古來大人御歴々之御言葉に遊女屋之亭主をきみか被仰候君親方又遊女長とも書かせ申候甚右衛門始之名ハ庄司甚内と申候慶長十一年之頃横山町に句崎甚内と申惡黨罷有候て甚右衛門に出入を申掛御奉行所様罷出候刻相手と同名にて御裁許之節紛敷候故御差圖奉隨此節甚右衛門と名を改申候甚右衛門出所相州小田原之者天正十八年落去之砌歳十五にて御當地ハ罷越柳間に所縁御座候て此所に居住仕候  
一菅屋町之下にて二町四方之場所被下置候此所沼にて葦茅之生長り候を刈捨地形築立候間葦原と名付申候得共目出度文字に候故吉原と書替申候  
元和三年より地形普請等取掛り同四年霜月中初て一同に商賣仕候由  
(以下嗣出)

○假出獄ノ上申方ニ就テ

東京 牛門 逸士

假出獄ハ治獄ノ美果ニシテ改過遷善ヲ獎勵シ良民ヲ造出スルノ最良手段ナレハ之ヲ實施スル上ニ就テハ最モ慎重鄭重ナラサルヘカラス假令ハ假出獄者多キヲ出スモ隨テ停止スル者多キトキハ假出獄ノ精シテ刑期四分ノ三ヲ經過セハ賞表五個ヲ有スルニ至ル道理ナリ而シテ假出獄ノ恩典ハ改悛ノ狀顯著ナル者ニ與ヘラルヘキモノナレハ之ヲ申請スルニハ賞表五個ヲ有セサルヘカラストハ見解アルコト固ヨリ正當ノコトナルヘシ然レモ其員ノ目ノ行届カサルカ爲メ又ハ外部ニ顯ハレタル長行ナキヲ以テ行狀正シキモ賞表ヲ附與セラレス爾來益々謹直改悛ノ狀愈々著シキモ賞表五個ヲ有セサルカ爲メニ刑期四分ノ三ヲ經ルモ假出獄ノ恩典ニ漏ル、ノ不幸ヲ受クル者モアルニ至ラン之ニ反シテ賞表五個ニ滿タサル者ヲ假出獄セントスルトキハ一時ニ二三個ヲ併與シ以テ五個ニ滿シ外面ヲ飾リテ假出獄ノ上請ヲ爲サ、ルヘカラサルニ至ルヘシ是レ亦余輩ノ取ラサル所ナリ假令ハ賞表五個ニ滿タサルモ已ニ過半数ノ賞表ヲ有シ改悛ノ狀極メテ顯著ナルニ於テハ殊更ニ濶縱修飾スルニ及ハス刑期四分ノ三ヲ經過セハ其賞表ノ不足ナル事由ヲ具シテ速ガニ假出獄ノ申請ヲ爲シテ可ナルヘシ又便宜上ヨリ多人數ノ假出獄ヲ同時ニ上請セントセハ爲メニ賞表五個ヲ有シ刑期四分ノ三ヲ經過スルモ尙ホ之カ申請ヲ遅延スルカ如キ場合アルニ至リ賞譽ノ効顯ヲ薄カラシムヘシ已ニ改悛ノ狀著シク

テ賞表五個ヲ有シ假出獄ヲ許シテ可ナルノ確認アレハ他囚ヲ待ツニ及ハス刑期四分ノ三ヲ經過セハ速カニ上請ノ取斗アラマホシ其他當局者ノ注意ヲ請ハント欲スルコトアリ他ニアラス入監中行狀ヲ詳察細査シ老犯宿囚ノ爲メニ欺騙セラルハコトナク又癡鈍若クハ新參ニシテ事ニ馴レズ甘心ヲ買フノ術ニ長セサル者ヲ漏スコトナク公平ヲ旨トシ其行狀ノ視察ハ看守ニ放任セス典獄看守長ニ於テモ之カ視察ヲ怠ルコトナク賞表ヲ附與スルノ期ニ際セハ典獄ハ之ヲ各看守長教誨師并ニ工業掛書記ニ詢リ廣ク其意見ヲ求メテ之ヲ參考トシ賞表ノ與フヘキハ之ヲ與ヘ以テ益々遷善獎勵ノ道ヲ盡サレンコト是ナリ行狀ノ視察ハ賞譽ニ假出獄ニ皆其根本ヲ爲シ輕忽視スヘキコトニアテサルナリ又假出獄ノ上ニ就キテモ最モ注意ヲ促カサント欲スルコトアリ即チ再犯以上ノ強竊盜詐欺取財犯者ノ如キ破廉耻甚タシクシテ改悛ノ望覺束ナク之ヲ放テハ忽チ前罪ヲ犯シテ再ヒ監獄ニ來リ監獄ニ入ルハ猶ホ我カ家ニ歸ルカ如キ感覺ヲ抱キ居ル者トモノ假出獄ヲ慎重ニシテ容易ニ之レヲ許サス又其犯者若クハ姦淫罪ニ觸レタル姦夫婦ト同時ニ假出獄セシムルカ如キコトナカラシムルコト是ナリ夫レ強盜盜詐

欺取財犯ハ其人員ニ於テ各監獄ノ第一位ヲ占メ到ル處在獄人中十中ノ八九ヲ占ム其人數ノ過多ナルト連累者ノ多キハ能ク之ニ及フ者ナシ而シテ多ク法網ニ觸レ監獄ニ來ルコトヲ毫毛介意セス監獄ニ入レハ陽ニ改悛ノ狀ヲ裝ヒ勤メテ吏員ノ甘心ヲ買ヒ陰ニハ惡謀ヲ運ラシ實ニ始末ニ終ヘヌ者其ナリ故ニ再犯以上ノ者ハ過半ハ此種類ノ犯罪者ヨリ出ツ眞ノ改悛ハ望ミ乏シキナリ適々假出獄ノ恩典ヲ蒙リ刑期滿限ニ先ダチ出獄スル者アルモ直ニ停止セラレテ監獄ニ歸來ス假出獄ノ停止者中多キニ居ルモ亦此種ノ罪實ナリト聞ク是レ強盜盜詐欺取財犯者ニハ容易ニ假出獄ヲ許スヘカラサルノ一理由ナリ況ンヤ其再犯以上ニ於テテヲ謹慎モサルヘケンヤ其犯者并ニ姦夫姦婦ト同時テ舊テ語リ惡ヲ計ルニ至ルノ恐ナキ能ハス且姦夫姦婦ト同時ニ假出獄セシムルハ事体甚ク宜シキヲ失ス如此者ハ別々ニ上請シ其日時ヲ異ニシテ假出獄ヲ爲サシムルヲ要ス是レ再犯ヲ豫防スルノ一手段ナレハナリ尤斯ク云ハ、論者ハ曰ハントス假出獄ト同時ニ爲サシムルモ刑期滿限ニ至ラハ同時ニ出獄セシメサル

ヲ得サレハ到底犯憂者ノ懸念ヲ絶フ能ハスト此ハ一理ナキニシモアラサレハ刑期ハ之ヲ左右スルコト能ハス是レ法律ノ然ラシムル所ナレハ如何トモスルナシ若シ之ヲ左右シ得ルナレハ之カ出獄ノ期日ヲ別異センコト言テ俟タサルナリ假出獄ハ其時期ヲ左右シ得ルヲ以テ即チ之ヲ別異スルハ幾何カ再犯ヲ豫防スルノ手段ヲ盡サントスルノ微意ニ出タル次第ニシテ善小ナリト雖之ヲ爲サハルナリ當ニ盡スヘキノ手段ヲ盡ス所以ナリ論者ノ言ハ其一ヲ知テ未タ其二ヲ知ラサルモノト云フテ可ナラン要スルニ假出獄ヲ行フ上ニ就テハ最モ慎重丁重ナラサルヘカラス而シテ其法ノ利用宜シキヲ得ハ始メテ効用ヲ全フスルニ庶幾カラシカ因ニ一言スルコトアリ多人數ノ假出獄ト同時ニ受纏メテ上申センニハ萬一其中ノ一人ニ就テ不明瞭ナトノ廉アルカ爲メ照會往復ニ日ヲ曠ルコトアラントキ其他ノ者ノ認可モ隨テ遲延スルコトナリ成ルヘクハ別々ニ上申スルヲ使トセンカ思ヒ出ツル儘ニ冗言ヲ重スルニ至レリ讀者乞フ恕セヨ

○監 視 門 外 漢

破廉恥ノ犯行アル者ハ容易ニ眞實改悛ノ域ニ達シ難ク從テ再三刑辟ニ觸ルハコトアルヲ免レサルナリ是

レ其心頑冥ニシテ素ト無教育ノ爾ラシムルトコロナレハ一方ニ於テハ利害ヲ説キ正邪ヲ誨ヘ以テ頑冥心ノ融解ヲ圖リ他方ニ於テハ之ヲ懲シ之ヲ檢束シ以テ惡事ヲ未發ニ防制スルヲ要スヘシ監視ノ制アル蓋シ之カ爲メナラン然ラハ其目的タル蓋シ害惡ノ根ヲ斷シ犯罪ノ跡ヲ絶セントスルニアルヘシ決シテ刑餘ノ人ナシテ再犯ノ已ムヘカラサルニ至ラシムルカ如キナ期スルコトアラサルヤ言ヲ須タサルナリ抑モ監視ノ効力タルハ本人ナシテ常ニ自ラ反省セシメ己レノ曾テ他人ヲ害シ社會ヲ毒シタルトアルノ記憶ヲ失セシメス克己自新ヲ努メ以テ心ヲ練リ行ヲ慎ミ前非ヲ悔ヒ廉恥ヲ尙フノ實ヲ舉ケ同胞ニ對シテ面目ヲ起シ信用ヲ復シ進退舉止ノ自由ヲ全フセントノ念ヲ固フセシメニハ保安官吏ヲマテ犯罪ヲ室息シ壓迫シ且搜查シ易スカラシムル爲メニ家宅臨檢等ノ自由ヲ保有スルニアルヘシ故ニ歸スル所再犯ノ機會ヲ得易スカラシムルヲ主トスルナリ

若シ夫レ監視ノ爲メニ其人ノ正當ニ勞働スル自由ヲ抑制シ又ハ其人ノ被監視者タルコトヲ公衆ニ暴白シテ以テ其厭忌ノ念ヲ激發セシメ又ハ其人ヲシテ自暴自棄ノ心ヲ生セシムルカ如キハ是レ口ヲ箝シテ言ハ

シメント欲シテ縛シテ歩セシメント欲スルニ近シ決シテ監視ナル良制ノ趣旨ニアラサルナリ我カ刑法付則第二十七條ニ監視ノ爲メニ受クヘキ檢束ノ箇條ヲ規定シテ曰ク毎月二度所轄ノ警察署ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受クヘシ但疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故アリテ警察署ニ到ルコト能ハサルトキハ其事由ヲ届出ツヘシ曰ク酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サス曰ク事故アリテ其住居ヲ轉移セントスルトキハ警察所ニ申請シ許可ヲ受クヘシ曰ク擅ニ他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許サス若シ已ムチ得サル事故アルトキハ其事由ヲ警察署ニ具申シ許可ヲ受クヘシト謹テ按スルニ此規定ノ趣意タル犯人ノ將來ヲ檢束スルニハ實ニ相當ナリト謂フヘシ然リト雖モ監視ニ付スヘキ程ノ犯人ハ大槩無知無識ノ人物ニシテ制限ヲ定メテ警察署等ニ出頭スルカ如キハ其最モ忌憚スル所ナルチ如何セン又職業ヲ索ムルカ爲メニハ時々甲地ヨリ乙地ヘト遷リ行カサルヘカラス而シテ其都度一々警察署等ニ出頭シテ許可ヲ請フカ如キ煩ニ堪ヘサルチ如何セン故ニ道理上ヨリ立言スルトキハ斯ハカリノ制限ハ當然ニシテ問然スルトコロナキカ如シト

雖モ實際上ノ利害ヲ省察スルトキハ今少シク煩チ去リ簡ニ就キテ制限ヲ必要ナルタケニ止メ被監視者ヲシテ成ルヘク職業ヲ得易スカラシメ糊口ノ途ニ迷フカ如キコトナカラシムル様ニ改正セラレシコトヲ希望セサルヘカラサルナリ會テ獨逸刑法ヲ看ルニ其第三十八條ニ曰ク法律ノ豫定スル場合ニ於テハ自由刑ニ付加シテ警察監視ヲ命ジ得ヘキ旨ヲ宣告スルコトヲ得「此ノ如キ宣告ニ由テ高等地方警察官司(縣知事ヲ謂フ)ハ監獄官司ノ意見ヲ諮詢シタル後五年以下ノ期限ヲ以テ犯人(原語ハ被宣告人ト云ヘリ)ヲ警察監視ニ付スヘキ權ヲ得ルナリ」此期限ハ自由刑ノ滿期或ハ期滿免除或ハ特赦ニ至リタル日ヨリ起算ス次テ第三十九條ニ曰ク警察監視ハ左ノ效力ヲ有ス

(一)犯人ニハ高等地方警察官司ヨリ或ル一定ノ土地ニ住居スルヲ禁止スルコトヲ得(二)高等地方警察官司ハ外國人ヲ聯邦境域内ヨリ放逐スルノ權アリ(三)家宅搜索ハ之ヲ施行シ得ヘキ時刻ニ就テ制限ヲ受スト其寬嚴粗密ノ差如何宜ク攻究スヘキ一問題ナルヘシ就中監視ヲ實施スルト否ハ警察官司ト監獄官司トノ認定ニ一任シテ裁判官司ハ之ニ干渉セス宣告ニ於テハ單ニ監視ヲ處分シ得ヘキ旨ヲ許可スルニ止ルハ吾人ノ

三款スル所ナリ監視ノ要否ハ重ニ在監中ノ行狀ニ由リテ分カル、ナリ故ニ主刑ノ宣告ト同時ニ監視ノ要否及期限ヲ判定スルトハ稍々謂レナキニアラスヤ抑モ在監中行狀最モ良ク改悛ノ情最モ著シキ者ハ出獄後別ニ監視ノ要アルコトナカルヘキナリ監視ヲ命スルト否ハ警察官司ニ於テ監獄長ノ所見ヲ聞キタル後判定スル事トスレハ監視仮免ナトノ手數ヲ全ク除キ得テ而カモ別段不都合ヲ醸生スル事ナカルヘキナリ

○英國警察法沿革(承前)

日鼻豊作譯

觀近ニ至ル迄テハ警察ノ主タル目的ハ昔日ノ如ク社會ノ擾乱ヲ鎮壓シ大小ノ犯罪人ヲ逮捕シ之ヲ豫審判事若クハ即決裁判官ニ引致スル等ノ數事ニ過キサリシト雖モ現今ニ至リテハ此訓練教養セル警察隊ヲ諸般ノ事務ニ利用スルノ便宜ナルヲ悟リ議事院ハ屢々條例ヲ發布シ警察官ヲシテ從來ノ事務ニ兼テ又タ犯罪豫防ノ事務ニ關係アル衆多ノ事務ヲ爲サシムルコト、ナセリ

倍テ其新事務ノ一二ヲ舉レハ先ツ犯罪人監視ノ事ノ如キハ即チ其重要ナル一例ナリトス設ヘハ重罪又ハ

輕罪(輕罪中或ル最惡ノ罪)ニ就テ再犯ノ刑ヲ受ケタル者ハ滿期出獄ノ後七ケ年間警察ノ監視ニ附セラル、モノトス而シテ監視期限内ハ其住所ヲ轉スル毎トニ必ラス之レヲ其地ノ警察長官ニ届出テ又毎月一度、自ラ出頭シテ謹慎ヲ表シ取調ヲ受クヘキモノトス又タ犯罪人入獄中ニ在テ仮出獄ノ特典ヲ受ケタルトキモ前者ト均シク監視ニ附セラル、モノトス而シテ若シ監視期限内前述ノ義務ヲ怠リタルトキハ更ニ嚴罰ニ附セラル、モノトス又犯罪人監視ノ事ノ外ニ警察ノ職務トシテ煙筒掃除人ヲ監督スルノ事アリ警察官ハ煙筒掃除營業者ノ往々幼稚ナル少年ヲ使用シ之レヲシテ煙筒掃除ノ事ヲ爲サシムルノ恐レアルチ以テ之レヲ防遏センカ爲メ該業ヲ營マントスル者ハ必ラス先ツ其ノ地ノ警察署ヘ出願シ長官ヨリ營業鑑札ヲ受クルコトヲ要スルモノトス又警察官ニハ行商人ニ營業免許ヲ與フルノ事務アリ設令ハ街衢ヲ呼ビ歩ルキ物品ヲ商フチ以テ營業トナサントスル者ハ先ツ其地ノ警察署ニ就キ營業免許ヲ出願セサルヘカラス而シテ警察署長ハ出願人ノ身分ヲ取調ヘ不都合ナシト認ムル時ハ之レニ免許ヲ下付シ否ラサルトキハ之レヲ許可セサルモノトス但シ此場合ニ於テ出願人

若シ署長ノ處分ニ服セサルトキハ即決裁判所ニ出訴スルヲ得ルモノトス  
 蓋シ此ノ如キ新制度ヲ設ケ警察官ヲシテ從來ノ本務ヲ兼テテ是等諸般ノ事務ヲ執ラシメタル所以ノモノハ近來我邦人(英國人)カ歐洲諸邦ノ警察法ノ大ニ便利ナルヲ悟トリ之レニ模倣セシコトヲ企圖スルモノナレトモ現今我邦(英國)警察ノ有様ハ猶ホ未ダ幼稚ニシテ彼ノ諸邦ノ如クナル能ハサレハ吾人ハ前文ニ述フル所ノ諸免許付與ノ事ノ如キハ寧ロ其地ノ裁判官ニ取扱ハシムルヲ以テ却テ目下ノ便利ナラント思惟スルナリ

警察官カ犯罪人ヲ逮捕スルノ權限ニ就テハ更ラニ編チ改メ後ニ之レヲ論述スヘシト雖モ此罪人逮捕ノ事柄ト密接ノ關係ヲ有スル事ニシテ今茲ニ一言シ措クヘキ二三ノ事務アリ即チ贓物捜査ノ爲メ裁判官ノ發スル令狀ヲ執行スルモノハ通常警察官ニシテ質商古金商等ノ家宅ヲ搜索スルノ職權アリ又タ近來ニ至テハ特ニ裁判官ノ發スル令狀ヲ要セス警察長官ハ自ラ命令ヲ出シ裁判官ノ發スヘキ令狀ノ事ヲ實行セシムルノ場合甚ナシトセス例之ハ首府警察區ノ如キニ於テハ劇場ノ官許ヲ經テ興行スルモノアルトキハ

同郡ニ於テハ度量衡規則藥種及ヒ食品規則爆裂藥規則并ニ獸類傳染病規則等ヲ施行スル爲メニ警察官ヲ以テ各々其取締役ニ任用シ又タ住家ノ取締并ニ乞丐賑救等ノ事ヲ警察官ニ委託セリ元ト此等ノ地方ニ於テ何人ヲ以テ之カ取締ヲ爲サシムルモ固ヨリ隨意ナリト雖モ從來ノ經驗上之レヲ警察官ニ委任スルノ最モ便利ニシテ能ク其目的ヲ達シ得ルコトヲ覺知シタルヨリ遂ニ常例ノ如クナリタルモノナリ其他地方トモ多クハ此ノ如キ狀態ナルカ故ニ凡ソ事務ノ取締上ニ關スルモノハ概シテ之レヲ警察官ニ囑托スルノ便利ナルヲ感シ益其管理ノ範圍ヲ擴張スルノ傾キアリ

○西班牙國監獄(承前)

朝比奈三郎譯

左ニ宴會ノ獻立ヲ記シ讀者ノ一覽ニ供セン即チ、サ  
 ラマンカ一監獄ノ囚徒ハ市參事會員ヨリ麩包、強酒、煙草及ニレアル(一レアル、ハ獨逸ノ二十一ペンニヒ、ニ當ル)其他ノ僧正ヨリハ二ポンドノ麩包、半クロアチルロー、葡萄酒(一クロアチルロー、ハ獨逸ノ四リ一テル三三ニ當ル)及半ポンドノ肉ヲ送與

警視總監ハ其監督警視ヲシテ選卒ノ一隊ヲ率ヘテ其劇場ニ進入シ正當ノ理由ナクシテ場中ニアルモノハ悉トク之レヲ引致拘留セシムルノ職權アリ又タ酒肆旅館等ニシテ條例ニ違反スルノ疑ヒアルトキハ裁判官ノ令狀又ハ長官ノ命令ヲ俟タズ選卒ニシテ直チニ其屋内ニ進入シ之レヲ檢査スルコトヲ得ルモノトス即チ千八百七十二年ノ條例第九十四章第三十五節中ニ選卒ハ何時タリトモ官許營業者(旅館、酒舖、劇場等持ニ官ノ准許ヲ經テ營業スルモノヲ總稱スノ家宅ニ進入シ其内外ヲ搜索シ貯藏酒類ノ調書ヲ收ムルコトヲ得トノ條文アリ然レトモ爾後今日ニアリテハ該條ノ適用ヲ見ルコト甚タ稀レニシテ其實際ニ於テハ殆ント死法ニ屬シタルモノ、如シ

又タ警察官ノ職務コハ其警察官タル職分トシテ當サニ盡スヘキ事務ノ外カニ他ノ委囑ヲ受ケテ行フヘキ諸般ノ事務アリ近來社會人事ノ益々繁多進増スルニ隨ヒ政府ニ於テモ亦タ之レヲ監督スルノ必要ヲ感シ種々ノ條例規則ヲ設ケ之レカ取締ノ方法ヲ規定スルニ至レリ而シテ各地方ニ於テハ此條例規則ヲ實施スルカ爲メ多ク其地ノ警察官ヲ以テ之レカ取締役ニ充テタリ、今ノ一ザムバ(一)部ノ一例ヲ舉レハ

セラル、ゼレツ、ダ、ラ、フロントテラ、ニ於テハ數多ノ紳士宴會ニ陪席シ、レリダー、ニ於テハ一層盛宴ヲ極ム其、獻立ニ曰ク、ツッ、牛肉燻牛ノ蒸肉(馬鈴薯ヲ添フ)麩包、葡萄酒、強酒、各種ノ煙草等ナリトス而シテウトレラー監獄、獻立ハ各種ノ肉搥豕肉、橄欖實、最良葡萄酒、食後ニ於テハ善良ナル煙草及四レアルノ金員トス此ノ如キ盛宴ハ枚舉ニ暇アララスト雖就中サン、フェル、ナンド、ニ於テハ女囚ノ宴席ハ神聖フィソ、テンツ、フオン、パウラ、ナル女子協會員、男囚ニ對シテハ其地ノ僧侶及裁判官等接待ヲナスコトナレリ

西班牙國祭日ニ於ケル狀況ハ大略此ノ如シ而シテ、ウレンチヤ監獄ノ如キハ玲瓏タル音樂ヲ奏シ或ハ行列ヲナシ以テ神福ヲ祈ル等決シテ他ノ邦國ニ於テ見ルコト能ハサル奇觀甚タ多シ之レヨリ余輩ハ西國監獄教育法ヲ記シ讀者ニ報セントス

千八百八十四年十二月ニ於ケル囚徒總數ハ二萬八千七百三十三人ニシテ其内讀書習字二ツナカラ爲シ能ハサル囚徒ハ實ニ八千五百五十人ナリトス事情已ニ此ノ如クナルヲ以テ政府ハ千八百八十五年二月一日ヲ以テ監獄教育例ヲ發布セリ此條例タルヤ我獨逸ノ情態ニ照セハ固ヨリ不適當ナル條項數多アリト雖免

ニ角西班牙國獄制上ニ於テ余輩ハ其善良ニシテ邦家ノ爲メ利益クルヲ祝セサルヲ得ス左ニ其學科ヲ列舉シ讀者ノ清鑒ニ供セン即チ讀書（印刷若クハ寫本ノ散文及ヒ詩歌）習字、宗教及道德（祈禱、問答、禮式家庭教育法及ヒ生計ニ關スル宗教及ヒ道德ノ主意）、文法、算術、地理、歴史、幾何、書學、農業、博物、及ヒ理學ナリトス

右ノ條例ニ依ルキハ苟モ普通教育ノ必要アル囚徒ハ必ス就學セサル可ラス故ニ各囚徒監獄ニ押送セラレ、片ハ先ツ其學力試驗ヲ行ヒ監獄教育ノ要否ヲ判定シテ而シテ其教師ニ於テハ囚徒ノ内ヨリ最モ改悛ノ情顯著ニテシ其任ニ適スルモノヲ撰定シ教授ノ補助トナス故ニ普通囚徒ハ補助手タル囚徒ニ教師ノ嘱托者トシテ教場ノ内外ヲ問ハス總テ尊敬スルノ義務アリ而シテ補助手ハ教場内ニ於テ各囚徒ニ書籍及ヒ筆紙ノ類ヲ分與シ總テ教師ヨリ命令セラレタル教場内ノ事務ヲ取扱フモノトス右ノ外教場内ノ安寧ヲ維持センカ爲メ囚徒ノ内ヨリ若干ノ監察者ヲ撰拔ス此監察者ハ教授終レハ書籍器具ヲ蒐集整理シ之ヲ補助手ニ引渡シ囚徒ヲ工場ニ導クコト司ル此等補助手及ヒ監察者ハ教師ノ指揮監督ニ依リ日々若クハ一周間毎ニ交代

シテ其殊ニ顯著ナルモノニ至テハ教場ニ於テ先ツ其氏名ヲ朗讀シ之レテ教場内ニ設ケタル黑板ニ揭示ス其黑板ヲ稱シテ榮譽板ト謂フ若シ三トビ此名譽ヲ得ルモノアルキハ教師ヨリ總務局長ニ上申シ勉學ヲ表示センカ爲メ賞牌（常ニ胸部ニ帶ブ）及ヒ總務局長ノ記名アル賞狀ヲ付與ス而シテ此賞牌ヲ得タル囚徒ハ特別ノ待遇ヲ受クルモノニシテ例之ハ機械作業ニ於ケル服役ヲ免シ自己被服ノ撰定ヲナス權利ヲ付與セラレ、カカ如シ而シテ此等ノモノ若シ過失三回ニ及ヒタルキハ此ノ特權及ヒ賞牌ヲ沒收セラレ又放免ニ至ルマテ過失ナキ者ニ對シテハ放免ノ際其旨ヲ放免證明書ニ記入スルコトナリ

教師ハ每半年度即チ一月一日及ヒ七月一日ニ於テ教育ノ狀況及ヒ其成績ニ就キ總務局長ニ報告ヲ爲シ併セテ教育上ニ關スル改良意見ヲ陳述スルノ義務アリ右ノ報告中ヨリ左ノ一節ヲ抄録シ教育ノ普及如何ヲ報セン比例的多數ノ囚徒普通教育ノ必要アルニモ拘ラス一月ニ於テ授業ヲ受ケタルモノ僅ニ九名二月ニ於テ二十四名三月ニ於テハ俄カニ増加シ二百八名トナレリ爾餘ノ月ハ漸時増加シ盛夏ノ候ニ至テ又著シク減少セリ如此増減ノ原因ハ何レニアリヤト云ハバ

スルコトナリ若シ監察者及ヒ補助手ニシテ過失アリタルキハ教師及ヒ典獄ニ於テ（第一）單獨譴責、（第二）一周間以内職務（即チ補助若クハ監察ノ）ノ停止（第三）教場内囚徒ノ面前ニ於テ書面ヲ以テ免職申渡ノ處分ヲナス然レモ第三ノ處分ハ最重ノ處分トシテ容易ニ施スコトナシ若シ大過失アルカ若クハ小過失三回ニ及ヒタルキハ典獄、教誨師及ヒ教師ノ評決ヲ以テ勉メテ決行スルモノトス

囚徒ハ教授時間中ハ極メテ靜肅ニシテ注意周到ヲ旨トシ教師ニ對シテハ最モ敬禮ヲ盡サ、ル可ラス又休憩時間ニ於テハ宗教、道德、歴史、地理、職業等ニ關スル書籍ノ貸與ヲ受ク然レモ其書籍ニシテ苟モ教誨師ニ於テ加特里基教及ヒ道義ノ旨意ニ反セリト思惟ルモノ及ヒ一般新聞ノ閱讀ヲ嚴禁ス典獄、教誨師、教師及ヒ其他ノモノ（前三者以外ノモノハ特別ノ認可ヲ要ス）ハ日曜日及ヒ祭日ニ於テ道義宗教其他囚徒ニ對シ裨益アリト思惟スル講談演說ヲナス

前顯教場内ニ於ケル囚人名譽職即チ教授補助手及ヒ監察者ノ外教育ヲ受クル囚徒ニシテ殊ニ勉強ニシテ成績良キモノハ教師ヨリ典獄ニ上申シ之レテ賞ス而シテ獄舎ノ構造不完全ニ歸セスノハアラス何ゾトナレハ嚴寒ノ時ニ於テハ舍内ニシテ寒暖計氷点以下ニ達スルアレハナリ既ニ事實此ノ如シ之レ政府ノ責任ヲ完フシタルモノト言フ可ケンヤ從テ司獄上必要ナル紀律ノ如キモ政府之レヲ維持セント欲スルモ維持シ能フ所ニアラス之レ余輩カ西班牙國監獄ノ甚ク宜シカラスト言フ所以ナリ

附 錄

○消防講義 (承前)

是等ノ著作家ニアリテハ火ヲ極メテ手際ヨク消シ止メントスルニハ工學上ノ知識モ決シテ忽ニス可ラサルコトナリトノ觀念ナキモノナラン唯單ニ此圖書ヲ見ルノミニテモ此等ノ人々ハ工學ト云フコト蔑視シ徒ラニ隊伍ノ編成方又ハ其支配法若クハ繰出シノ行列演習ナドノコト等ニ重キヲ置キ一途ニ消防法ノ旨意ヲ得タリト思フハ甚キ誤謬ナルヘシ故ニ當今ノ消防事業ト云ハ西洋モ同シク花々シク行列ヲナシテ軍陣ノ如ク繰リ出シ器具ヲ巧ニ運轉スルノミ仕事トヨリ思ワヌハ稍々歎聲ナキヲ得サルコトナリ是等ノ缺點

ヲ補足スルハ如何ニシテ可ナルヤト云フニ家屋構造論ノ極少ナル一部分ヲ以テ可ナリ然レモ輕々ニ少量ノ知識ヲ得タレハトテ實際火事場ニテ紅烙セル壁ノ落チカヽリタル棟梁ノ下ニ立働ラク如キ場合ニ至レハ最早之ヲ忘却シ運ニ任セテ無暗ニ进水ヲ放チ掛ルモノナリ故ニ消防隊長ハ家屋構造ト云フハ其腦裡ニ透徹セシメ如何ナル危急ノ場合ニ際會スルモ瞬間ヲモ其事ヲ忘ルヘカラス尙ホ其上モ望マシキハ尋常ノ住居家屋ヤ又ハ最も多ク火災ヲ惹キ起ス如キ建物ノ設計ヲナシ出來得ヘクハ自ラ手ヲ下シテ構造ヲ見ルヘシ此ノ如クシテ初メテ部屋ノ配置其他家屋各部ノ構造ヲ知了スルヲ得テ遠方ヨリ一ノ建築物ヲ望觀スルモ既ニ其家ノ組立ヲ了解スルヲ得ルニ至ル可シ現場ニ達シ馬車ヨリ飛降スレハ既ニ階段ノ所在其他部屋割窓ノ配置等ヲ一目ニテ究ムルヲ得ヘシ又此ノ如クナレハ屋根下ノ部屋ノ烟ノ卷キ滿チタル處ニアルモ台然トシテ停立スルヲモ出來ヘク危急ノ場合ニ遭フモ部屋ト部屋ノ結合板任切ノ位置等細微ノ構造法ニ至ル迄一分時ヲ用ヒスシテ充分明カニ了解スルヲ得ヘシ

茅葺板葺ノ屋根ノ火事ニ際シテハ最も急速ノ運動ヲ屋ノ内ニ在ル物質ハ飛火ノ及ハヌ丈ノ遠方ニ取片付ケ内部ハ全ク空虚ナラシメ置クヲヨシトス

第七項 高塔ノ火事

是ハ寺ニ於テ屢々生スルヲナルカ消防術施行ニ際シテ甚タ困難ナルトコロナリ何トナレハ之レト同高ノ攻撃點ヲ見出スト實際稀ナレハナリ故ニ此種ノ火事ニ當テハ其火源マテ高塔ヲ昇リ行キテ攻撃ヲ行フカ又ハ塔下ヨリ直接ニ进水ヲ以テ消ストヲ要ス

塔若シ充分強キ築材ヲ以テ成リ數階相重リ居ルトキニ當テ種々ナル消火手段ヲ施シテ皆功ナキ時ハ最後ノ手段トシテ下階ニ燃エ下ルヲ防ク爲メニ砂利ヲ其下階ノ床面ニ厚ク敷キ置クモ可ナリ故ニ各階ニ砂利ヲ以テ充シタル嚢ヲ何箇モ備ヘ置クヲ要ス

高塔ノ火事ニ際シテハ築材非常ニ乾燥シ居ルヲ常トスルカ爲メニ火ノ蔓延甚タ速カナルモノナリ其上普通ノ救護具ハ非常ナル高サニ至テハ用ユルヲ能ハサルヲ以テ上階ニ立働ラク火夫ノ爲メニ階段ヲ充分安全ニ保存スルヲ最も重要ナル注目點トス

鉛管ノ塔ニ於テハ鉛カ溶解シテ落下下ルノ危険アリ又鐘堂ニ火ノ入りタル後ハ消防夫ハ盡ク塔ヲ出去ラサル可ラズ鐘カ溶解シテ落下來ルノ危険アレハナリ

要ス此等ノ火事ニ於テハ火ノ蔓延スルヲ極メテ速ニシテ隣接セル家ノ屋根ヲ襲フヲ常トスレハナリ清水ノ代リニ腐敗水ヲ用ユルヲ却テ益アリ腐敗水ノ方蒸發遲キカ爲メナリ凡テ此種類ノ家屋ノ火事ニ當テハ用水手桶及長梯子ヲ備ヘ消防隊ノ到着前ニ消滅ニ取掛リ瞬時ヲ費ヤサスシテ火ノ延ニ備フヘシ

第六項 物置ノ火事

是等ハ通例其内ニ燃燒物ヲ堆積スル者ナルカ故ニ危険甚シキ者トス火カ此物質ニ蔓延スルヲ防ク爲メニ例ノ如ク成ル可ク火源ニ近ツキ消火法ヲ行フヘシ又陥落ヲ防クタメニ成ルヘク丈支障部ノ保存ニ注意スヘシ燃ツ、アルトコロノ枯草又ハ藁等ハ決シテ之ヲ散亂スルヲナク只裂シク水ヲ注キテ其内ニ籠レル火氣ヲ一時窒塞スルヲ勉ムヘシ建物ノ部分ヲ盡ク消シタルヲ始メテ此枯草又ハ藁ノ消滅ニ從事スヘシ之レヲ爲スハ金熊手ヲ以テ一部分ヲ搔キ出シ直チニ之ヲ消シ更ニ又一部ヲ引出シテ之ヲ消ス等漸々ニ總體ヲ消火スルヲ勉ムヘシ此ノ如ク一時消火シタル物質ハ其冷却スルヲ俟テテ之ヲ廣キ庭面ニ持行キ以テ其再燃ノ不虞ニ備フヘシ

火カ其隣接セル小屋ニ及ハントシテ防クカ爲メニ其小屋

第八項 病院、普通病院、養育院、盲啞院等ノ火事

凡テ此ノ如ク多人數集合シ居ル所ニ於テハ「ボンブ」導水管梯子等一通ノ消防道具ヲ備付ケ置キ人々ヲシテ其使用ノ演習器械破損ノ取調等ヲ爲サシメテシ最モ望マシキハ消防署ニ至ルマテ電信ノ連絡ヲ設クルヲナク世人ハ此ノ如キ家ニ於テハ階段ヲ石造ニスルヲ重キヲナレハ全體石造ノ家ナラハ兎モ角木造ノ家ニ於テハ烟ノ充滿スルヲヤ熱ノ爲メニ裂ケ飛フ等ノ事アリテ石造ノ階段モ火事ノ際ハ左迄大益ナルモノニアラス

講者曰本章ニ於テ論スヘキ項目尙多ク例之ヘハ校堂製造場水車場(多量ノ穀類ヲ粉碎スル處ニテ西洋諸國ノ田舎ニ於テ常ニ在ル所ノモノナリ)船舶山林鑛業場平原又ハ劇場等ノ火災消防法ノ事ニ就テ尙數方言ヲ費サ、ル可ラズ特ニ劇場火災ノ如キハ二百六十余箇ノ事實ニ就テ火災原因及其消防法ヲ探究シテ精細ニ論シ之ヲ原論ニ載セアルヲ以テ單ニ劇場火災ト云ヘル一項ヲ講シ悉サント欲スルモ尙一小冊子ヲ成スヘシ抑此消防講義ヲシテ一箇ノ學術トシテ完成時期セ

シメントナラハ則可ナリ然レモ我講談會ノ主旨  
蓋シ爰ニアラス故チ以テ遺憾チ忍ンテ本章ヲ茲  
ニ止メ我國今日ノ情勢ニ對シ最モ適當ノ參考ト  
ナルヘキ者ノミヲ摘發シテ先ツ之ヲ論シ親ヨリ  
疎ニ入り近ヨリ遠ニ及フチ以テ講者ノ主義トナ  
サン希クハ會員諸君一斑ヲ以テ全豹ヲトスルコ  
トク本論完成ノ如キハ尙數百ノ小冊子ヲ重テタ  
ルノ後ニシテ原論是非ノ如何現今消防學ノ眞面  
目ニ對スルハ當ニ此時ニアルヘキ事ヲ覺悟セラ  
レ暫ク講題ノ錯雜チ忍ンテ靜ニ完成ノ期ヲ俟タ  
レンコトナ

第七章 消防隊組織法

溯テ考フルニ五十年許リ以前マテハ獨乙ニ於テモ消  
防隊ノ組織ハ甚タ簡單ナルモノナリシ即國民消防義  
務法ト云フアリテ法律上ヨリ一般人民ニ此義務ヲ負  
ハシメ壯丁チ徵發シテ消防隊ヲ編成セシコトナリ此法  
ニ因ル時ハ消防夫ノ員數ニ不足ヲ告グルナトコトナ  
ク政府ノ經濟ニモ好都合ナレモ器械ノ運轉法其他消  
防技藝上ノ巧妙熟練等ノ事ハ到底此種ノ消防夫ニ向  
テ望ムヘクモアラザリシ何トナレハ元ヨリ法律ノ壓  
制チ以テ徵集シタルモノナルカ故ニ誠意盡心ト云事

ニ乏シキハ勿論ノ事ニテ多クハ不愉快チ忍ンテ演習  
ニ臨ミ若クハ火災ノ現場ニ趣クノミニシテ更ニ共同  
一致ノ心トテナク間々眞ニ消防術ヲ嗜好スル者アル  
モ是等ハ至テ少數ニシテ如何トモスヘカラス消防學  
ノ進歩ノ如キ到底望ムヘカラサル有様ニテアリシ抑  
此ノ如キ法律上ノ義務ニ服從シ誠意ニ其事ヲ務ムル  
ト云如キハ人心風俗共ニ善ク發達セル國民例之ハ希  
臘國人(希臘國人ハ雇聘ノ義務ヲ思フコト極メテ誠實  
ナルヲ以テ名アリ)ノ如キモノニアラサレハ能ハサ  
ルヘキコトナリ今若シ希臘國人ノ如キ誠實ナル人民ノ  
ミナリトスルモ技藝熟練經驗等ノ巧拙多少ヲ論スル  
時ニ至テハ國民義務法ハ帶官專任法ニ及ハサルコト明  
瞭ナリトス

抑此帶官專任法ナルモノハ消防事業チ以テ專任ノ職  
官トナスコトナルカ故ニ其ノ技ニ熟練シタル幾多ノ虎  
賁ノ士カ腕ヲ撫シテ事ノ起ルチ俟ツコトヲ得消防ノ術  
是ニ於テ進歩シ消防ノ實功是ニ於テ奏スルコトヲ得ル  
モノナリトス

帶官專任法カ佛國ニ起リタルハ二百年前ノ事ニシテ  
獨乙ニ始マリシハ五十年前ノコトナリ此法ヲ創始シ又

元警視總監吉田君ノ警守使便ノ風ニ正義ヲ開ビ  
其忠實群類チ出テシコト余輩ノ平素感歎措ク能ハサル所ニシテ殊ニ君カ我國警察官トシテ雲井ノ變ニ佐

防技藝上ノ巧妙熟練等ノ事ハ到底此種ノ消防夫ニ向テ望ムヘクモアラサリシ何トナレハ元ヨリ法律ノ腰ヲ以テ徵集シタルモノナカク故ニ誠意誠心ト云事ヲ以テ徵集シタルモノナカク故ニ誠意誠心ト云事

帶官專任法カ佛國ニ起リタルハ二百年前ノ事ニシテ獨乙ニ始マリシハ五十年前ノ事ナリ此法ヲ創始シ又之ヲ永續スル爲ニハ元ヨリ莫大ノ經費ヲ要スルヲ

元警視副總監給賞吉直君ノ器宇宏度ニノ風ニ正義ヲ尚ビ毅風ヲ重シシ只國家アルチ知リテ我身アルチ知ラズ其忠實群類ヲ出テシトハ余輩ノ平素感歎措ク能ハサル所ニシテ殊ニ君カ我國警察官トシテ雲井ノ變ニシテ賀ノ亂ニ西南ノ役ニ每次義勇精誠性命ヲ擲チ幾多ノ辛酸ヲ經テ偉人ノ勳功ヲ奏セシハ實ニ前古比類ナキモノト云フヘシ此ニ於テ余等獎縣ニ於テ其書師ハ素ヨリ科紙其他印刷方等モ念ニ念チ加ヘ願ル完美ナル肖像ヲ印刷シ君カ一生ノ事蹟ヲ細述セル左ノ長篇ヲ題シ發刊以テ同志ニ願フノト欲シ今爰ニ印刷師ニ其見積書ヲ徵セシニ即チ左ノ通りナリ若シ余等同感ノ諸君モアラハ來ル八月廿五日迄ニ余等へ御一報アレ即チ一同取束子之レガ印刷ヲ命セム

但シ其後申込書ニハ紙質及ヒ印刷高幾百部以上ニ昇レハ加入ヲ望ム旨御明記アレ又タ郵送費ハ此ノ積書ノ外ニ属スルモノト得セラレヨ

明治廿三年七月

元警視副總監給賞吉直君精畫肖像石版摺見積書

摺立部數		印刷局精製	精良ナル上等鶯	上等統
二百部以上	一部代價	雁皮厚手一號	全上二號	全上三號
四百部以上	全上	九錢六厘	八錢五厘	八錢壹厘
五百部以上	全上	八錢八厘	七錢八厘	七錢二厘
六百部以上	全上	八錢三厘	七錢二厘	六錢七厘
七百部以上	全上	七錢九厘	六錢八厘	六錢三厘
八百部以上	全上	七錢七厘	六錢六厘	六錢壹厘
九百部以上	全上	七錢五厘	六錢四厘	五錢九厘
十部以上	全上	七錢四厘	六錢三厘	五錢八厘
十部以上	全上	七錢三厘	六錢二厘	五錢七厘
			西洋紙	仙紙
			上等鶯	上等統
			卅七錢二厘	卅四錢壹厘
			卅六錢五厘	卅四錢三厘
			卅六錢	卅四錢八厘
			卅五錢六厘	卅三錢四厘
			卅五錢四厘	卅三錢二厘
			卅五錢二厘	卅三錢
			卅五錢壹厘	卅二錢九厘
			卅三錢	卅二錢八厘

- 中 原 尚 雄
- 龍 岡 篤 敬
- 中 島 彦 太郎
- 高 木 隆 美
- 同縣福岡警察署 三ヶ尻 忠 吾
- 同縣飯塚警察署 内山田 収
- 福岡縣警察本部
- 安 松 虎 雄
- 鈴 木 弘 一
- 松 井 茂 久
- 横 山 常 樹

廣告

備考  
 一御注文ハ紙又ハ絹等取り交ヘラレ候共少シモ差支無之前書ノ代價ニテ御請合申上候  
 一石版ノ大サハ可成大キク致度候得共石面ニ限リアル義ニ付極大石即分横壹尺八寸ノ分ニテ摺立可申候  
 一肖像畫キ方ハ西畫ニ有名ナル縣立中學脩徳館書畫教師吉田嘉三郎氏ニ頼ミ長篇題詩ハ書家ニテ名高  
 一殊ニ練書ニ妙手ナル水野香浦氏ニ頼シ執レモ在分精ニ繪キテ揮毫キテ其謝禮ハ弊堂ヨリ相當仕  
 拂可仕候  
 一代價ノ義ハ原品差出シタル日ヨリ三十日以内ニ必ク御渡被下度候  
 右御請合申上候也  
 明治廿三年六月  
 全上二號全上三號  
 西宮路  
 博多中島町  
 清華堂  
 吉松  
 惣之助



本文題詩如左

名花有期苦難及。名士有命奈難集。往年京地在學時。學暇每遊金彩色。邑有老傑好愛人。能談往事又話新。其性忠實且強毅。常持高風養天真。其姓綿貫名吉直。天保辛卯牛筑國。夙尚式術積練磨。胸宇磊砢存剛德。先行後言賤浮華。一生精力盡那家。與羽之野枕刀戟。北海之濱轉驍關。或鎮壓京畿之變。或從軍佐賀之戰。及彼西南兵事興。八旬沐雨又浴霰。熊本守城建策勳。添力主將谷將軍。計已解兮又轉戰。一日官軍亂紛々。四面受敵處死境。奮然跳身入洞井。匕首劍頭鬚髯支。恰遇我兵救其窘。異日賊魁歸廢城。銳鋒難當決死兵。自餘諸將皆失色。君獨自若不少驚。纔有巡查未離散。固據米廩振一腕。夙夜劇闘汗血流。壯烈雄膽服慄慄。嗚呼蘭蕙名花易萎名士容易與世差。君今仙遊化鶴去。傷心斷腸不勝悲。

レハ一般ニ之ヲ用ユルヲ能ハサルハ悲シムヘキトナ  
 リ例之ハ都府名港ノ如キハ容易ニ實行シ得ルモ小市  
 種アルトチ見ルヘシ

若不少驚。縱有巡查未離散。固據米廈振一腕。夙夜劇闘汗血流。壯烈雄膽服慄慄。嗚呼聞道名花易萎名士容易與世差。君今仙逝化鶴去。傷心斷腸不勝悲。

レハ一般ニ之ヲ用ユルヲ能ハサルハ悲シムヘキナリ例之ハ都府名港ノ如キハ容易ニ實行シ得ルモ小市寒村ニ向テハ之ヲ説クモ詮ナキヲテ此等ノ地方ハ只隨意赴急法ヲ充分改良シテ實行スル位ニテ満足セサル可ラス茲ニ注意ヲ要スルヲアリ隨意赴急法トテモ赴急消防夫ヲ組織シテ善ク其道ニ叶フ時ハ容易ニ輕視スヘカラサル實功ヲ奏スルヲナリ喻ヘハ消防夫箇々ノ熱心ヲ奮マシ其規律ヲ嚴ニシ技藝上正當ナル原則ニ基キ以テ演習ヲ行ヒ隨意赴急者ヲシテ其隨意ナルニ拘ラス公義ノ氣風及柔順服務ノ觀念ヲ養成セシムルヲ得ハ其運動ノ如キ決シテ見ルニ足ルヘキモノ無シトセス  
吾人ハ今都府名港ニ帶官專任法ノ必要ナルヲ知リ小市寒村ニ隨意赴急法ノ止ムヘカラサルモ亦之ヲ知レリ而シテ專任法隨意法元ヨリ人員ニ限アリ何ヲ以テ非常ナル場合ニ應セントスルカ曰ク箇人義務法是ナリ此法ハ戰時ノ國民義務法ノ如ク市民一般ニ服従スヘキ義務法ニシテ即チ非常ナル大火ノ場合ニ當テハ市民各箇モ亦消防夫トシテ働クヘキ義務アルモノトスルヲナリ然レハ此法ヲ實行スル如キ場合ハ容易ニ之アルヘキモノニアラス左レハ今日諸方ニ於テ行ワ

ル、所ニ就テ消防隊組織法ヲ類別スレハ概テ下ノ四種アルヲ見ルヘシ

- 第一 國民義務法
  - 第二 帶官專任法
  - 第三 隨意赴急法
  - 第四 前三法ノ混合法
- 千八百七十年頃迄獨乙國中十八箇ノ都府ニ於テ實行シ來レル帶官專任法ニ基ケル消防夫ノ員數ヲ舉ケレハ（茲ニ消防夫ト言フハ凡テ消防ニ從事スル人ヲ指ス也）

都府名稱 消防夫員數

「ベルリン」	八一
「ブラウンシュワイヒ」	一五
「ブレーメン」	一〇二
全 豫備	一一〇
「ブレスラウ」	八七
「ヒエムニッツ」	一六
「ダンチッヒ」	二二四
「ドレスデン」	六四
「デュッセルドルフ」	二九
「エルビンク」	一八

- 「フランクフルト」(マイン河畔)七一
- 「フランクフルト」(チーデル河畔)八
- 「ハンブルヒ」二〇二
- 「ケルン」五三
- 「ケーニヒベルヒ」七八
- 「ライプツヒ」一四三
- 「マグデブルヒ」一一〇
- 「ステットン」三〇
- 「ヒャロットンブルヒ」未詳

斯クテ千八百七十四年ニ於テハ帶官專任消防夫ノ合計獨乙全國ニテ二千三百五十五人與太利全國ニテ五百人進ンテ千八百七十七年ニ至テハ大ニ其數ヲ増シ獨乙ニ於テ五千九百八十人與太利ニ於テ八百九十九人ノ多數ヲ見ルニ至レリ爾來年々歷ルコト茲ニ十餘年西國共專任消防夫ノ員數之ニ倍蓰シ居ルコトナルヘシ然レモ元來此計算ハ只一般ノ總數ヲ示シタルコトニシテ地方ニ因リテハ更ニ專任法ノ設サヘ無キ所アリ左レハ土地ノ面積人口ノ割合ニ比シテ一地方毎々其數ヲ計ラサレハ其國消防事業ノ眞想ヲ規フコト能ハス今之ヲ例スル爲メニ獨乙聯邦中消防夫一人ニ對スル其邦ノ人口及土地面積ヲ舉ケ同國ニ於ケル帶官專

普魯西 (一) 一、七六〇 (二) 〇、一三〇 (三) 〇、四七〇 (四) 〇、六九〇

「ハッセン」 五、九九〇

「ザックゼン」 一一、四〇〇

「バーデン」 一八、一一〇

「エルザス、ロー」 二二、五〇〇

「トリンゲン」 二、四八〇

「ヴュルテンベルヒ」 二八、八〇〇

「ハニールン」 六六、二二〇

「アラウンシュワイヒ」 二七、〇〇〇

此表ニ因テ考フル時ハ吾人ハ「アラウンシュワイヒ」ニ消防事業ノ甚タ盛ニシテ普魯西ニ於テ不振ノ姿ナルヲ思フナリ抑帶官專任法ナル者ハ之ヲ創設スルニ當テ莫大ナル經費ヲ要スルコト勿論ナリト雖モ消防事業ノ旺盛ナラントシ望マハ此法ニ因ラズンハ則不可ナリ而此經費ノ如キ元ヨリ市民ノ安寧ヲ保護スル爲メノ保險料同一ノ者ニシテ生命財産ヲ重ニスル文明國人ノ爲ニハ尋常一般ノ事ト看過セラレ益此法ノ傳播ヲ來スニ至レリ譬ヘハ今此處ニ一箇ノ「ボンブ」在リト想像セヨ之カ使用ノ法則ヲ知ラスンハ果シテ何ノ用ニ供スルヲ得ル乎是ニ於テカ數年來其構造ヲ暗記

任法ノ何レノ地方ニ於テ盛シニ何レノ地方ニ於テ振ハサルヤチ一目ノ下ニ明瞭ナラシメントス

〔帶官專任消防夫〕 一人ニ對スル土地面積  
〔聯邦名稱〕 一人ニ對スル人口

但シ面積ハ「キロメートル」平方ヲ單位トス

- 普魯西 五六七〇一
- 「ハッセン」 一六六八三
- 「ザックゼン」 八八一九
- 「バーデン」 五五二〇
- 「エルザス、ロー」 四二五五
- 「トリンゲン」 四〇、三
- 「キロメートル」ハ凡我九町餘ナリ
- 「ヴュルテンベルヒ」 三四八九
- 「ハニールン」 一五一〇
- 「アラウンシュワイヒ」 七二七

次ニ人口及土地面積ノ方ヨリ計算ヲナス時ハ左ノ如シ  
〔聯邦名稱〕 (一) 人口十萬ニ對スル土地面積百「キロメートル」平方ニ對スル專任消防夫員數 (二) 對スル專任消防夫員數 (三)

幾何中數即(二)及(三)ノ數ヲ相乘シ之ヲ平方根ニ開キタル數也

且之カ使用ニ熟練シ來レル人無カル可ラス又或ハ無數ノ人夫集合スルモ共同一致規律ヲ正フシ號令ノ向フトコロ水火ヲ畏レサルノ勇アルニ非ンハ則不可ナリ是彼隨意赴急者ノ頼ムニ足ラサル所以ナリ且夫人間ノ習慣タルヤ實ニ畏ルヘキ性質ノ者ニシテ其職業ノ種類ニ應シ精神ノ發向筋骨ノ熟練凡テ之ニ適スル如ク馴致スルヲ以テ平常箇々(獨立ノ生活ヲ成シ來レル一般人民ヲ徵集シ二三回ノ演習ヲ爲シタリトテ共同一致敏捷ノ勵ヲササント覺束ナシ彼ノ非常ナル熾燧力ヲ有スル熾々タル猛火ヲ届伏シ全勝ノ功ヲ奏セント欲セハ火ノ本體ニ就テ精密ナル知識ヲ有シ之レニ專任シテ敏捷熟練ナル而モ嚴律ノ下ニ隊伍ニ編成セラレタル常備軍即所謂帶官專任消防夫ガ方略ニ丈タル勇將ノ下ニ馳騁スルニ非サレハ能ハサルコトハ當然ノ理ナリ夫レ此ノ如ク國民義務法ニ因テ徵集シタル消防夫ハ不熱心ナルヲ常トシ隨意赴急法ニ基キ編成シタル消防隊ハ不規律ナルヲ免レストムレハ文明諸國ニ於テ兩法ノ日ヲ追テ廢棄ニ歸シ專任法ノ獨リ盛ナラントスル所以ノモノ思フヘキナリ左レハ是ヨリ帶官專任法ノ事ニ就キ精細ノ点ニ渡リ論スルトコロアラント欲ス

帶官專任消防夫ニ要スル必要ナル條件ハ左ノ數則ナリトス

第一 考ノ及フ限り最短ノ時間ヲ以テ消防ニ要スル物件ヲ火場ニ送達スルノ準備アルヘキ事

第二 消防器械並ニ消防夫ノ員數ハ共ニ満足ノ備アルヘシ且其充分實用ニ堪ユルヲ常ニ試験シ置ク事

第三 消防器械並消防夫ハ日夜ヲ論セス即時火場ニ赴ムクヲ得ヘキ用意アル事

第四 消防隊ヲ部伍ニ編成シ嚴密ナル演習ヲ成シ器械使用法ノ研究ヲナスヘキヲ且火ヲ消ス

コハ工學上ニモ消防方略上ニモ毫モ非難スヘカラサル正當ナル手段ニ因ルヘキ事

第五 及フ限り迅速ナル火災報告ヲナス事

次ニ專任消防隊ノ組織ヲ論スル爲メニ獨乙國諸大都會ニ行ワル、組織法ヲ略載セン

「ベルリン」ニ於ケル專任消防隊組織法

「ベルリン」府專任消防隊ハ次ノ諸員ヨリ成立ス

消防司令官 一人 消防監察官 一人

消防技師 四人 器械監督者 一人

歩兵大尉 一人 全一等軍曹 四人

器械師 一人 上等消防夫 四十五人

水掛リ消防夫 五百十三人 馭者 四十五人

此消防隊ノ使用ニ供スヘキ消防器械左ノ如シ

「ロンドン」府「シャンドメーグン」會社製造

「蒸氣」ポンプ」 一箇

吸入壓出「ポンプ」 十四箇

但各二箇ノ釣梯子及四十五「メートル」ノ水管ヲ附ス

壓出「ポンプ」 二十七箇

但附屬物凡テ前者ニ同シ

搬水車 十箇

消防夫傳送車 十二箇

但各二十五人ノ容ルヘシ

器具運送車 三箇

但各梯子其他ノ消防器具ヲ附ス

石炭運送車(蒸氣「ポンプ」ニ要スル石炭ヲ入ル)一箇

水管運送車 十四箇

但各四十五「メートル」ノ水管ヲ附載ス

大ナル器械梯子 二箇

(以下嗣出)

防消技師 四人 器械監督者一人  
歩兵大尉 一人 全一等軍曹四人

(以下嗣出)

警察監獄學會規則

第一章 名稱  
第一條 本會ヲ名ケテ警察監獄學會ト稱ス

第二章 目的  
第二條 本會ノ目的ハ警察及監獄ニ關スル學理及其應用ヲ講究スルニ在リ

第三章 會務  
第三條 前章ノ目的ヲ達スルカ爲メ本會ニ於テ執行スヘキ至要ノ事項左ノ如シ

一 警察及監獄上緊要ノ事項ヲ研究審查スル事

二 警察及監獄ニ關スル事項ニ付各地方及外國各地ト通信往復スル事

三 警政及監獄ニ關スル事項ヲ開キ警察及監獄ニ關スル時々會員ノ集會ヲ開キ警察及監獄ニ關スル事項ヲ講談討議スル事

四 雜誌ノ類ヲ刊行シ本會ニ於テ研究審查シタル事項及會員ノ起草ニ係ル論說等ヲ登載シテ會員ニ頒ツ事

五 警察及監獄ニ關スル著述翻譯ニシテ有益ナル事ヲ認ムルモノハ之ヲ出版シテ廣ク頒布スル事

六 文庫ヲ設立シ警察及監獄ニ關スル内外ノ書籍、新聞紙、雜誌、報告書等ヲ蒐集シ時宜ニ依リ之ヲ公開スル事

七 學校ヲ設立シ警察官及監獄官タルヲ欲スル者ヲ養成スル事

八 本會ニ警察又ハ監獄ニ關スル事業ニ就キ一人ハ團體等ノ求メニ應シ相當ノ助力ヲ與フルコトアル事

九 第四條ノ前二條ニ定メタル事項ハ漸次ニ執行スルモ其方法順序ハ評議員ノ議定ヲ經テ會長之ヲ定ム

第四章 會員  
第六條 會員ヲ分テ甲種會員及乙種會員トナシ別ニ名譽會員ヲ置ク

第七條 本會ノ目的ニ同意ノ者ニシテ甲種會員トラント欲スル者ハ本會ニ申込ミ會長ノ承諾ヲ經ベシ但シ甲種會員タルコトヲ得ル者ハ警察又ハ監獄ニ關係アル學科ヲ修メ又ハ其ノ實歴アル者ニ限ル

乙種會員タルコトヲ欲スルモノハ其旨ヲ本會ニ申込ムベシ

第八條 名譽會員ハ學者政治家又ハ名望アル人ニシテ警察監獄學上ニ功勞アリ若クハ本會ニ裨益アリト認ムル者ニ就テ本會之ヲ推選ス

第九條 會員退會セント欲スル者ハ其旨ヲ本會ニ通知スヘシ

第十條 甲種會員ハ會費トシテ壹名ニ付一ケ年金三圓ヲ納ムヘシ但シ一時ニ金貳拾圓以上ヲ納ムル者ハ本會ノ會費ヲ要セス終身甲種會員ノ資格ヲ保ツコトヲ得

第十一條 乙種會員ハ會費トシテ壹名ニ付一ケ年金壹圓五拾錢ヲ納ムヘシ

第十二條 懇親宴會費其他臨時ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ納ムルモノトス

第十三條 始メテ甲種會員タル者ハ本會基金ニ充ツル爲メ金壹圓ヲ納ムヘシ

第十四條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名  
副會長 壹名  
評議員 拾名  
事務委員 若干名

第十五條 會長ハ本會一切ノ事ヲ總理ス

第十六條 副會長ハ會長ヲ補佐シ事故アルトキハ之  
 代理ヲナス  
 第十七條 評議員ハ至要ナル會務ノ議定ヲ爲ス  
 第十八條 事務委員ハ互選ヲ以テ壹名ヲ委員長トシ  
 分課ヲ定メテ本會ニ關スル庶務ヲ處理ス  
 第十九條 會長ハ必要ニ應ジ會員中ヨリ特ニ調査委  
 員ヲ指名シ警察又ハ監獄ニ關スル事項ノ調査ヲ囑  
 托スルコトアルヘシ  
 第二十條 會長ハ書記及使丁ヲ備使シ相當ノ給料ヲ給  
 與スルコトヲ得  
 第二十一條 會長副會長及評議員ハ總集會ニ於テ投票  
 ノ法ヲ以テ之ヲ推選ス  
 第二十二條 事務委員ハ甲種會員ノ中ニ就キ會長之ヲ  
 選任ス  
 第二十三條 會長副會長及評議員ノ任期ハ二年トス  
 但改選ノ時ハ前任ノ者ヲ續選スルコトヲ得  
 第二十四條 第六章 集會  
 本會ハ毎年一月總集會ヲ開ク  
 必要アルトキハ臨時ニ總集會ヲ開クコトアルヘシ  
 第二十五條 講議會討議會ハ一ケ年少クトモ六回開設  
 スルモ  
 第二十六條 總テ會場及會日ハ會長之ヲ定メ其都度會  
 員ニ通知スルモノトス  
 第二十七條 第七章 會計  
 本會ノ會計年度ハ一月一日ニ始リ十二月  
 卅一日ニ終ル  
 第二十八條 會費徵收方法ハ左ノ例ニ依ル  
 甲種會員ノ會費ハ一ケ年分ヲ三分シ三月、  
 七月、十一月ニ各一分ヲ徵收ス但會員ノ  
 都合ニ依リ一ケ年分ヲ取纏メ收納スルモ妨  
 ナシ

一 乙種會員ノ會費ハ一ケ年分ヲ十二分シ毎月  
 其一分ヲ徵收ス但會員ノ都合ニ依リ數ヶ月  
 分ヲ取纏メ收納スルモ妨ナシ  
 第二十九條 本會ノ經費ハ會費其他ノ收入金ヲ以テ之  
 ニ充ツ  
 第三十條 本會基金ハ終身會員ノ一時出金入會金寄  
 附金及毎年ノ收入殘餘等ヲ以テ積立ツヘシ  
 第三十一條 本會ヘ金圓物品等ヲ寄附スル者アルト  
 キハ之ヲ受領スヘシ  
 第三十二條 本會々計ノ報告ハ毎年總集會ニ於テ之  
 ヲ爲ス  
 第八章 雜則  
 第三十三條 此規則ヲ執行スルカ爲メノ細則ハ評議  
 員ノ議定ヲ經テ會長之ヲ定ムルコトヲ得  
 第三十四條 此規則ノ改正ハ總集會ニ於テ議定スヘ  
 キモノトス但シ議席ニハ少クトモ會員總數拾分ノ  
 一以上ノ出席者ヲ要シ尙ホ其三分ノ二以上ノ同意  
 アルニアラサレハ之レヲ決議スルコトヲ得サルモ  
 ノトス  
 第三十五條 會員ニ拾名以上ノ同意ヲ以テ此規則ノ  
 改正ヲ發議スルコトヲ得  
 第三十六條 本會事務所ハ當分ノ内東京市四谷區荒  
 木町二十二番地ニ置ク  
 第三十七條 從來發行スル雜誌及講義錄ハ別科講義  
 錄ヲ除クノ外仍ホ引續發行スルモノトス